
平成20年 第2回(定例)南部町議会会議録(第5日)

平成20年3月26日(水曜日)

議事日程(第5号)

平成20年3月26日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 「南部町教育の日条例の制定について」の訂正について
- 日程第4 委員会付託
- 日程第5 議案第5号 平成19年度南部町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第6 議案第6号 平成19年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第7号 平成19年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第8号 平成19年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第9号 平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第10号 平成19年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第11号 平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第12号 平成19年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第13号 平成19年度南部町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第14号 平成19年度南部町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第15号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 南部町被災者住宅再建支援条例の一部改正について
- 日程第17 議案第17号 南部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 南部町営バスの管理及び運行に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第20号 南部町教育の日条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 南部町立学校の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 南部町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 南部町特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について

- 日程第24 議案第24号 南部町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第25号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第26 議案第26号 南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第27号 南部町肉牛特別導入事業基金条例の廃止について
- 日程第28 議案第28号 南部町上水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について
- 日程第29 議案第29号 南部町簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の制定について
- 日程第30 議案第30号 南部町簡易水道基金条例の一部改正について
- 日程第31 議案第31号 南部町営住宅条例の一部改正について
- 日程第32 議案第32号 南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第33号 町道の認定について
- 日程第34 議案第48号 南部町がんばれふるさと寄付条例の制定について
- 日程第35 議案第34号 平成20年度南部町一般会計予算
- 日程第36 議案第35号 平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第37 議案第36号 平成20年度南部町老人保健特別会計予算
- 日程第38 議案第37号 平成20年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第39 議案第38号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第40 議案第39号 平成20年度南部町建設残土処分事業特別会計予算
- 日程第41 議案第40号 平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第42 議案第41号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第43 議案第42号 平成20年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第44 議案第43号 平成20年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第45 議案第44号 平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第46 議案第45号 平成20年度南部町水道事業会計予算
- 日程第47 議案第46号 平成20年度南部町病院事業会計予算
- 日程第48 議案第47号 平成20年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第49 陳情第16号 島根原子力発電所周辺の断層調査と耐震基準の見直し、及び原子力に依存しないエネルギー政策の転換を求める陳情書
- 日程第50 陳情第17号 沖縄戦における日本軍の命令・強制・誘導による「集団自決」の記述を削除、修正させた教科書検定の結果を撤回し、同記述の速やかな回復を要求する意見書提出についての陳情書

- 日程第51 陳情第20号 「JR不採用問題の解決に向けた協議の開始を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第52 陳情第23号 文科省による軍の「強制」削除の沖縄「集団自決」検定意見の撤回について（陳情）
- 日程第53 陳情第25号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める陳情書
- 日程第54 陳情第28号 後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する陳情
- 日程第55 陳情第29号 後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する陳情
- 日程第56 陳情第30号 後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する陳情
- 日程第57 陳情第31号 法務局の増員に関する陳情書
- 日程第58 陳情第32号 介護保険料の激変緩和措置継続のお願い（陳情）
- 日程第59 陳情第1号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情
- 日程第60 陳情第2号 道路特定財源の一般財源化及び暫定税率の廃止について（陳情）
- 日程第61 陳情第3号 「現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援施策の推進に関わる国の予算の大幅増額を求める意見書」提出の陳情書

（追加議案）

- 日程第62 議案第49号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第63 議案第50号 南部町職員の給与に関する関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第64 発議案第3号 議会のあり方調査特別委員会の設置について
- 日程第65 議長発議第4号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第66 議長発議第5号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第67 議長発議第6号 閉会中の継続審査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 「南部町教育の日条例の制定について」の訂正について
- 日程第4 委員会付託
- 日程第5 議案第5号 平成19年度南部町一般会計補正予算（第5号）

- 日程第6 議案第6号 平成19年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第7号 平成19年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第8号 平成19年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第9号 平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第10号 平成19年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第11号 平成19年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第12号 平成19年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第13号 平成19年度南部町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第14号 平成19年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第15号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第16号 南部町被災者住宅再建支援条例の一部改正について
- 日程第17 議案第17号 南部町特別会計条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 南部町営バスの管理及び運行に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第20号 南部町教育の日条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 南部町立学校の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 南部町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 南部町特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 南部町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第25号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第26 議案第26号 南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第27号 南部町肉牛特別導入事業基金条例の廃止について
- 日程第28 議案第28号 南部町上水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について
- 日程第29 議案第29号 南部町簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の制定について
- 日程第30 議案第30号 南部町簡易水道基金条例の一部改正について
- 日程第31 議案第31号 南部町営住宅条例の一部改正について
- 日程第32 議案第32号 南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第33 議案第33号 町道の認定について
- 日程第34 議案第48号 南部町がんばれふるさと寄付条例の制定について

- 日程第35 議案第34号 平成20年度南部町一般会計予算
- 日程第36 議案第35号 平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第37 議案第36号 平成20年度南部町老人保健特別会計予算
- 日程第38 議案第37号 平成20年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第39 議案第38号 平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第40 議案第39号 平成20年度南部町建設残土処分事業特別会計予算
- 日程第41 議案第40号 平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第42 議案第41号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第43 議案第42号 平成20年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第44 議案第43号 平成20年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第45 議案第44号 平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第46 議案第45号 平成20年度南部町水道事業会計予算
- 日程第47 議案第46号 平成20年度南部町病院事業会計予算
- 日程第48 議案第47号 平成20年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第49 陳情第16号 島根原子力発電所周辺の断層調査と耐震基準の見直し、及び原子力に依存しないエネルギー政策の転換を求める陳情書
- 日程第50 陳情第17号 沖縄戦における日本軍の命令・強制・誘導による「集団自決」の記述を削除、修正させた教科書検定の結果を撤回し、同記述の速やかな回復を要求する意見書提出についての陳情書
- 日程第51 陳情第20号 「JR不採用問題の解決に向けた協議の開始を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第52 陳情第23号 文科省による軍の「強制」削除の沖縄「集団自決」検定意見の撤回について（陳情）
- 日程第53 陳情第25号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める陳情書
- 日程第54 陳情第28号 後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する陳情
- 日程第55 陳情第29号 後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する陳情
- 日程第56 陳情第30号 後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する陳情
- 日程第57 陳情第31号 法務局の増員に関する陳情書
- 日程第58 陳情第32号 介護保険料の激変緩和措置継続のお願い（陳情）

日程第59 陳情第1号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情

日程第60 陳情第2号 道路特定財源の一般財源化及び暫定税率の廃止について（陳情）

日程第61 陳情第3号 「現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援施策の推進に関わる国の予算の大幅増額を求める意見書」提出の陳情書

（追加議案）

日程第62 議案第49号 南部町課設置条例の一部改正について

日程第63 議案第50号 南部町職員の給与に関する関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第64 発議案第3号 議会のあり方調査特別委員会の設置について

日程第65 議長発議第4号 閉会中の継続審査の申し出について

日程第66 議長発議第5号 閉会中の継続審査の申し出について

日程第67 議長発議第6号 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（16名）

| | |
|------------|------------|
| 1番 植田 均君 | 2番 景山 浩君 |
| 3番 杉谷 早苗君 | 4番 赤井 廣昇君 |
| 5番 青砥 日出夫君 | 6番 細田 元教君 |
| 7番 石上 良夫君 | 8番 井田 章雄君 |
| 9番 笹谷 浩正君 | 10番 足立 喜義君 |
| 11番 秦 伊知郎君 | 12番 亀尾 共三君 |
| 13番 塚田 勝美君 | 14番 真壁 容子君 |
| 15番 宇田川 弘君 | 16番 森岡 幹雄君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|----|--------|----|--------|
| 局長 | 谷口 秀人君 | 書記 | 糸田 由起君 |
| | | 書記 | 本田 秀和君 |

書記 加 藤 潤君
書記 三 輪 祐 子君
書記 谷 本 麻衣子君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|----------|-----------------|----------|
| 町長 | 坂 本 昭 文君 | 副町長 | 藤 友 裕 美君 |
| 教育長 | 永 江 多輝夫君 | 病院事業管理者 | 三 鴨 英 輔君 |
| 総務課長 | 陶 山 清 孝君 | 財政室長 | 伊 藤 真君 |
| 企画政策課長 | 三 鴨 義 文君 | 地域振興統括専門員 | 生 田 和 久君 |
| 税務課長 | 米 澤 睦 雄君 | 町民生活課長 | 畠 稔 明君 |
| 教育次長 | 松 原 秀 和君 | 病院事務部長 | 前 田 和 子君 |
| 健康福祉課長 | 森 岡 重 信君 | 保健対策専門員 | 櫃 田 明 美君 |
| 建設課長 | 滝 山 克 己君 | 上下水道課長 | 稲 田 豊君 |
| 産業課長 | 分 倉 善 文君 | 農業委員会事務局長 | 加 藤 晃君 |

午前 9 時 1 5 分開議

○議長（森岡 幹雄君） おはようございます。長丁場でありましたけれども、いよいよ議会の最終日を迎えました。各委員会で鋭意御審議をちょうだいいたしましたそれぞれの議案について、本日は結論を出すという日でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

早速会議を開きたいと思います。

ただいまの出席議員数は 1 6 人でございます。地方自治法第 1 1 3 条の規定による定足数に達しておりますので、平成 2 0 年第 2 回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 8 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

1 1 番、秦伊知郎君、1 2 番、亀尾共三君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（森岡 幹雄君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 「南部町教育の日条例の制定について」の訂正について

○議長（森岡 幹雄君） 日程第3、「南部町教育の日条例の制定について」の訂正についてを議題といたします。

町長から訂正の説明を求めます。

教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 議案第20号として上程をさせていただいております南部町教育の日条例の制定につきまして、条例中に字句の誤りが1カ所、過剰な記載が1カ所、紛らわしい記載が1カ所ありました。お断りをし、条例案の差しかえをお願いをいたします。

訂正させていただきます箇所につきましては、お配りをいたしております新旧対照表により説明をさせていただきます。

まず、字句の誤りではありますが、条例名が「南部町教育の日を定める条例」となっておりますが、「を定める」を削除していただき、「南部町教育の日条例」と訂正をいたします。

2点目の過剰な記載ではありますが、第1条中の「南部町の教育の充実と発展を図るため」の条文の「南部町の」を削除していただき、「教育の充実と発展を図るため」とに訂正をいたします。これは、第1条中に南部町民あるいは南部町という記載が3カ所あり、条文をより簡潔なものとしようとするものであります。

3点目といたしまして、紛らわしい記載ということではありますが、第3条中の「毎年10月から11月を」の条文の「から」を削除していただき、その部分に「及び」を挿入をし、「毎年10月及び11月を」とに訂正をいたします。これは、通常、月間が1カ月を単位として定められていることから、よりわかりやすい表現に訂正をさせていただくものであります。

以上、3カ所の訂正により、条例の差しかえをお願いするものでありまして、改めて御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいま説明がございました、議題といたしました「南部町教育の日条例の制定について」の訂正についてを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、「南部町教育の日条例の制定について」の訂正についてを許可することに決しました。

日程第4 委員会付託

○議長（森岡 幹雄君） 日程第4、委員会付託を行います。

お諮りいたします。先ほど許可いたしました「南部町教育の日条例の制定について」の訂正については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしております付託事件表のとおり、総務常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、「南部町教育の日条例の制定について」の訂正については、総務常任委員会に付託をいたします。

若干時間がございますので、これからとります休憩中に総務常任委員会で御審議を賜って、本議題での報告をいただくよう、よろしく願いをいたします。

会議を続行いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。今回、上程しております議案第11号、南部町公共下水道事業特別会計補正予算、質疑の中でちょっと紛らわしい答弁をした部分がございますので、訂正をお願いしたいと思います。

たしか植田議員の質問だったと思いますが、コンポストの残量とかの質問がございました。そのときの答弁で、コンポストの販売価格につきまして1袋、15キロ当たりで200円で販売しております。それで、販売につきましては業者委託をしております、町の方に入ってくるのが1袋当たり100円が入ってくるということです。ちょっとここら辺を誤解を招くような答弁をした部分がありますので訂正をお願いしたいと思います。販売は1袋200円で、直接施設にとりにいかれても200円、それからサービスとして15袋以上の注文があれば配達サービスもしております。ということですのでよろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいま、上下水道課長の方から、コンポスト関係での質疑に対する答弁の訂正がございました。

日程第5 議案第5号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第5、議案第5号、平成19年度南部町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件については、総務常任委員会を主体とする連合審査でありますので、総務常任委員長から報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。議案第5号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。質疑はございませんか。
1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 2点質問いたします。

1点目は、21ページです。西部広域行政管理組合負担金が1,389万1,000円の減額になっておりますが、きのうの全協で今の職員の休暇の費用が減額になったという説明を受けておりますけれども、その点、再度詳しく説明していただきますようによろしく願いいたします。

それから、2点目は、3月21日に、姫路リアルティーから福里団地の分譲の件で繰り入れがある契約になっておたはずでございますが、この点、21日の期限で繰り入れがあつておたかどうか、その点、確認いたしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 済みません。ちょっと手元に資料を持っておりませんので、とりに行かせていただきたいのですが、休憩をお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長から要請がございますので、休憩をいたします。直ちに。

午前9時25分休憩

午前9時30分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開いたします。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 昨日、資料の提出をいただきまして、管理費の負担金、老人福祉費負担金、介護認定審査会負担金、輪番制負担金、火葬場費負担金、不燃物処理費負担金、最終処分費負担金、溶融処理費負担金、し尿処理管理費負担金、白浜浄化場処理費負担金、米子浄化場処理費負担金、ごみ焼却施設建設費負担金、消防費負担金、教育費負担金、障害認定審査会負担金、それぞれ増減がございまして、その合計がマイナスの1,389万1,000円というふうになっております。

それと、姫路リアルティーの代金の入金のことでございますね。3月21日ということで当初入金が予定されているということで、そのことを委員会で確認をいたしましたところ、3月21日に全額が入っていないということがわかりました。その後、課長の方に確認をいたしましたら、総額2,790万円のうち、3月21日には1,500万円の入金、そして念書を入れた後、3月28日に延期をしてほしいという申し入れがあって、3月28日入金予定分が1,290万円という状況になっているとの報告を受けております。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） きのうも、議長からの説明では、広域行政の減額ですけれども、消防職員が代休で超過勤務手当を減額するための大きな要因がそこにあるというような説明だったですけれども、そのことについては委員会では聞いておられませんでしょうか。もし聞いておられなかったら、広域行政の副管理者である町長の方から答弁をしていただければと思います。

それから、2点目の姫路リアルティーの歳入が約束期日に入っていないということですが、この念書を入れて28日まで延期ということですが、その状況に至ったことについて聞き取りをされておりますでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 先ほど項目のみ、区分のみ読み上げをしましたが、消防費の関係では総額で8,273万3,000円減額になっておりまして、先ほど言われた部分については南部町が520万7,000円というのがここに当たるものというふうに思われます。そのほかに不燃物の処理費負担金で総額で7,292万、南部町分としてマイナスの430万余り、白浜浄化場の処理で1,200万円のマイナスで南部町分で230万円といったような、いろんな項目でマイナスの部分が生じているということでございますが、この先の説明、中身についての細かいことまでは確認をしておりません。説明がございましたら執行部よりお願いしたいというふうに思います。

それと、姫路リアルティーですが、そういうふうに延期を求めてくることになった理由としては、対金融機関の交渉に手違いがあったというふうな理由によつての申し出だというふうに聞いておりますが、このことにつきましても議長を介しまして、執行部より詳細な説明がございましたらお願いをしたいというふうに思います。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長の要請でございますが、答弁できますね。

総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。西部広域行政管理組合の減額について補足

的な説明をさせていただきます。

これは、議員も御存じのとおり9市町村の構成をしております、費用案分をした結果がこうなっております。全体額としまして約2億3,000万の減額による南部町割りがこの額になったものでございます。一番大きなものは、先ほどから出ております消防の関係でございます。これは全体額で8,200万余りの減額になっております。大きな理由は、先ほども申しましたように人件費の減というものでございます。あと、ほかには燃料物の処理費というのが約7,300万落ちしております。これにつきましては入札の減だということでございます。このように整理精算の部分で減額になったという説明を受けておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 姫路リアルティの関係ですけれども、先ほど委員長さんの方からありましたとおりでして、金融機関の方の事務の手違いで21日には全額が入れられませんという社長からの電話がありました。それまでに17日の日に担当者と向こうの経理の者と21日には必ず入れていただけますねというメールのやりとりをして確認もっております、その時点では21日に全額入れますからと向こうの返事ももらっておったわけですけれども、19日の日に社長から直接電話がありまして、もう自分としても金融機関の手続もしとったし21日には全額入れるつもりだったけども、19日に再度確認したところ、金融機関の方の異動もあったのかどうか、そのやりとりの中で手違いが起きたと。うちの方も、そういうわけにはいかんということを行いましたんですけれども、21日にはとりあえず1,500万だけは入金させてもらうけれども、残りの額については28日まで延ばしてごせということがありまして、先ほど委員長もありましたけれども、念書を取りまして今に至っております。

それで、きのうも本会議ありますきょう、26日には何とか入れてもらえんかということで問い合わせもしましたけれども、やっぱり28日を約束、金融機関との話をしているということで待ってほしいということでしたので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 2点だったと思えますけども、お聞きします。

まず最初、その姫路リアルティからの入金のことなんですけども、手違いがあったということなんですけど、課長の説明では年度末ですから異動とかそういうことがあったかもしれませんが、しかし、やはり借り入れできちんと念書というんですか、その契約取り交わしてるなら、そのような銀行のトラブルがあったからということは、これは理由にはならないと思えますよ。

それで、28日までに延期の申し込みがあったということで、仮に28日までに残金の1,290万ですか、入ったとしても、これは福里団地の県の公社の方へは払ってるわけでしょう。しかも、これ起債でたしか起こしたと思うんですよ。起債ということは当然金利がつきますよ。当初は3月21日までじゃなしに、もっと以前に返す予定だったはずなんですよ、契約でね。こちらの方の原資は借入れですから、当然金利がつきますね。これについても十分考慮すべきだと思うんですよ。

まずこの2点なんですけども、1つは、こういうぐあいに引き延ばされた分についての金利の状況、負担するのはどうするのかということがまず1点、それについてどう考えているのか1点。それから、このずるずる延びた経過ですけども、責任問題ですね、これについての。非常にあいまいなこと、もともとこの契約自身が無理があったんじゃないかということをおもいますよ。その関係で十分調査のことに基づいてやられたのかどうなのかということをお、この件について2つお聞きしますよ。

それから、もう1点なんですけども、実は正式な名称は南部町農業者トレーニングセンターですか、天萬に位置あります。ここに創価学会の方が会場を借りたということなんですけども、これについての借上げ料というんですか使用料が入ってないということが、この間の全協であったんですけども、これについて、なぜそのようなことがなされるのかということ、そのことについてまず説明を求めたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長に今、質問されとるわけよね。

○議員（12番 亀尾 共三君） 委員長に。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長だから、よく御存じでしょう。いやいや、それが無いから、私、振りやがない。どうするの、それを。

○議員（12番 亀尾 共三君） 委員長に……。

○議長（森岡 幹雄君） いや、ちゃんと尋ねないや、委員長に。どういうふうにしてそれをやったかちゅうことを。まあいい。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） まず、1番、2番の金利の負担、それと責任問題はということですが、このことにつきましては、委員長からお答えをするということができませんので、議長を介して執行部よりお願ひをいたします。

それと、トレセンの使用料につきましては、免除というふうには報告を受けておりますが、その理由ということになりますと、これは担当の課より、議長を介して御返答をいただきたいと思ひ

ます。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長要望がございますので、それぞれに答弁をいただきたいと思いますが、だれがやりますか。

企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 先ほどの福里団地の件の財源ですけれども、これは起債ではなくて、町の一般財源から捻出した財源というふうに思っております。

それから、利息ということをおっしゃられましたけれども、そういったことで起債の利息分じゃなくて、あと3月21日から今、延びているわけですが、28日までの1週間については、契約の中にあります遅延に対する延滞料、年14%というのを計算いたしまして、これも請求しております。以上です。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） 静かにしてください。今、私が求めとるわけだから。その程度の答弁はあってもよかろうと思う。それから先はまたとめるかもしれんけど。

基準があるでしょう。

ちょっと休憩します。

午前9時44分休憩

午前9時45分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開します。

産業課長、分倉君。

○産業課長（分倉 善文君） 産業課長でございます。トレセンの免除の件でございますが、使用目的が行政目的でありまして、環境の意識の向上に資するものと思ひまして、今回宗教的活動にも当たりませんし、減免の措置をしたものでございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） まず、姫路リアルティーが、私、ここに資料を持ってなかったんで起債でなかったかというぐあいにお間違いしておったんですけど、その点については私の方で訂正するんですけども、これ、その点については訂正いたします。一般財源だったとしても、これで年14%のことでやるというんですが、これは、ただ21日から28日までですけども、この以前がもっと前に返す分、日にち、ちょっと覚えてないですけど、3月の21日に返った分ですね、1,500万。これについてのその間のずれ込んだ分の金利は入ってるのですか、どうなのですかということを再度もう一度聞きます。

それから、トレセンの使用料……。

○議長（森岡 幹雄君） 亀尾議員、委員長に聞いてくださいよ。それがないとちょっとまずい形が残っちゃうんで。

○議員（12番 亀尾 共三君） 委員長にお聞きします。その中でどうでしょうかということ。委員長、聞きますのでね。

それから、もう1点なんですけど、トレセンのことなんですけども、使用料のことですが、先ほど委員長を介して担当課の方から、これ行政的な目的であって、別に宗教的な目的ではなかったからということで使用料は徴収しないということなんですけど、では、行政的な目的であるとするならば、私も加入しております南部町九条の会、これが会場は違いますけどもプラザ西伯で以前2回映画会をやったわけなんですよ。それではきちんと、しかも冬の12月の時期でしたから暖房料も含めてですよ、きちんとその請求があって払ったんですけども、これも大きな行政的な問題なんですよ、国のこと。なぜそのようなことをされるのか。そのことについて、再度説明を求めますので、委員長、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） いずれも委員長の方から答弁がちょっとできかねますので、議長を介して担当課より御答弁をお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 8月の契約の分を3月21日まで延ばしておりますけれども、この部分は契約の変更ということで町も了解をして、お互いの契約を期日を延ばすということで変更契約の対象としておりましたので、この部分は遅延延滞料は取っておりません。今は3月21日までの契約分が延びておりますので、この部分については契約書にうたっておりますとおり14%をいただくというふうにしております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。環境展のことについてお答えをしてみたい。

まず、創価学会の方から申し込みがございまして、事前に3月21日から23日の間だったと思いますが、南部町のトレーニングセンターを借用したいと。そして環境展を実施をしたいと、こういう申し入れがございました。いろいろ話を伺う中で、町の環境保全条例で環境についてのさまざまな取り組みをするようになっておりますけれども、非常にそういう趣旨に全く沿ったものだということのように判断をいたしまして、この使用料につきまして免除をすることにいたしましたわけです。私も開会式に臨みましたが、非常にすばらしい内容のパネル展示でございま

して、町内外から非常にたくさんの、また各界、各層の皆様方の御参加をいただいて盛大に開催をされております。最後に聞いてみましたところ、23日までの3日間で約1,700名弱の町民の皆さん初め内外からお越しになったというように聞きまして、非常に盛會に終わったと伺っております。

環境問題については、御案内のように、国家や宗教や民族やもちろん政党や、そういうことを乗り越えて地球家族といった観点で、それぞれの地域でそれぞれの取り組みをすることが今、求められておるわけございまして、いわゆる先ほどおっしゃったその九条の会ですか、というようなこととは私は意味合いが若干違うのではないかと。これは、特に九条の会については入場料も取っておられます。この環境展は入場は無料ございまして、広くこの地域の住民に環境についての関心呼び起こすという、そういう非常に高い志に基づいて取り組まれておるというように判断いたしまして免除にしたものでございまして、よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 補正予算についてお伺いいたします。

第1点目。これは所管の総務常任委員会なんですけれども、本会議で課長がお述べになったことに対して、先ほどの答弁についてお伺いしたいと思います、委員長、よろしくお伺いいたします。

1つは姫路リアルティーの件ですけれども、委員会の中では、3月21日に支払いが28日まで延びたと、そこで利息をいわゆる延滞ですか、14%を取るといふことの説明もあったんでしょうか。初めて聞いたんですよね。初めて聞いたので、この延滞金は幾らになるのかという問題が1つと、そういうお話をされたのであれば、3月21日か28日までは実際に延びていますから14%しますよという文書等を交わしているはずだと思うんですね。それをお出しいただく必要があるのではないのでしょうか。といいますのは、当初予算の最初の上程のときに、執行部は必ず3月21日に入るとおっしゃったんですよ。それが1週間おくられている理由は何かって。1,290万、お金、実は入ってないわけですよ。住民が4万、5万の税金を滞納した場合、すぐ行くんですよ、その文書を持って。それとか、住民が、例えばいきいきサロンのお金を年間3万円の補助金をもらうのにすごいたくさん文書を書いてするんですよ。3万、5万のお金動くときにいろんな手続とってするのに、町が1,290万入らんかったら電話1本で済むのかというのが、住民には理解得られんですよね。当然、町に入らなければいけないお金が、そういうふうな操作になってるんですから、文書等で確約等がなければ何を言うてるのか本会議で述べられませんよね。そのことを1つ出してほしいということと、このリアルティーの問題は、委員長、8

月31日から延びるに当たっては、それまで7件しか売れてなかったけど、それ以降完売するんだというのが大前提なんですよ。恐らく売れてないからお金が入ってこないと思うんですけども、もし売れないとすれば町の施策にもかかわってくるからです、このお金が1,290万入っていない、この背景にはその後、姫路リアルティーが8月以降3月までに完売するという予定が何区画売れてるのかということですね、ぜひお聞きしておきたいというふうに思うのです。よろしく願いいたします。

それと、もう1点のトレセンの利用なんですけれども、これは委員会で審議というよりは、きのうも全員協議会で出てきたので、ここで聞くしかないのでも聞かせていただくんですが、トレーニングセンターの使用というのは、私たちの身の回りの人も2カ月前の調整会議でとらなければ、なかなかその場所が使えないんですよ。特に土日は込んでまして、来月使いたいと言っても、2カ月前の調整会議ですね、そこに行ってくじ引きをすとか話し合いをして決めてくるんです。それぐらいとりにくいところなんですよ。そういう意味では随分御配慮された企画だったのではないかというふうに思うんですね。で、お聞きするんですけども、その配慮する基準をお聞きしたいですよ。先ほど、事前に話があったというのはいつなのかということですね。住民がルールを守って2カ月前から調整会議にかかっているものを、そこをも優先させて取り組む事業というのは一体何かということですね。

それと2つ目には、一体そしたら、この免除した使用料というのは幾らだったのかということなんですよ。仮に行政施策に合っているとおっしゃいましたが、自主的にスポーツをされてる方も行政施策に合っていると思いませんか。健康を保持するために健康増進施設を使うんですよ。これこそトレセンの一番の利用目的ですよ。そこにはお金取ってるんですよ、住民が使っても。まけていただきたいと言っても1カ月、2時間ぐらい使って8,000円、1万円払っているんですね。それに優先する目的というのはどういう内容なのかということをお聞きしたいですよ。ぜひ参考にしたいし、皆さんに教えてあげたいと思うんです。こういう利用の仕方したらただになりますよということを教えてあげたいので、委員長、ぜひこれは聞いていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 一番最初の延滞金の発生といいますか延滞金を請求するという件につきましては、昨日、聞き取りをした時点で出ました。あと、その書類が見たいということ等々、それと8月31日から3月の21日に延びた、これは完売前提で延びたのではないかと、そして何区画販売をされているか等々につきましては、17区画中10区画、現在販売さ

れているというふうな報告は受けておりますが、その完売前提といったようなことをどういふふうに見るかということにつきましては、議長を介して執行部の方よりお願いをいたしたいというふうに思います。

それと、トレセンの件につきましても、議長を介しまして執行部の方よりよろしくお願いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長の要請がございましたので、執行部の方でお答えをちょうだいしたいと思います。ちょっと休憩いたします。

午前 9時58分休憩

午前10時00分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開します。

企画政策課長。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 延滞料の14%の件ですけれども、これも契約書の中にきちんと明記してありますので、その条項にのっとってうちの方は事務を進めております。

それから、21日が延びた時点でのやりとりということですが、これも3月21日付の姫路からの念書という形で文書をいただいております。その中にも、文書といいますかそういう念書をとりましたので、28日には必ず払いますという文面がございました。

それから売れましたのは、委員長、先ほどありましたように、17区画中の10区画が今売れておりますが、契約の中でも、これが完売しようが残ろうが、必ずこの金額が入金されるというふうになっておりますので、残区画ありますけれども、すべて金額は入れていただくということでこちらの方は考えております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 産業課長、分倉君。

○産業課長（分倉 善文君） 産業課長でございます。トレセンのことにつきましてお答えをします。

申し込みが2月の1日にございまして、3月の利用調整会議にかけまして、利用調整を行ってお貸しをしたということでございます。

それから、減免の金額につきましては5万2,000円でございます。減免の理由につきましては先ほど述べましたとおりでございます。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 済みません、委員長。17区画が、うち10区画というのは8月

31日の時点では7区画出ていましたよね。ということは、その後、半年間で3区画が契約結んで売ったということなのかという確認ですね。完売しなくてもお金が入ることなんですけども、リアルティーがお金を引き延ばしてほしいという理由の中の一つに、なかなか売れないという理由があったんですよね。商売されてる方とすれば、売れなかったらなかなかお金にかわらないから入りにくいと思うんですけども、町としても、その経営手腕と販売していくことを契約にしているものですから、こちら側としては当然リアルティーに早期に売れるようにということは求めていかないといけんと思うんです、それが約束でしたからね。ところが、経過を見れば、半年たっても3戸しか売れない。これをどう見るかだと思うんですけども、あとどういうふうに売っていくかという点で、また大きな問題が来ると思うんですよね。リアルティーがお金払ったから、それは知らんわではないわけでしょう。私たちは定住対策のためにやっているんですからね。その辺で、なかなか売れていかないという理由について、どういうふうに聞き取っていいのかということと、それと延滞金の金額が幾らにということをおきたいと思うのです。少なくとも、私が委員会欠席してて申しわけないですけど、後で聞いた話では、その時点でリアルティーと文書交わしてるという話はなかったというふうに聞いておりますが、その点どうなのでしょう。あれば、当然執行部は、契約履行されていない段階で、どういう文書が来て28日まで待つことになったのかと、この説明せんといけんと思いませんか。延滞金もらってたらいつまでもええのかって。何で28日までにしたかという念書等が明らかにされないといけんと思いませんか。それをぜひ議会に出して説明していただきたいというふうに思うのですよ。

それと、委員長、済みません。2つ目のトレーニングセンターとのことなんですけども、利用調整会議でしたと。減免が5万2,000円の減免だというんですね。理由は先ほど述べたとおりだというんですけども、私は、これは産業課が述べることではないと思うんです。なぜかというところ、ここには特に町長が認める場合には減免ないしは免除することができると書いてあるのですから、これは首長の判断ではないかというふうに思うんですね。で、お聞きしてるのは最初のことなんです。利用目的に合致するというのであれば、すべて利用目的に合致してきますよね。町民には健康増進をうたっている健康福祉課と町の施策のため、総合計画に書いてある健康で豊かなまちづくりのために健康増進施設を使ってスポーツをしているんですよ。それには利用料金取るんです。それとこれとどう違うのかなというふうに思うんです。そうであれば、そういう目的に合致しているところについては、すべて無料にすべきではないかと。そう思いませんか。個人の分には取っておいて団体だったらいいのかなと解釈してしまうんです。そういう意味でいえば、もっとお答えにならないといけんではないでしょうか。

このことについての私は町の見解を町長に聞いておきたいと思うのですので、よろしく委員長、お願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 半年での販売区画が3区画だったかどうかということに関しては、現在10区画ということですので3区画だったというふうに思います。

それと定住対策として売れない理由をリアルティーからどういうふうに聞き取っているのかということについての件、それとリアルティーとの念書を提示すべきではないかということにつきましては、議長を介して執行部よりお願いいたします。

それとトレセンの件につきましても、議長を介して執行部より御見解をよろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。目的に合致すればみんな無料でもええのではないかと、どういう基準でその免除の判断をしたかということでございます。

まず、3日間で1,700人もの人を動員できるだけのパネル展でございました。行ってみられたかどうかわかりませんが、それだけのいわゆる大きなイベントでございまして、このトレセンの本来の目的からは、これは多分ちょっと違っているのではないかな、トレーニングセンターでございましてから。ただ非常に場所的にあんまり恵まれておりませんので、ああいう広い場所を利用してたくさんの人をお招きしてパネル展をしたいと、こういうことでございますから、私はそういうことで、これは町の特に進めていかなければいけない環境施策というものに全く一致しておると、このように判断をしたわけでございます。免除を決定したわけでございます。

町の公共施設はいろいろございまして、それぞれに利用目的もあるし、それから、それぞれの使用料も定めてございます。したがって、そういうことと今回のこういう環境展について同列に論ずるわけにはいきません。そういう特別なイベントであり、そして特別な考え方で免除を決定したということございましたので御理解をいただきたいと思っております。

それから、姫路リアルティーのことで随分御心配もかけておるわけでございますけれども、契約書にそういう延滞利息をいただくという基準になっておるそうでございますので、延滞利息をいただくということで何ら問題はないのではないかと考えておりますが、ただ21日に、私もメールのやりとりを見せていただきましたが、21日に入金ができるというのが28日まで待つてほしいということございまして、1,500万円は入金になったということでございます。書いたものとおりにどんどん何でもいけば、これはみやすいわけなんですけれども、残念ながら今回はそういうことにならんかったということでございます。ただ、28日には間違いなくお支払いす

るのでということですから、そこは余裕を持って待たせていただこうと、このように思っております。

思い起こしていただきたいと思いますが、福里団地が全く売れずに何年も投げてありました。町の責任であれば引き取らなければいけないような事態だったわけです。それをわずか1年余りの間に、10区画ですか、を売っていただいたわけですから、私はそれなりに評価をいたしております。したがって、資金繰りもあるわけですから1週間程度の猶予は与えて様子を見たいと、このように思っております。

それから、売っても売らなくてもということをやったわけですが、それは完売していただきたいと思っております。ただ町の方には、売らなくても損失が、土地が残りますから発生をしないということで、今まで説明をしてきたとおりであります。やっぱりプロのそういう業者をお願いして売っていただくということが、私は一番、町としては最善なやり方ではないかなというように思っております。何とか28日には全額入れていただいて、そして残った区画も自分の権利としてきちんと売りさばいていただきたいもんだなと思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 平成19年度一般会計補正予算に反対をいたします。

理由は、1つは後期高齢者医療制度の激変緩和措置のシステム改修の費用が計上されております。この後期高齢者医療制度につきましては、私も一般質問で何度も取り上げてまいりましたが、75歳以上のお年寄りに対しまして別建ての保険で差別医療を行うことが目的であります。このことは専門家の中でその問題点を指摘され、多くの自治体からこの制度を抜本的に見直すという意見書が上がっていることから見ても当然の立場であります。

このことを撤回を求めて、この問題を反対いたしますし、それからもう1点目は、西部広域行政管理組合のこの減額については、本当にいいことだと思うんです。必要な節約をしていくべきだということは考えるわけですが、この消防費の手当の減額については、清水川に西部広域の救急と消防の出先がありますけれども、ここで、その人員体制が不足してまして、米子には集中して出先では人員が確保できてないというような実情があって、そのことについては議会で

も西部広域から聞き取りをしておりました。それで、消防と救急が同時に出勤できない人員体制になってるということを聞いております。私は、今までそういう事例がなかったちゅうことからそういうことになっているようではすけれども、緊急の事態はよそから応援するんだということも聞いておりますけれども、でも初動が肝心であります。人命救急についても消防についても初動が大事であります。同時に出勤できる体制が組めないようなこの手当の削減ということについては、やはり異論を言わなければいけない。そのことを理由にいたしまして、反対いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 19年度補正について、賛成の討論をさせていただきます。

総務所管でございますが、答えは反対討論が民生のことに入っておりましたので若干させていただきます。

この19年度補正については、ほとんど実績に伴う最後の補正予算でございます。今、植田議員が反対討論を言われましたのが初めて出てきたものでございます。この後期高齢者医療、もう早速4月から始まります。今の減免措置のこのシステム改修の予算を入れなければ、その今の減免措置ができなくなります。だから、これは当然必要な措置の予算でございます。あとはこの後期高齢者については、まだこれからどんどんと議題が出てまいりますので、そのときに言わせていただきますが、この予算については大事なそういう予算が入っております。あとはほとんど実績でございます。ということを利用して、賛成いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は議案第5号、平成19年度南部町一般会計補正予算に反対するものであります。

理由は、先ほど植田議員が申し述べたとおりに、それにつけ加えてもう1点ですけども、実は情報公開の中で既に訴訟が始まっております。弁護士をつけるということで上がってるんですけども、その内容が予算に上がってないんですけども、聞きますと、どこでそれを充てるのかというと予備費の中で充てるということなんですが、しかし、目的支出がきちんと決まっていて、予備費の支出というのは緊急に値する条項ですね。例えば災害が起こって、既に手当てをしなければいけないという場合には上げるんですけども、ここに上がっておりませんし、また新年度予算でも、それを想定して上がっているのかということを見ますけども、上がっておりません。

私は、この予算の明確化、この点から非常に不十分である、このことを申し述べて反対するものであります。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにほ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第5号、平成19年度南部町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第6、議案第6号、平成19年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第6号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77号の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第6号、平成19年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第7、議案第7号、平成19年度南部町住宅資金貸付事業特別会計

補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第7号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 委員長に伺います。これは、住宅貸付金の中で累計の滞納額がたしか7,500万だったと思うんです、間違っと思ったらまた訂正お願いしますが、しかし、この滞納額が減少傾向にあれば、恐らくいずれかは解決するんだと思うんですけども、しかし、いつもこれが膨らんでくるわけですね。こういうことについての一体解決法については、どのように委員会の中で討論されたのかということ、どうだったのでしょうか、お聞きしますのでよろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 新築資金、改修または宅地取得の事業は既に終了しておりまして、現在は返還の業務だけ残っております。徐々に完納される方もふえておりますけど、やはり今の経済情勢で新たな滞納が発生することもありますので、町長も再々、議会で答弁されておりますけども、やはり保証人の方、または裁判等、十分な手を尽くした上で、国に費用弁済をまた求めるという町長答弁もありますので、その方向で委員会等で話もしてはあります。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 再度お聞きするんです。委員長、よろしくお願いします。

確かにこれは町で確実に全額、最終的には補てんするというものは非常に無理があるわけですから、実は生活実態が、過疎というのか少子高齢化の中で、次の世代の人もここに同居されているというケースも減ってるような状況だと思うんですよ。そういう中で、収入に対しての返済金がなかなか非常に無理があるという状況なんですね。そういう中で、やはりこれについては国の施策だったんですから、委員長の報告では町長が国の方へ要請したいということなんですけども、委員会の方としてどうでしょうか。まあ、それはおまえがしたらと言われればそうかもしれませんが、国の方へ、これについてやっぱり支援を強く求める意見書とかそういうものを出すべきだというぐあいには私は考えるんですけども、そのような審議はなかったかどうかを確認を再度質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 亀尾議員が言われましたことは私も賛成であります、この3月の定例会の委員会におきましては、委員会が国にそういう意見書を出すというところまでは話しておりません。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 住宅資金貸し付け事業の補正予算に反対いたします。

これはこの財源に対しましては県から利息の補助だけがありまして、償還金に対しましてはもちろん借りた方が返さなければ、これは累積赤字がたまっていくということで、その補てんを町の一般財源から行っています。やはりこのことについて、町は明確な責任を果たすべきだと思いますし、一般財源等にとこのようなことで対応するだけでは不十分だということがありますし、国はこの会計に対して一切財源を投入していない現状から見ますと、やはり町はその姿勢をきちんと国に対して言うべきだということで、反対いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 3番、杉谷です。この議案第7号につきましては、以前からいろいろと言われながらなかなか解決を見ない問題でございますけれども、おっしゃいましたように、この不景気な状況、高齢化の状況、そういう中でも完済をされている方もいらっしゃいますし、担当課におかれましては、より支払いをしやすい方法も考慮して分納可能なようなことになっておられます。町の一般財源も入っているということなんでございますけれども、もともとこれができ上がった、そういうようなところのある程度の負担というのも私たちも感じてもいいのじゃないかなと思いつながら、返済期間は平成の何年でしたでしょうか、平成32年までであるということですが、担当者の努力、それときちんとした自己責任でもって返していける方の善意も信じまして、私は、これは賛成すべきだと思います。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第7号、平成19年度南部町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 8 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 8、議案第 8 号、平成 19 年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 議案第 8 号は、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 77 条の規定により報告をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 8 号、平成 19 年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 9 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 9、議案第 9 号、平成 19 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 議案第 9 号は、経済常任委員会をもって審査の結果、

原案を可決すべきものと決したから、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） この農業集落排水の補正予算の中には、3件の集落排水の加入金が上がっています。1件当たり35万で105万ですね。この3件については会見地域の田住、三崎、天萬、このように説明がありました。ところで、この今回の議会の町長の所信表明の中では、特別会計のこの農業集落排水については普及率を21年度までには90%を超えていきたいということを言っています。その中でも、町長も指摘されているんですが、特に接続率の低い小松谷処理区の加入促進を図ると。今、小松谷処理区は19年度末で68.4%だということなんですけれども、この加入促進をどのように進めていこうとしているのかという点で、私は農業集落排水の加入金がやはり高いということがネックになっているのではないかというふうに思うわけなんです。それをどのように御審査なされたのかということと、もし委員会の中で、このような低い処理区についての問題点、課題ですね、どのような課題があると認識しているのかというようなことを、もし御協議があったのであれば伝えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 経済常任委員会の中で、この議案第9号の審査に当たりましたは、先ほど指摘がありました3件は、旧会見地区の3件でありました。その中で普及率をどうしてもやっぱり上げることが、この事業の運営については、少しでも加入者がふえること、接続率がふえることによって経営が少しでも安定の方向に向かうであろうということ、そのことを踏まえて議論した中で、やはり普及率を上げるには高齢者の中で、それぞれの、高齢者は別として、家庭の中の家計は非常に今、苦しい状況が進んでいるではなかろうか。そういう中で負担を少しでも下げるということについて、やはり加入金を今の35万を下げる、このことを、それはやっぱり必要ではなかろうか、そういう意見も出ました。ということが1点。それから普及率がなかなか上がらない状況、なぜかといいますと、やはり高齢者世帯の中では特に次の世代がここで住み暮らすことの見通しですね、その点もはっきりしない関係も影響してるのではなかろうかということが、この2点が接続率が上がらないことの原因があったんです。

しかし、この加入金の35万を引き下げることについての意見はまとまることができず、可決すべきということに決したわけでございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 今回の農業集落排水の補正予算について反対します。

理由は、集落排水の加入金負担金、当初は30万ですが、その後に加入する場合には5万高くなって35万になると。今、町を挙げて接続率を高めていこうというふうに言っています。先ほど、委員会の話の中に出ましたように、とりわけ接続率が低い原因の一つに、高齢者世帯がこれに移行することにちゅうちょする理由があると。1つは、高齢者が次の世代がないという問題。もう一つには、やはりどうしてもこの金額の問題が出てくる、改修費用もありますから。私は、これは強制するわけにはいきませんから、それで強制するようなものでもないと思うんですね。ただ、つきたいんだけど、何とかして金額の面をとという声も私は聞いております。

そういうことを考えましたら、この集落の排水加入金の免除する方法ですね。高齢者世帯や低所得者世帯への免除する方法等を取りながら接続率を高めていく方法を考えなければなかなか伸びていかない、こういう背景があるのではないかと思うんです。そういう意味でいえば、この35万円、少なくとも加入金の35万は、やはり再度協議し直して、引き下げるということを今後考えるべきだという指摘をして、反対をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、足立君。

○議員（10番 足立 喜義君） 10番、足立。加入金の引き下げということでございますが、これは去年払った人、ことしは払わでもいいかという、そういうわけにはいきませんので、そういうことにはならないと思いますが、接続率が低いというので、一つは後継者の問題もありましょう。これが大きな問題で、実際に接続をしても宅内の部分が結構お金がかかります。100万とか、一口に100万と言われても実際に老人世帯では無理な点があります。そういった面を粘り強く交渉していただくということが一番いいのではないかなと思います。老人世帯といっても、若い人もどこかに住んでおられますので、そういった観点から環境問題にも絡んでくると思いますので、そういった説得を粘り強くやっていただくというのが一番いいのではないかなと思っております。そういった努力も現になされておりますので、そのうちにまたぼちぼちとではありま

すが、接続をされるだろうというぐあいに期待をして、賛成討論といたします。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第9号、平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第10、議案第10号、平成19年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 議案第10号は、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第10号、平成19年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第11、議案第11号、平成19年度南部町公共下水道事業特別会

計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 議案第 1 1 号は、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 1 1 号、平成 1 9 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 2 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 1 2、議案第 1 2 号、平成 1 9 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第 1 2 号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第12号、平成19年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第13号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第13、議案第13号、平成19年度南部町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 議案第13号は、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） これから委員長報告に対して質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第13号、平成19年度南部町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 1 4 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 1 4、議案第 1 4 号、平成 1 9 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第 1 4 号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） これより委員長報告に対して質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 1 4 号、平成 1 9 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで若干休憩をとりたいと思います。先ほど付託をいたしました総務常任委員会の審議もこの休憩中をお願いをしておきたいというふうに思います。

再開は、よって 1 1 時再開といたします。休憩いたします。

午前 1 0 時 4 0 分休憩

午前 1 1 時 0 0 分再開

○議長（森岡 幹雄君） 休憩前に続いて会議を続けたいと思います。会議を再開いたします。

日程第 1 5 議案第 1 5 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 1 5、議案第 1 5 号、地方公務員の育児休業等に関する法律の一

部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。議案第15号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） これから委員長報告に対して質疑を行います。質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。これより、議案第15号、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第16、議案第16号、南部町被災者住宅再建支援条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。議案第16号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。
12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 委員長にお尋ねいたします。

この被災者住宅再建の条例なんですけども、経過というか生まれたのんは実は西部地震がありまして、大変住民はみんなえらい思いをしたんですけど、それをもとに県の方がこれについて支援をするための条例をつくろうということできたもんが発端ではなかったかと思います。それについて、国の方でもそれに見合っただけなんですけども、国がつくるということで、それによると、今までの県が持っておった分からすると後退する部分ができると思うんですよ、私が見たところね。それについて、やはり国の法律は仕方がないことなんですけども、この町の条例は、つくらなければならない、やはりそれに基づいて新たになって外れた部分については町が独自に今までどおり、やっぱり県に基づいてやるという、そういうことにやるべきであるというぐあいに思うんです。

というのは、これが毎年毎年計画的にあるものではありませんし、いざというときに本当に被害が起こった場合に、やはりここに住み続けなければいけないということで片山前知事もそういう思いで支援を起こったわけですから、そういう経過から見れば、やはりこぼれた分については町で拾っていくというようなことをやるべきだと思うんですが、そこら辺について、委員会の中ではどうだったんでしょうかということをお尋ねしますので、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 委員会の中でも一部分、下方修正してあって、今回の改正には納得できないという、また一部損壊を対象外とすることを納得できないという意見もございました。それに対して、いただいた資料において鳥取西部地震のときの住宅修繕に係る助成金の1軒当たりの実績が62万5,000円程度であり、基金造成に対して当初50億という大きなものを見込んでおりましたが、そうしますと、やはり市町村の負担も相当大きなものになると。交付実績に見合った大体のところを想定をすれば20億程度の基金造成でいいのではないかと、そういったことを考えた条例改正であり賛成できるという意見もございまして、採決の結果、可決すべきものとなったわけです。

○議長（森岡 幹雄君） 亀尾議員、よろしいですか。

進行いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 今回の被災者住宅の再建の条例ですね。再建支援条例の一部改正について反対をいたします。

この内容は、国の制度が整ったことにより県の制度を変えていくという問題です。国の制度ができることにより、県も基金造成目標を当初の50億円から20億円に減じて適用させていくという内容での制度変更だとの説明でした。これを利用していく住民の側から見れば、例えば半壊の場合、一部破損の場合ですね、大きく後退してくることになります。現行の県の制度では、半壊以上の場合ですね、300万の金額が出ました。ところが今回は県の制度の中でも半壊では補修に上限100万だと、こういうふうに下方修正されてきたわけです。私は、少なくとも国の制度が整えられてきた、不十分ですが、できた以上は、今の県制度を補うような改正案が出てくるのが当たり前ではないかと思うんです。ところが、このような下方修正では、対象するところと受け取れる金額ですね、これが下がってくるということになります。

もう1点は、私は、鳥取県が国の制度の上に今度、乗っかって条例を改正していくのであれば、中山間地域を抱える鳥取県独自の問題が起こってくると思うんです。いわゆる基金で保険を掛ける以上、家庭の場合でも自分とこの家がどのような状況になっても保険がきくような保険を選んでいくわけですよ。ところが、これでは県の改正では、全県で10世帯以上、これは前と変わらないんですけども、こういう条件があります。中山間地域では、例えば災害ですね、土砂崩れとかした場合は、1軒、2軒を対象に起こる場合だってあるわけですよ。そういう意味でいえば、私はこういう中山間地域を抱える町村長と一緒に、この枠を取っ払っていく必要があるのではないかと思うんですよ。せっかく町も掛けたはいいが、災害でうちの町だけ1軒、2軒の場合には対象とならない。これでは鳥取県の条例としては不備であるし、町村入っていくときも、やはり不備だと言わなければならないと思うんです。そういう意味でいえば、せっかく国がしてきた以上、県がそれを上乘せして、より住民に安心を与えるような施策とすべきだという立場から、今回の支援条例は、それに対しては不十分であり、前回よりも後退しているということで反対をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、青砥君。

○議員（5番 青砥日出夫君） 議案第16号は、国の支援対象にならない部分を補助するというところで平成12年の鳥取県西部地震で鳥取県被災者住宅再建制度が13年にできまして、その見直しを図るというものでございます。一番最初に鳥取県が確立しました、そして補助を出し

たというところから、国の方も自然災害に対する脅威、そういうことから整備を図ってきて、今回こういう見直しをかけるということです。これは県も見直しをかけるということでございます。基金が半分になるというようなことは先ほど真壁議員の方がおっしゃいましたが、いわゆる西部地震の実績による支給金額、1軒当たりが62万5,000円だったということ、そういう試算をしながら単身世帯、いわゆる10軒以下という部分については300万を225万というような、いわゆる25%ぐらいの減をするというところになっております。

基金も県、町と2分の1とする修正でありまして、実際整備がされていなかった自然災害支援が、鳥取県の条例によりまして国や全国の自治体も法律、条例の整備が進んだところでのそういう中で、県も町も財源減少の傾向の中、災害があれば基金、支援金を出すわけでございます。基金、支援金は多い方がいいわけですが、今の現状から見て、また西部地震の実績から見て、これでこれぐらいの支援金額で妥当ではないか、それで賄えるという試算をしてのことでございます。

ですから、議案第16号は賛成すべきというふうに思います。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第16号、南部町被災者住宅再建支援条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第17、議案第17号、南部町特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。議案第17号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。
12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） この議案第17号は、いわゆる特別会計ということをとって条例

の改正をやるわけなんですけども、ほとんどのところが今まで事業特別会計となっていたのを特別会計を除く、そういうぐあいに改めるんですけども、この中で、一つにしたのんが、なぜこのようなことをやってしまうのかということが大きな、一つはこのことになってるわけなんですよ。

事業会計をはねたということについて、この意味に対してどのような議論がされたのかということをお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） ただいまの質問のとおり、簡易水道会計の廃止と後期高齢者特別会計というものを加えるという中身でございます。もちろん、このことについて簡易水道事業の会計を統合することはおかしいのではないかという意見等々出たわけですが、当総務常任委員会としては、大きな考え方としては、特別会計が動いた、その結果としての条例の改正であるというふうな考え方が多かったように思われます。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） つまり委員長の報告を聞きますと、一つは新たに後期高齢者医療ができたということで新たに想定した、それと水道関係を一まとめにするという、そういう意味合いが一番だと思うんですよ。私は、この後にも関連しますけども、水道会計のことでも関連するんですけど、一くくりにしてしまうということで、全適に水道の部分の会計の一つにしていくという部分もありますし、この点で、また恐らく質疑がかかると思うんですけども、全適についての。なかなか委員会の中でも、このことについて聞きますと、メリットがそんなにあるわけでもないということなんです。私は再度メリットの点についてどうだったのかということについて、委員会の方ではどうだったのでしょうかということをお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 先ほどの繰り返しとなりますが、簡易水道というものの運営の性質上、一つにすべきではないという御意見も確かにこの議案の審議の中では出ましたが、その水道の事業会計の統合だとか、統合をしないだとかということを中心とした審議の内容とはなっていなかったというふうに思われます。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにはございませんか。よろしいですね。

これをもって質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） この特別会計条例の一部改正に反対します。

理由は2つです。1つは、簡易水道会計を特別会計から公営企業法の全部適用を受けて水道会計と統合していくためにそれを省いていくという問題。2つ目に、今、新たに4月から始まる後期高齢者の医療特別会計を設けるという問題です。いずれも内容については、今から出てくる22号、28号、29号議案の中でも審議になることと思います。

この中では、特に水道問題については、簡易水道会計を全部適用して水道事業会計に持つていくというこの整合性と、今の時点でなぜしないといけないかというのが、やはり考えてもわからないわけですね。その辺が一つの問題。

2つ目の問題の後期高齢者の医療特別会計は、4月から始まると言いますが、今、国会で審議中です。野党4党が共闘して、この中止を求める内容ですね。廃案を求める内容を共同提案してきているという問題。鳥取県議会でも、どこでしたっけ。会派が「信」でしたか、この中止を求める提案をして、全会一致で陳情書を上げていくという動きが起こるということが私たちのもとにも連絡として入ってきています。なぜかという、余りにも75歳以上を切り離して、この医療が高齢者切り捨ての医療だと国民的な批判が強いこと。首長を初め医師会や議会が反対の声を上げていくこと、こういうところが背景にあると思うんです。住民の声をしていくなれば、国が決めたことだから仕方がないというのではなく、やはり高齢者の暮らしや健康を守るためにも、私は議会がこのような後期高齢者の医療について、やっぱり反対だという声を上げていくべきだというふうに思います。特別会計についても始まると言いますが、まだ国会ではそういうやめさせようという声の中で、今、国会が開かれているということも考慮しなければいけないと思います。

そういう立場から、今回の特別会計の一部改正する条例には反対をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、青砥君。

○議員（5番 青砥日出夫君） 5番、青砥です。議案第17号は、先ほども説明があったように法律の改正による後期高齢者の医療特別会計の設置ということで、条例の一部変更、追加でございます。いわゆる特別事業会計がだんだんだんだんふえてくる中で特別会計もふえてくるというような形で、いわゆる水道、簡易水道、特会を水道会計と一本化するということです。簡易水道は、今回つないでなくても上水の方に移行できるということになりまして、そういう形での一本化ということで聞いております。

したがって、後期高齢者につきましてはすぐ始まるわけございまして、ここで反対を起こして国に声を上げるのもいいかもしれませんが、とりあえずその法律にのっとった部分で滑り出さ

なければいけないという面から見れば賛成すべきものと思われます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号、南部町特別会計条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第18号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第18、議案第18号、南部町営バスの管理及び運行に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 議案第18号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 2点よろしくお願いします。

1点目は、7条ですね、利用料金を、7条でしたっけ、どこでしたっけ、ちょっと出てきませんけども、規則で定めるところで、これは利用料とか手数料は条例で定めるところになっているように私は思ってたんですが、それ、規則で定めることができるという根拠条例をひとつお示しいただきたいということですね。のこのことについて委員会での審査の内容ですね。

それから、もう一つ、利用委員会でしたか委員会を設置されて、そこでいろいろ決定されて運用をされていくような委員会をつくられたということですけども、この委員会の構成と、この委員の選考方法について、どのように審査をされたかお知らせください。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） まず、最初の利用料金を規則で定めるところについては、委員会の中でおかしいのではないかという意見と、それで十分ではないかという意見、両方出ております。条例本体ではなくて規則で定めるところが、それでいいのかどうかということに関してですね……。済みません、これはちょっと私が聞き漏らしたかもしれませんので、これについての見解は執行部の方からお願いいたします。

それと、地域公共交通会議の委員会ということで、これの設置要綱をいただきました。それには委員の構成としては、それぞれ10種類の方々が選定されるように規定をされております。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいか。委員長からの要請がございますので、執行部の方でお答えをいただくようであります。

企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。条例の中には、7条の中で別に定めるといふふうにしておりまして、委員会でも規則を提示させてもらっておりまして、150円と100円という基本料金があります。ただし、条例の中で具体的にその150円と100円と明記しておりませんが、このたびの条例は規則の方でどうかお願いしたいと思ひまして、ただ、議員おっしゃられます、何でそうしたかといつて言われるところには規則の方で、この前もお話ししましたが、ころころ変えるものでもありませんし、公共交通会議の中できちっと相談したり議会の方にも提案したりしてしたいといふふうに思つてますので、このたびは規則の方で定めさせていただきますところがございます。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 規則で定めることができるというのは、きちんと本拠法令を示されるべきだと思うんですね。それでなければ、このたびは規則でお願いしますとか、そのような答弁で納得できるようなことではないと思ひます。

それから、交通会議の構成ですけれども、この一般公募の方というところが入つてないのではないかと思ひますけれども、このような構成にされた理由といひますか、これで十分な構成だといふふうに考へておられるのかもしれませんが、なぜ公募の方を入れられないのでしょうか。その点よろしくお願ひいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 今おっしゃつたのは住民代表の方という意味でしょうか、済みません。

○議員（1番 植田 均君） 公募です。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 公募の人がなぜ入っていないかということに関しては、議長を介しまして執行部より御答弁をお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。公共交通会議のメンバー、構成員については道路運送法の通達の中でメンバー、構成員というのが規定してございまして、その中に住民代

表というのがあります。その中で、こちらで考えましたのは地域振興区もできておりますし、その中でお二人という形で片寄らないような形で選任させていただきました。公募という意見でございましたけれども、一定の人数も指定がありますし、実態としては会見地区から1人、西伯地区から1人という構成でさせてもらっております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにございませんか。

15番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） 委員長にお尋ねしますけども、この13条の、これは事故があっちゃんならない部分になりますけども、この2に、「乗客に対する責任は、乗車したときに始まり、降車をもって終わるものとする。」とありますけど、一般的に乗車をするときより降車の方が事故が多いわけですけども、こう書くよりほかにはなかったかもわかりませんが、この点についてどのような、いわば行政側からの判断を求められたのか。両足がいわばバスから離れたときを降車とするのか、乗車のときの事故はほとんどないと思いますけど、この降車のときの事故というのは新聞紙上でもいろいろと、挟まれて発車するとかというようなことがありますけども、その点について伺いたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 中の条文の13条の2の降車というものの定義ということのお尋ねですが、その部分については委員会の方で審議に及んでおりません。できましたら、議長を介して執行部の方からお願いしたいというふうに思います。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長からの要請でありますので、その辺の解釈については執行部の方から解説をいただきたいと思います。

企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長、三鴨です。文字で読みますと降車はいかがなところかというようなことですが、両足が着地したときかどうかというような細かい規定ではなくて、バスに乗っていただいて安全に降りていただくまでが町の責任を持って安全確保していくということで、文言としてはこういう表現になっておりますけれども、そこらでどちらに責任、過失があるかというようなことになれば、またそれはそのケースになろうかと思いますけど、条例の文面としては乗車から降車までということで御理解いただきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 宇田川議員、よろしいですか。

○議員（15番 宇田川 弘君） 表現が難しくてね。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 委員長にお聞きします。この中で、1つは交通会議ですか、このことについてお聞きするんですけども、この中で構成員の中で、先ほど植田議員が住民代表が公募はどうなのかということだったんですけども、答弁の方では地域振興区の中から、2つの地区から1人ずつということなんですよ。これね、しつこく言うかもしれませんが、仮にこれで振興区で網羅ができるというぐあいに考えておられるとすれば、未加入の下阿賀の地区については、これはもう完全に除外ということになるのでしょうか。

それともう1点なんですけども、この会議を持たれるのはどの程度で持たれるのでしょうか。例えて言うと、いろんな先ほど宇田川議員のことがあったりなんかして、その中でも発生した場合には委員会持つというようなこともあるかもしれませんが、わかりませんが、定期的な会合とかそういうものを想定されているのでしょうか。そのこと2点についてお聞きしますので、よろしくをお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 委員会の中で、この地域振興協議会から住民代表が出ているということに、おかしいのではないかという意見も確かにございましたが、委員会全体の雰囲気といたしましては、住民代表、だれを特定してということではなくて、住民のたくさんの方々の意見がある程度聞けるような方ということで、その住民の集まりである地域振興協議会の地区の代表の方が出ておられるのだなという認識が多かったのではないかなという気がしております。ただ、中に例えば東長田の県道沿いではない、この横に入った枝道の方の意見というものがもっと明確に吸い上げられるような住民代表という形もとってもらいたいというような意見もあったのは事実でございます。

それと、公共交通会議の開催ですが、これは要綱の中に会長が招集しというふうな記述にはなっておりますが、具体的に何月にこの会議を開くといったようなところまでは確認をいたしておりませんので、議長を介して執行部よりお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長から要請がありますので、その会議の開催頻度等についてはお答えをいただいております。

企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。会議の開催については、定期的にとすることは相談しておりませんし決めておりません。そういう課題があり協議する事項があったときに適時開いていくというふうに考えております。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） ちょっとしつこいようですが、今、最初の質問の中で1点目のことで、住民代表ということなのですが、これ、先ほど委員会の中でもやっぱりいろんなところから、いろんな意見もあると思うんです、ひとつ地域振興区代表ということも表現いいでしょうけど、こうしてくくってしまいますと、今の課長の答弁でいくと、結局未加入のところは除くいうぐあいに私、理解するんですけども、そのような理解でいいのかということと、それから、これ構成が交通の規則で、規則というか法で決まれば別なんですけど、そうでなかったら、一般旅客の方が何個かありますね、事業所の。枠がはめられていて、これを抜けたらだめだということになってりゃ別ですけども、一定の総枠の人数がこれぐらいだということであれば、住民代表をもっとふやして、いろんな声をくみ上げる、だって地域の中をサービスするわけですから、いろんなことの声聞いた上で一番いいサービスをやるべきだと思うんですけども、その点について、委員長、どうでしょうか。ぜひ説明の方をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（森岡 幹雄君） 今の会議の構成の関係については、条例にはどこにもうたっていない部分でありますけれども、総務常任委員長の方から若干それに触れた話がありましたから受けていただきたいと思います。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 住民代表ということで、いろんな条件の地域があって、すべての地域の声が2人ではできないというふうな趣旨の御発言だったというふうに思うわけですが、先ほど課長から道路運送業法ですか、で、この構成員が決まっているということでした。住民代表が2人に限定されているのかどうなのかということまでは確認をいたしておりませんので、議長を介しまして執行部の方からお願いしたいというふうに思います。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。構成員の中には人数は限定はされておられません。住民代表からということではありますが、先ほども申し上げましたように、全町対象に公募をしたときにどの程度の方が手を挙げてくださるのか、あるいはどういったバランスよく御希望があるのか、選定なり人選なり、またそういったこともかかわってきますし、そうそう多くの皆さん出ていただきましても会議自体が大きなものになって議論がしにくい部分もありまして、今のところは旧会見から1人、旧西伯地区から1人というような形にさせていただきました。

それから、住民代表としてそういうお二方出てもらっておりますけれども、町民の皆さん方からバス問題として御要望なり、町に対して言ういただければ、事務局の方からこういう御意見

がありましたということで公共交通会議の方に提案をして、そこでいろんな分野の関係の方と御審議いただいて、それぞれの問題点、御希望を審議してもらって進めていくというふうにしたいと思いますので、町民の皆さんの声がこのお二人じゃないと通じんということではございませんので、そのようにお願いしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 委員長に一、二点お尋ねしてみたいと思います。

この条例の第5条でございますが、運行日についてうたってございます。これは「町営バスの運行日は、次に掲げる日を除く日とする。」ということで、1、日曜日及び土曜日、それから2、国民の祝日に関する法律に規定する休日、3、1月2日及び1月の3日は、要するに運行しないんだというようになってるわけでございますけど、もともと基本的にこのバスを利用される方は一般的にいう交通弱者と言われるようなお年寄りさん、あるいは子供さん方が多く利用していらっしゃると思います。そういう方が、現実的に日曜日、土曜日等々、そういうときに運行はないということになりますと大変実態として不自由なさっているように私は懸念します。そういう意味で、これは仮に経費の問題等があってこれだけ制約されたということなら、本来なら若干の経費で済むなら、本来365日全日運転するにこしたことはないわけでございますが、そういう経費の問題等についても検討なさったものでございますでしょうか。日常生活の中で、平日のみならず、日曜日でも祝日でも皆さんは交通が必要で動いてるわけでございますが、その辺については審議なさったでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。この条例の審査に関しましては、現在、日ノ丸バスが主体として運行しているものを事業主体が町にかわるという道路運送法の改正に伴う中身ということで、そのことを主体的に審査をいたしました。中身について、現状がここに掲げられておまして、この際、その中身を変えましょうとか、それに要する経費がどれだけかかるかかからないかといったようなところまでは審査が及んではおりません。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。

もう1点、ちょっとお尋ねしてみたいと思いますのは、ちなみに隣の安来市の場合には、日曜日も祝日もずっと動いております。そして、市民の足になっとって喜ばれとるようでございますので、先ほどの公共交通会議というものも開催されるということでございますし、そういう中でも本当に町民の足として、それこそ差別なく全町民が御利益にあずかれるような交通体系を整え

ていただければと思いますので、よろしくようお願い申し上げたいと思いますが、委員長のお考え、どうでございますか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 個人的な考えを述べろということですのでちょっと困ってしまうんですが、安来市さんがどういうふうな運行の形態をとっておられて、収支がどういうふうになってるかということは全くわかりませんので、そのことについてはちょっと発言は控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（森岡 幹雄君） 13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） このバスの問題は、私は総務委員会に所属しておりまして、ここで審議をしたわけですが、先ほど課長の答弁の中で初めて聞くことがございましたので、再度委員長を介して課長に答弁いただきたいと思いますが、先ほど課長が公共交通会議に意見があれば事務局に言ってくればそれを持っていくというようなことをおっしゃいました。今初めてそういうことを聞いたわけですし、それはきょうなんぶS A Nチャンネルでこれ放映されとりまして、それで周知をしたということになるのか、あるいはまた別の方法で、何かそういうことでもあれば企画政策課内に事務局があるのでそこに言ってくれというようなアナウンスが行われるのか、それについて委員長を介して課長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） ただいまの問いかけに対しまして、議長を介して執行部より御答弁をお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 企画政策課長、三鴨君。

○企画政策課長（三鴨 義文君） 企画政策課長です。そういうふうに申し上げました。バスに限らず、住民の皆さん、町民の皆さんが御要望があったり御意見がありましたら、当然、担当課であったり町の方にお話があるわけですし、こういったことも、バス問題でこういうことの要望とかということは担当課は企画ですので、そちらの方に言うていただければ、公共交通会議の方の議題としてまた提案させてもらって御審議いただくというふうに思っております。この問題について、企画が事務局ですので御意見をくださいというような改めの周知の方法とか、そういうやり方は今のところ考えていません。どこの課にもあるような御意見、御要望は各課が聞いて処理するという気持ちであります。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 議案第18号の町営バスの管理及び運行に関する条例の制定に反対をいたします。

委員会での審議や全協、今の本会議での質疑や審議の中でも上がってきてるのは、このバスの管理や運行に関して、住民の声が本当に届くような条例になっているかという問題、それから、この条例が決めていく、住民が関心持っている運行路線はどうなっていくのか、運行料金はどうかということ、本当に責任を持てる条例になっているのかという問題が投げかけられてると思うんです。

この条例では、一つには、住民が今の黄色いバスは町のバス、ふれあいバスで走っているけれども、本当に必要なところに走ってきてくれているだろうかという声ですよね、その声にどうこたえていくのかという内容が示されないといけないと思うんです。それが委員会の中でも、この中でも、運行路線は別表のとおり決めた、料金は規則で決めていく、これは私は、やはり少なくとも住民に対してきちっと決めていくのであれば、条例と規則は、規則は議会にかからなくても決まりますからね、運行料金は議会にかけないでも決めることができるという内容を出してきているわけですよね。それでは、私は住民に周知することで、住民の声を反映して議会で審議した結果で運行バスがどのようなようになっていくかということを決めていくということにはならないと思うんです。そういう意味では、条例に利用料金をしっかりと明記していくべきだというふうに考えています。

それともう一つは、この町営バスの管理、運行に関する条例の中で、ことごとく問題が出れば地域公共交通会議の中で話し合ってもらおうという答弁が返ってくるわけです。ところが、この条例には、条例を見ても規則を見ても地域公共交通会議の位置づけが書かれていません。私は、これは道路運送法に基づく公共交通会議を設置するのであれば、要綱ではなく、やはり条例で位置づける必要があるのではないかとこのように思うわけなんです。なぜかという、執行部がそこで路線や料金も決めてもらうというようなことを言ってるわけなんです。非常に大事な会になってくるわけですよね。であれば、少なくとも条例で決めておく必要があるのではないかとこの点と、もう一つは、公共交通会議のメンバーが問題になってくることは、先ほど議員の疑問からも出ていることやと思うんです。

本当に今、路線や料金がこれでいいのかという問題が住民の立場で考えられる方がこの会議の中にいるかといいますと、11人の中で町内から、住民から出ているところは町が代表する副町長、それから社会福祉協議会の会長である方、あと教育委員会からは教育長が出ておられます、これはみんな役場の方です。あと町内からどのような方が出てるかという、住民代表が2名出ていますが、この2名は住民代表、括弧、地域振興区の代表ということになっていますから、会見振興区の会長と南西伯振興協議会の会長が出ているわけです。あとどなたがいらっしゃるかなと思えば、学識経験者で出ている方、この方も地域振興区の会長さんなんです。ということを考えたら、幾ら住民の声を聞くとはいえますけれども、中のうちみんなが町から報酬、給与をもらっている身内ばかりじゃないですか。一番簡単な公共会議の持ち方ではありませんか。これが住民代表を入れた話し合いとはとても言えないというのは住民の側から見ても明らかなんですよ。そこで本当に住民の声を反映した、今不便なところにどう手を打っていくかというようなことが話し合われると本気で考えているんでしょうか。私は、少なくともこの公共交通会議については条例にのせてくること、どのような方が委員になるかも含めて議会で協議をして、住民の声が届くような会にしていかなければ、議会としても責任が持てないと言いたいような気がします。

それで、料金はどうなるのかといえば、ここで決めるといいます。この公共交通会議は協議する場であって、住民にかわって、議会にかわって決めるところではありません。そういうことを考えれば、公共交通会議についても条例化して議会に出してきて、料金についても議会で決められるように条例を定めることが必要ではないでしょうか。そういう立場から見たら、今後公共交通がどういうふうになるかということを議会で責任の持てない条例だということを指摘して、反対をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許可します。

5番、青砥君。

○議員（5番 青砥日出夫君） 5番、青砥です。議案第18号は、南部町営バスの管理及び運行に関する条例の制定ということで上がっております。

今、真壁議員がおっしゃいましたが、公共交通の審議会という部分については、公共交通会議という部分については確かにここには出ておりませんが、運賃その他についてはそちらの方で規則の方で定めるというふうになっておるわけですが、実質その位置づけというのはどうなのかという部分についてはちょっとアバウトなところがあります。

しかしながら、この道路運送法の改正により、バスの事業者が運行管理をするというのは今まで緑のナンバーで運行をしておったわけですが、その運行ができなくなり、有償の自家用

自動車を設置するという事で、白ナンバーに変わるという部分からの条例というふうに聞いております。したがって、その部分、陸運局に届けて、そういう形での運用が必要になってきたというところでこの条例が制定されるというところですが、その他の下の項に関しては、4条から下に関しては、以前からのいわゆる循環バスの中での取り決めと同じような部分を条項に持ってきているというところでございます。実質条例の定めが必要になったというところでの制定、議案でございますので、賛成すべきというふうに思います。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号、南部町営バスの管理及び運行に関する条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。（発言する者あり）よって……。もう一遍、声がありましたから……。

○議員（15番 宇田川 弘君） いや、多数で間違いなし。

○議長（森岡 幹雄君） 立てらんだったのが4人だと思って見たけども、間違いなしね。

○議員（15番 宇田川 弘君） 間違いありません、多数です。

○議長（森岡 幹雄君） ですね。申し上げたとおり、起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで3分ほど早いですけども、お昼の休憩に入りたいと思います。再開は、本当はちょっと早めたいんですけども、13時再開といたします。御参集賜るようお願いいたします。休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

○議長（森岡 幹雄君） 午後の会議を再開いたします。

日程前に発言を求められております。

病院事務部長、前田君。

○病院事務部長（前田 和子君） 事務部長でございます。一般質問と、それから当初予算のときの発言の中で、真壁議員から御質問と申しますか、発言がございました、後期高齢者医療制度が始まるに当たりまして、75歳以上の方が病院の方で診療が受けられないのではないかと申すというよ

うな御発言がございましたけれども、そのときに、病院としましてはそういう解釈はいたしておりませんというふうな回答を申し上げましたけれども、町長の方から、間違いがあってはいけないので、改めて調べて回答させていただくというふうなお返事をさせていただいておりますので、改めて調べてまいりましたけれども、住民の皆様には誤解を与えないといけませんので改めて改正の内容を簡単に申し上げますと、今回の改正で、診療所の方に厚生労働大臣の定める疾病ということで、その対象の方に診療所が、患者さんの同意を得て、診療計画を立てて診療させていただいたときに算定できるというような項目が新設をされました。しかし、それは病院の方には該当しません、これまでどおり高齢者の方も病院の方で診療を受けていただくことができるのか、そういうこれまでどおりの診察を受けていただくということで変わりはございませんので、御報告をさせていただきます。

診療費の算定は大変難しく、解釈がいろいろ苦勞するところでございますけれども、どうぞよろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 答弁の補足がございました。お聞き取りをいただいたとおりであります。

日程第 19 議案第 19 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 19、議案第 19 号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 議案第 19 号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 77 条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの総務常任委員長からの報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長の報告に反対者の発言を許します。

14 番、真壁君。

○議員（14 番 真壁 容子君） 議案第 19 号は、国民健康保険税条例の一部改正でした。中身は、今回、後期高齢者の医療制度ができることに伴って、後期高齢者ではありませんが、65 歳以上から 75 歳未満の方で 360 世帯、これは 65 歳以上の世帯の方に限るということなんです、ここを対象にして国民健康保険税を特別徴収するという、今まで国保税を特別徴収したことなか

ったと思うんですが、そういう内容が国で決まって、それを適用させていくという中身が出てきました。

その中に、まず1つ目には、後期高齢者の医療制度に伴って、65歳から75歳までの人を国民健康保険税を従来普通徴収であったものをこの年代に限って特別徴収にしていく、いわゆる年金をもらってる世帯は年金が入ってる分から国保税を天引きしようという内容だったわけです。これは政府の見解でも、介護保険が始まって、介護保険が年金天引きすることにより非常に徴収率がよくなった。当たり前ですよ。人の懐に入ってくる年金をその前に天引きするんですから、徴収率よくなるの当たり前です。これに味をしめて国民健康保険税をも年金から引こうとする、非常に私はひどい内容だと言わざるを得ないと思うんです。まず、このことには、私はいわゆる年金世帯の声をも代表して、町はこんなことするなという声を上げてほしいということが一つです。

それに伴ってどういうことが起こってきたかという、特別徴収か普通徴収かというところで分けていかななくてはならなくなったものですから、今まで国民健康保険税の普通徴収が南部町では10期で行われていたんですよ、それが事務的な手続等で10期ですることが不可能になり、8期にしたいという内容の話でした。南部町では、旧西伯町時代、やっぱり国民健康保険税が町民の中で一番払にくい高い税金だということで、これを何とか払いやすくするためにということでもいろいろ努力していただきまして10期の納期というのをしてきたわけです。これには担当課の努力もあったと思うんですけれども、これを後期高齢者の医療制度と年金天引きの国保税徴収をするがためにできなくなったということなんですけれども、私は非常に憤りを感じるのは、国の制度によってこういうところまで影響してくるのかということ、非常に感じたわけですが。実はこの件についてはどこの町も困っているようでして、隣の伯耆町は今まで納期が10期でなかったのを町長が住民に約束して10期にするということで、今回この困難な中で10期に向けて準備していると、こういうわけなんです。私は委員会では担当課長にお聞きしてきて、非常に担当課が大変だということはよくわかるんですけれども、隣の町が大変な中で住民の納付状況を考えたら10期にしていくということを考えれば、共同歩調をして今までの10期はぜひとも続行してほしいというふうに思うわけなんです。なぜ10期にできないかという理由の中に出てきたのは、後期高齢者や介護保険等の中で、今度、後期高齢者の医療を払ったりとかしていく方が介護保険料と国保税を合わせて年金の2分の1を超えてしまうと、こういう方については特別徴収しないよという制度も入ってくるから大変なんだというんですよ。でも、一番の原因は、こういうところから国保税を年金天引きすることをやめたらええんですよ、そのことから

来る影響ではないでしょうか。で、国民健康保険税の年金天引きはやめること。

2つ目には、大変だとは思いますが、質疑の中では住民が払いやすいということは町の方も徴収しやすいということだというふうにおっしゃいました。平成20年度の予算を見ていきましても徴収率は下がってきています。そういうことを考えれば、私は、もし仮に税務課だけで大変だということであれば人事異動等も考えていただきまして、税金を扱うところは非常に大事なところだと思います、せっかく今まで10期で行ってきたことを何とか保てていけるようにしていただきたいということ。2つ目には、もし仮にこれが今期だめであっても、情報センターと協議しながら8期を、納期をふやしていく方法を隣の町とも一緒に考えていくべきではないかということを提案して、この国保条例の改正には反対をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 総務の関係でございますが、どうもどうしても国保関係でございます、民生の私がちょっとさせていただきます。

今、真壁議員が言われた、一々もっともございまして、確かに10期が8期になるということ、それは私たちの委員会でもこれをお聞き取りいたしまして、25%アップになります。これは大変ではないかということでございますが、これで課長にいろいろ聞きまして、これをやめたらどうなるのか。そしたら、やっぱり地方税法が優先するという答えをいただきました。また、トータルにしたら年額は一緒ですけども、10期が8期になるというのはそれ以上大変でございます。一つには、今、真壁議員が言われましたように介護保険との絡みでございまして、どうしても介護保険、64歳ですか、65歳から74歳といったら、また後期高齢も一緒ですけども、こういう年代になればどうしても介護保険の利用者もふえてまいります。そういうことでしたので、この情報センターですか、いろんな広域連合との絡みもありますけども、利用料が介護保険料と国保料が2分の1を超えないように、超えた場合には早いことこれが手当ができる、こういう大きな制度が今日ついておりまして、いたし方ないとはあります。けども、今、真壁議員が言われました、これはぜひ隣の町が8期が10期になった。今何かいろんなこととしてその作業をされているようでございます。これを隣の町がもし可能で、きれいにきちっとできたことが実証されたならば、情報センターとも協議をしながら、これはぜひともしていただきたいと思っておりますけども、担当課、これらを聞きましてならば、前科がございまして、過誤納という、これによってまた町民に迷惑かけたら絶対ならないと、もう万全を期してやってやりたいというのが大きなこともございまして、今回の分はどうしてもこれをけるわけにならないと。けっかも地方税

法が優先するということを前提でございます。

もう一つは、介護保険料と国保との2分の1を超えたかどうかを判定するのも重大な大事なシステムでございますので、これはいたし方ないじゃないですけども、これを取らせていただきまして、ぜひとも隣の町がされたことを、いいぐあいシステムができたらぜひまねしていただき、また戻していただきたいことを願望いたしまして、今回はこれは賛成いたします。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第20号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第20、議案第20号、南部町教育の日条例の制定についてを議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 議案第20号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号、南部町教育の日条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 1 議案第 2 1 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 2 1、議案第 2 1 号、南部町立学校の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 議案第 2 1 号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

6 番、細田君。

○議員（6 番 細田 元教君） 委員長、1 点だけお聞きしたいことがございまして、これは大木屋分校がなくなるという条例だと思いますけども、学校の数によって我が町に交付税が入るシステムがあると思うんですけども、この大木屋分校がなくなった場合には交付税の影響というのは審議されましたでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。大木屋分校は、既に交付税の算定の根拠ではなくなっておるということでございます。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですね。

○議員（6 番 細田 元教君） 了解。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 2 1 号、南部町立学校の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 2 2 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 2 2、議案第 2 2 号、南部町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第 2 2 号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

1 4 番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 議案第 2 2 号は、町で後期高齢者の医療に関する条例を定めるものです。この後期高齢者の医療については、先ほども論議の中に出てきましたけれども、今、国会の中でも野党が共同して後期高齢者はやめようって、こう言ってるわけですよ。そういう中で、今回国が決めてきたといえども、各町が、市町村が動かなければこの制度というのは出発しないわけですよ。そういうことで条例つくってきたと思うんですが、まず初めに、委員長にお聞きしたいのは、委員会ではこの後期高齢者医療制度を導入することにより、7 5 歳以上の高齢者の置かれてる状況がどのように変わってくるのかというところを審議なさったのでしょうかということを 1 点お伺いしたいということ。

2 点目には、私たちはこの後期高齢者の医療制度に反対ですが、この条例の中身について聞いていきますと、第 2 条では町において行う事務が書かれています。これは後期高齢者については市町村が集まって県で一つの広域連合をつくるということなんですけども、保険料の徴収等については町がしていくわけですよ。とすれば、これは窓口が健康福祉課になるんだと思うんですが、そこでの事務というのは結構あるのではないかというふうに思うんですね。この事務量についてどうかということでは的確な答弁を私お聞きしていないのですが、どのような体制だとできるというふうに執行部は説明しているのかということ、この後期高齢者の対象世帯、また普通徴収、特別徴収をどれぐらいと見込んで、どれだけの事務量があると見込んでいるかという点をどういうふうに審査されたのかということをお聞きしたいという点。

それから、もう一つには、やはり後期高齢者の医療制度は、批判されている大きな一つに、お金を払えない、1 8 万以下の方は普通徴収になるんですけども、その方が仮に払えんかって 1 年たった場合には、何で払えんかということ役場の職員ですか、広域連合の職員に聞かれたときに明快に答弁をしなかったら 1 0 万円を限度として過料を払わんといけんという罰則規定が設け

られていることを全国的にわかったときに大きな驚きの声が上がったわけですね。

この罰則規定とあわせて、お金を払わなかった場合には保険証を渡さなくてもいいという制度をつくっています、いわゆる資格証問題ですね。このことが県の広域連合の中でも問題になって、広域連合の職員が市町村の住民の様子わかるわけではないと、町村の判断でどういう状況で支払いが苦しいかということができるようということをお聞かせを私たちは求めてきたんですが、この判断を町が行って住民に過大な負担と不利益を講じさせないように町が動く必要があると思うんですね。そういう点についてどのように審査なされたのかということをお聞きしたいし、町がこれらのことに対してどのような見解を持っているのかと聞き取れなかった場合は執行部に聞いていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 75歳以上の後期高齢に入られる方のこれからの治療等には相当影響が出ると思っております。その反面、国の医療が今30兆円の時代に入りまして、75歳以上の方もその3分の1を医療にかかっているという、そういう現実もありまして、やはり若い世代、また高齢者等も責任を分担し合っていくことが必要じゃないかという委員会で意見がありました。

それと、人員の配置、事務量ですが、この件には委員会では話し合っておりません。人員の配置なら総務課の担当になりますし、まだ庁内でいろんなことで調整中だと思っております。これは後からまた補足として議長を介して執行部の方にお聞きしたいと思えます。

それと、最後の過料、資格証の発行の件でございますが、これは最悪の場合を想定して先にありきではないと思っております。保険料の支払い等が苦しいとき、またいろんな事情があるときには、まず最初に健康福祉課または税務課に相談に行ってください。相談に来られますと、担当課もやっぱり親身になって、同じ町内ですので、しっかりした対応をするのが当然だと思っております。その反面、保険料も、悪く言えば払わずに、何の連絡もなしにそのままにしておくと、やはりそういう方には、最悪、資格証の取り上げ等も考えられるところですが、最初からそういう心配されるのもいいと思えますけど、そういう方を出してはいけないという感じで今後担当課にしっかりした対応をとっていただきたいと思っておりますし、委員会でもそういう内容の話でございました。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長の方から要請がございました。

健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。事務の体制でございますけども、

私どもが考えておりますのは、今16名の職員ございますので、その体制の中で対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 出た中で、後期高齢者の医療制度がどういうものであるかっていうところの審議が委員会でもなされたと思うんですけども、結果として、これが委員長の報告では可決すべきだというふうに出たということです。

それと、先ほど課長がおっしゃった16名なんですけども、16名で対応していくということは、これは後期高齢者の医療制度が発足することによって、今の事務量と全体としては変わらないということの意味してるということなんでしょうか、何か取ってかわるからそういう事務ということはないのだというふうに解釈していいのかという問題ですね。

それから、もう一つ、この後期高齢者の医療制度でどうしても触れて、委員会で審議されたのかということをお聞きしておかなくてはならないのは、先ほど病院の方から75歳以上の方がなかなか病院にかかりにくいというのはそうではないですよという話をされました。これはいわゆる担当医制度という分ですよ、月額6,000円という枠を決めて、1名の担当医を決めて、そこで医療費の包括払いの仕組みをつくっていくというねらいなんです。ここには、確におっしゃるように公立病院にかからなくて診療所に行けとは書いていないですけども、この仕組みそのものが診療所等でなければ担当医が設けられないことになっていることだから、公立病院の協会としてはこれでは困ると、公立病院をも対象にしてほしいと言ったんですけども、半径4キロ以内に診療所のあるところは、そういうことは公立病院ではできないということが決まってきたということで公立病院の関係者の方々が声を上げてるわけですよ。どうして心配してるかというところから来ている問題があると思うんですね。それはどこで決めたかというところ、診療報酬審議会等で決めてきたわけですよ。私は、本会議でもこのことが問題になっておりましたし、委員会でもそのことが御協議なされたのかということをお聞きしたいと思うんです。

それで、やはり根幹を聞かなくてはならないのは、厚生労働省が75歳以上を分けるのをどう言ってるかというところ、1つには、治療が長期化して複数の病気にかかるという傾向があるという問題、2つ目には、多くは認知症の問題が見られるという問題、特性ですよ、3つ目には、いずれ避けることのできない死を迎えるということで、後期高齢者を位置づけてるわけですよ。民主党も含め多くの方々が反対してるのは、結局75歳以上はいずれ死を迎えるんだから、今までの

ような治療でなくてもいいのではないかとこのところ、医療抑制のターゲットにされてきたというところで大きな怒りの声が上がってるわけですね。そういう意味で言えば、これが導入されたらどのようなことになるのか、75歳以下の方が多く占める南部町ではどのような影響があるのかということ、私は委員会でも審議なされたのではないかとこのように思うんですね。その辺のことをお聞きしたいと思いますし、担当医制度については公立病院への影響はないというふうなことについても審議なされたのかということをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） いろんな見方がございまして、生活を支える医療を目指す、また主治医に心身全体を継続的に診てもらおう医療、在宅で安心して療養できる医療、安心してみとってもらえる医療等幅広いものがありまして、どちらにしても医療制度が崩壊しないように、若い世代の人もいずれ老後になります、保険制度が永久的に続かせるための制度でございまして、また中身につきましては確かに老人の方を圧迫される部分もあると思っております。が、それは運用の仕方によって温かい運用をぜひともやっていただきたいという委員会での話もありました。

担当医の制度に関しましては、議長を介して執行部の方から説明お願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長の方の要請がございまして……（「さっき説明してあるんじゃないの」と呼ぶ者あり）さっきあったと思うけども、あえて委員長が振られましたから。

病院事務部長、前田君。

○病院事務部長（前田 和子君） 病院事務部長でございます。担当医制度でございますけれども、厚生省の考えと申しますか、国の考えといたしましては、いずれ病院は入院の患者様を、診療所では外来部門をとというふうな考えに基づきまして、丸め部分と申しますか、診療費を包括するというような考えで動いているのは間違いのない事実だと思います。病院の影響でございますけれども、国の方向がそういうふうな方向でございましたら、住民の皆様が必要とされる、患者様が必要とされる、そういう仕組みを病院では対応していかなければならないというふうに考えております。

ですけれども、現在かかりつけ医制度と、今回導入されましたけれども、これは全疾病に対するかかりつけ医というものではございませんで、先ほども御説明を申し上げましたように慢性疾患、糖尿病とか、そういうような限られた疾病に対しまして、必ず担当医を設けるのではなくて、任意で患者様の同意を得て行うというものでございます。これにつきましては、そういうかかりつけ医の研修を受けられた診療所の先生がそれを行えるということで、鳥取県ではまだこの診

療所もそういう研修を受けられたというような情報は流れておりませんし、そういう月600点である程度の検査とか、そういうものを包括した点数を算定するというのはまだなかなか取り入れられないような状況というふうに聞いております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 民生常任委員長に1点だけお聞きします。

先ほどの短期保険証、いわゆる保険証の件なんですけども、短期保険証もこれも問題なんですけど、いわゆる滞納者に対する資格証明書の発行ですね、これは今の国保の場合、管理、南部町では資格証明書の発行はやらずに、滞納者の意見を十分聞いて、その上で考慮して、払う意思を確認して短期保険証で対応してるということですね。しかし、先ほどの委員長の説明では、委員会の中では、町の職員が滞納者についてはいろいろ聞き取りして、困窮者の状況などを聞いて、そして対応するということがあったんです。町が管理する保険制度でしたらこれで大丈夫というのか、今までどおりのことが行われると思うんですけども、最終判断はやはり県の機関がやると思うんですよ。そこら辺で最終判断もここで任されているのか、あるいは県の方なのか、そのことについてどうだったでしょうかということをお聞きしますので、よろしくをお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 最終判断は県の広域連合長でございます。ただ、地元ですることは、やはり困ってる人に手を差し伸べて、相談に来ていただきたいと。税務課、健康福祉課、相談に来られる方に関しましてはやっぱり課も最善策を講じられると思いますので、ぜひとも投げっ放しにしないで、本人が行かれなかったら代理の方、また電話でもしてしつこいぐらいに相談に来られて、資格証の発行等を出さないようにされるのが最善だと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

ほかにはございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） この後期高齢者医療制度に関する条例制定に反対をいたします。

なぜ75歳で線を引かなければならないのかという理由が全然明らかになっておりませんで、これは高齢者に対する医療費のかかり過ぎを抑えるということがいろんなところから意見が出さ

れて、国民の怒りを呼んでいるところで、当然であります。

そして、先ほどから質疑の中でも明らかになりましたけれども、高齢者に対する差別的な医療が懸念されておりまして、今のところは国民の懸念によって抑えられておりますけれども、そういう方向がこの保険制度を設立する目的である以上、その本質には変わりはないわけでありまして。そういうところで、この医療保険制度、お金がかかるから大変だという発想から出発しているんですけども、私はそういうところから抜け出す必要があると思っています。それは日本医師会の皆さん方もそのような考えを持っておられまして、そういう問題提起をされておりますが、ここに一つだけ紹介したいものがありまして、帝京大学の医学部部長の大村昭人氏は、医療立国論というものの中で、この医療費を十分に必要なだけ提供する、それが国の内需を拡大して経済的にも成り立つんだと、このような理論を展開されておりますが、当然そういう考え方あり得ると思って私もおるわけです。

そして、最後に言いたいのは、侵略戦争で財政が破綻した国はあっても、医療費に金をかけ過ぎて破綻した国はないのであります。このような日本の亡国政治に対しましては、断固として反対をするものでございます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 3番、杉谷です。この議案第22号に対しては、賛成の立場で討論させていただきます。

先日、1月臨時議会のときが終わりましてからでしょうか、町内に回って担当課が説明した分と同じパワーポイントの説明を私たちも見ました。その中での医療費の全国の伸びというものが昭和48年から平成15年にかけては27倍も伸びていると、このように物すごく伸びている、こういうことは本当に今後、先が懸念されることでございます。

先日、卒業式に参りました。ここにいらっしゃる議員さんは皆さんいらっしゃいましたし、町長さんも、それぞれ皆さん関係者の方はいらっしゃったと思います。私、いつも思います。あのような子供たちが、小学生、中学生の顔を見ておりますと、この子供たちの一生を本当に安全で安心して暮らせる、こういう世の中を今私たちがきちっと築いていかないといけないと思います。少子高齢化と一口で申しますけれども、実際のそのときそのときの場面、今の子供たちの顔を見ながら、あなたたちのことは知らないよじゃあ、私たちのことがよかったらいいじゃないかというような考えでは私は納得できないと思います。

今の後期高齢者の方に対しましても、それぞれの軽減措置はなさっており、本当に必要なとこ

ろには手が差し伸べられている制度だと思っております。私はこれはぜひとも今後の社会のためにもつくり上げていかなければならない大切な制度だと思っております。以上をもって賛成討論といたします。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 私は今、南部町内でも後期高齢者の医療制度の話聞いて、一体75歳以上を、自分たちをどう扱われようとしているのか、これはひどい制度ではないかという声が上がってるわけですよね。その方たちが決して自分たちの孫や今学校に通う子供たちや保育園の子供たちの将来がどうでもいいとかいって、そういうことからこの医療制度がおかしいと言ってるのではないということをぜひわかってほしいというふうに思うんですよ。

私たち、今、医療費が上がることを考えることは、高齢者に医療費をかけることか、少子化で子供にお金をかけることとどちらか選べと、このような話で済むことだとお考えでしょうか。そうではないと思うんですよ。今75歳以上の方々がどうしてこのような差別医療になってくるかということ、明らかに国がお金がかかる、町長のよく言う持続可能な制度を目指して、お金のかかり過ぎるところを医療抑制しながら細く長い国民皆保険制度をつくっていききたいと、このように厚生労働省が説明しているわけですよね。でも、持続可能って言いますが、中山間地で住んでいる年金の収入が苦しい方は、今本当に今度の後期高齢制度ができて、介護保険と一緒にどれだけ払おうかということまで心を痛めているわけですよね。今このような方々を犠牲にして持続可能というのは、一体だれの命を大切にしながらしようと考えているんでしょうか。今の政府は、子供たちのために75歳のお年寄り医療を差別してもいいのだという考え方に立っているということをお認めになるんでしょうか。私はそうじゃないと思うんですよ。

町が行った医療費の伸びも非常に住民からは不評でした。何十年も前の医療を持ってきて、老人人口が、高齢者が伸びていること、医療費の高度化によって上がってくるのは当たり前ですよね。それをあたかも年のいった方々が病気をして医療にかかるから金がかかって悪いというようなことを言うというのは、私はこれは政府の責任で、あってはならんことやというふうに思うわけなんですよ。

今、この制度を考えた厚生労働省の担当者は、ある会で、1月に石川県内で開かれた会議でこういうことを言ったそうですよ。将来60兆円にもなる医療費を抑制するためには、医療費が際限なく上がり続ける痛みを後期高齢者の方が自分の痛みで感じ取ってもらわんといけない、このように講演したというわけなんですよ。人間が年とっていったら病気するのは当たり前です。今、担当医制度は問題ないとおっしゃいましたが、複数の病気で医療機関にかかることも、皆さ

んの御家族の方で高齢者の中にいらっしゃるんじゃないでしょうか。その方々が肩身の狭いような思いをする、まして扶養から一方的にはがして扶養家族にもならず、収入があろうがなかろうが払えるだけのものを払えとやっていくのが今回の制度ではないでしょうか。私は、確かに国の制度は今の町の執行部に責任はないかもしれませんが、でも、今全国で3割を超える自治体がこの後期高齢者の医療制度では住民の暮らしが守れないと声を上げています。そういうことを考えれば、少なくともこれを導入するに当たっても、それを進めてくる執行部、議員の皆さんもこれは本当に問題が多いということを示す必要があるのではないでしょうか。

それで、今せんといけんことは、条例を国どおりにすることではなくて、今の限られた予算の中で、今までの町をつくってきた75歳以上の高齢者の方々がどのように安心して医療を受けていくことができるのかを考え、その制度を町で充実させ、国にもそのような意見を上げていくことではないでしょうか。そういう意味から見たら、私は国の言いなりどおりに過料まで決めてやるような今回の後期高齢者の条例には反対をするものです。

○議長（森岡 幹雄君） 賛成者だな。

6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 6番、細田です。賛成の立場でいたします。

今、植田議員、真壁議員が言われたのはもっともでして、75歳以上には当然医療費はかかります。かかるからこの後期高齢者医療制度をつくったと私は思います。なぜならば、今までの、一番いいのは、私もちょっと勉強させていただきまして、今、真壁議員が一番言われました医療費増大とか、医療費抑制であるとか、医療差別じゃないか、一番皆さんが心配しておられたのは保険料の問題でございました。これも、ほんならこの後期高齢医療をせずに今までのように老人保健医療をした場合、老人が払っておられる国保の最低の料金が今まで1万5,000円でございます。後期高齢ではこの最低金額が1万2,600円です。約2,400円後期高齢の方が低くなっております。そういう方は、ほんなら当然低所得者の方々が影響を受けられます。この後期高齢者の人口でございますが、南部町では約1,900人が該当だそうできて、この間の本会議の町長答弁にもありましたように、後期高齢者の軽減を受けられる世帯、人数が約888名おられます。その中で7割軽減を受けられる方が707人ございます。こういう方が今までの老人医療だったら恐らく1万5,000円年間払っておられると思います。この方が今度は1万2,600円と低くなるような制度になっております。また、このように当然75歳以上になって、あと亡くなるまでは医療費は膨大にかかります。膨大にかかるからこのような制度が今できました。

この条例見まして私もびっくりいたしましたのは、罰則規定があったことは確かでございます。国保の条例にもこのような罰則規定はございません。過料10万円とかはございません。あとの資格証とかはございますけども、ぜひともこれは委員会でも論議になり、また課長にもお話をお聞きいたしました。75歳以上の方に資格証を出すとか、過料10万円というのはちょっと酷だと。なぜならば、今、真壁議員が言われましたように、この方たちはどうしても認知症が入ってまいります。そういうことを加味しながら、ちょっとした情報でも担当課がその家に出かけていってでも、ぜひともこのようなことがないようにしていただきたいということを委員会で話し合いました。担当課としては、ぜひそれは町民の生活を、高齢者の生活を守るためにそのようなことはしたくないし、本人が言われなければ隣近所の方でも、そういう情報があればすぐ手だてをして高齢者の医療を守ってまいりたいと言っておられました。私はそれを聞いて安心いたしましたけども、本当に今、杉谷議員が討論いたしましたように、この膨大な治療費を今までの老人医療費とか国民健康保険法でいけばほとんどが若年層の、自分とこの世帯主とか、お父ちゃん、お母さんが医療費も払っております。これを後期高齢医療になれば1割は自分たちでやっぱり払える人は払いましょうと、そういう制度でございます。その1割でも、中でもやっぱり払えない人がおられます。それを7割、5割、2割軽減で救いましょうと、そういうことにちゃんと制度になっております。

また、一番問題になったのが被扶養者の方の問題でございました。今までお父さん、お母さんの、自分の息子さんの扶養に入っておる方が全部75歳になったら自分が保険証をもらって保険料を払わないけん、この方に対しても政府は軽減措置をやっております。この軽減措置も1年から1年半で切れますけども、これは今後は与野党間で協議をして、どのようにやっていくかということまで道がなっております。そういうことで、そのようにセーフティーネットを少しこれからは私たちも発揮しながら、この制度はやっぱり医療費が膨大にかかるのは当然ですので、こういう制度をつくったということを理解したいと思ひまして、賛成討論といたします。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、この議案第22号、これについては反対をするものであります。

理由は、先ほど賛成者の討論がありましたけども、一番根本は医療に対してどういう考えをしていくのかということなんですが、支え合いの精神、これから始まったのが医療制度だったではないでしょうか。以前これがない場合は、お金のある人は医療を受けるが、ない人は受けられない、それではいけないというので国民皆保険制度が始まって、国保があり、また政府管掌の健康

保険、このようなことが生まれたわけなんです。その中で、確かに見れば若い人はどちらかといえば健康だし、高齢者になってきますと病気がちになってお医者さんにかかる機会がふえると、だから総体的に言えば高齢者、ここでは後期と言ってますが、前期がどこからかわかりませんが、高齢者全部ひっくるめて見ると、やはり若年者に比べると医者さんにかかる機会はふえるし、その分医療費が高くなるということは十分承知するものです。

しかし、先ほど最初に述べたように、支え合いの精神、世界じゅう見ても、保険制度をとってるところで年齢によって分けるようなことはどこの国もやっておりません。それは、やはりこの制度は国民みんなで支えようということをやっているわけなんです。なぜこのようなことで、医療費が上がるからこのようなことをやろうとするのは、根本はこの保険制度が始まったときに国が一定の割合で面倒を見ましようということを言ったのを、予算を、医療にかかる国の支援制度をどんどんやめた、支援のお金を減らしてきた、率を、お金そのものはふえてるんですけども、率がどんどん減っている、医療にかかる、このことが一番の原因ではないでしょうか。

ですから、ここの議会にいる者は、住民の皆さんの声を聞くと、お年寄りみんな言っておられますよ、4月から始まる保険制度、大変なことになると、しかも年金の中からいや応なしに取るらしいじゃないかと、本当にひどいことだと言ってるんですよ。そういう声をやはり反映させていくなれば、国の今のやり方に対してはだめですよということをしっかりと言うのはもちろん、そして今、私も質問の中で言いましたけども、資格証明書の発行を頑張ってやめているけども、これをもちろん町の職員が対応に当たるだけけれども、最終判定はやはり保険者がやるということになると思うんですよ。そうなれば、町民の皆さんの医療に対する危機、これはうんと増大するんじゃないですか。そのような内容の含まれたこのことに対しては厳しくやはりチェックして、反対をする、このことを強く主張するものであります。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号、南部町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（森岡 幹雄君） 次に移る前に議長からお願いを申し上げます。

大変時間を切迫いたしております。本日の議事日程は67項目をやっておりますが、現時点で

やっと22項目を終わったところでございます。相当時間を経過するのは覚悟はいたしておりますが、全員協議会の中でもそれぞれ各委員長に質疑がかかっております。若干それとダブる質疑も見受けられるようでありますので、質疑をなさるのは、ぜひお願いをしたいんですが、要領よく討論にならないように項目をびしっと委員長に伝えていただいて、質疑の時間の方が随分討論よりかかっておるのが今までのと言え、議長が何を言っとるかちゅうことは賢明な議員諸公でございましてからおわかりをいただけたらと思います。よろしく御協力をいただいて、ぜひぜひ夜中の12時までには上げたいと思っておりますんで、本当は休憩とりたいところではありますが、続行をしていきます。よろしくお願いをいたします。

日程第23 議案第23号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第23、議案第23号、南部町特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第23号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 質疑ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号、南部町特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 4 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 2 4、議案第 2 4 号、南部町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第 2 4 号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 2 4 号、南部町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 2 5 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 2 5、議案第 2 5 号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第 2 5 号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

1 4 番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） この条例の中では、7 0 歳以上の医療費の一部負担が 1 割だった

のを2割にするという内容で書かれています。4月の1日から始まるのですが、これは軽減特例措置実施要綱により、平成20年度については特例措置として国が一部負担金の一部に相当する額を負担していくということが決まったというそうですが、委員会の中ではどうして70歳から74歳までの今までの1割を2割にせんといけんのかなという話になったのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 委員会の中ではそういう話はございませんでした。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） この条例は、変えたんだけど、このままだったら4月からいくわけですよ。それが国の措置によって1年間は延ばしましょうといったことは今、国で言われてるように余りにも後期高齢者が評判が悪くて、これに伴って医療費をどんどん改悪したんだけど、さすがに前期高齢者の1割から2割負担は国民の批判に耐えられなくなって1年間延ばそうかという内容なんですよ。そうではないでしょうか。でも、これを認めちゃったら、平成21年度からは確実に70歳から74歳までは2割になるわけですよ、そのことに対して、住民負担についてどうかというところでの御審議についてはどうだったのでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 先ほどの答弁にもありましたように、国でも現在協議中でありまして、将来の負担の割合等まだ不明でございまして、ここで答弁できるものじゃございません。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 今の質疑の中でも明らかになりましたように、70歳から74歳の負担の割合を10分の1から10分の2に引き上げるというのがこの条例の本則の内容でありまして、今の国民の負担を引き上げていくという国のそのもとの法律を認めるということになります。そういう内容は断じて認めるわけにはいかないの、条例に対しても反対いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 3番、杉谷です。議案第25号につきまして賛成の立場で討論いたします。

まだいろいろと変わる可能性のあるものですし、国の法に対しての法の整備をきちっとしておくのは当然のことかと思えます。その中で、今凍結されている部分についてはまた今後の判断の余地があるということですので、もとのことはきちっとしておくべきと考えますので、賛成いたします。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第25号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第26号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第26、議案第26号、南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第26号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） これは何年に1回、定期的とは言いませんけども、年を追って出るものですけども、今回18リッターに対して20円単価を引き上げるということになるという内容のものですけども、いつもは問題になるんですけども、周辺の町村には関係なく、米子市が中心で、意向でこういうぐあいに決まるようなことになってるんですけども、委員長にそこでお伺いしますけども、何回かあった中ですけども、今回も周辺の町村には何の意見の聴取もなく、相談もなくこのことが決まったということでしょうか。それとも何か打診とか、そういうものがあったでしょうか、その点についてお聞きしますが、よろしくお願ひします。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 亀尾議員の言われますように、どうも今回も相談もな

く米子市が先に決定したみたいであります。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

1 番、植田君。

○議員（1 番 植田 均君） 南部町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に反対いたします。

これは先ほどの質疑の中でも明らかになりましたように、米子市が先行して料金を設定いたしたという経過を説明で聞きました。それで、本来なぜこういう条例で料金を決めているかということをお考えますと、これは公共性の高い料金だから議会にこの料金改定について付議されているというふうに考えているわけです。本来、公共料金に準ずるような形であれば、やっぱり議会で十分審議をしなければいけないわけですが、公共料金審議会などの制度もあるわけですが、そういう手続を経ずに、米子市が決定したから周辺の担当町でまあしようがないかというような、結論先にありきというような内容でなかったかと私は考えます。

そういう点から見て、やはり住民の生活に直結した料金であります。十分に審査をして決定するということが本来のあり方にする必要がある、そういうことを主張いたしまして反対いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、賛成者の発言を許します。

3 番、杉谷君。

○議員（3 番 杉谷 早苗君） 3 番、杉谷です。議案第 26 号に対しまして、賛成の立場で討論いたします。

植田議員のおっしゃるとおり公共性の高いものですので、しっかりと議論していくのは当然のことですし、初めに提示されたことにつきましても、米子市が 20 円上がったからというようなお話もありました。そこで資料を求めまして、この資料につきましても皆さんに御配付しておりますので、中を見ていただければ御理解していただけたと思います。その中にありまして、今は 180 円で引き取ってもらっております。これを 20 円上がった 200 円にしてもらいたいという要求でございます。これにつきましては、基礎経費は現在のところ 370 円かかっているとい

うことで、そのことにつきましても、ここの業者さんはほかのことにも関しまして経営努力を随分しておられるのではないかなという話も委員会の中で出ておりました。

それで、その中で出た議論の中におきまして、追随した形ではあるとはいえども、一つ一つ検討していく中、その中においては運搬の距離が長い短い、そういうようなことも含めると果たしてそれが米子市の設定よりも高くなるか低くなるかって、これもよくわかりません。しかしながら、そういうことはきちんとしていかなければいけません、この西部広域に南部町は入っておりません。そこで、担当課の方にも委員会の中で厳しくこのことは申し入れておきました。今後はそのようなことはないようにきちっと整理をして提案してくるようにとすることは申し入れてあります。

そこで、追随した形になったというのも、先ほど前に述べましたようにいろいろなことを加味して、どこが高い、どこが低いといいながらも、大体その辺のところで行くのではないかなという経過があって、それが惰性で来ているというふうな面もあったかと思います。しかしながら、今回このようなことが出ましたので、その分については検討していただくように十分申し入れております。そのような立場で私は賛成とさせていただきます。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号、南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第27号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第27、議案第27号、南部町肉牛特別導入事業基金条例の廃止についてを議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 議案第27号は、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。
委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第 27 号、南部町肉牛特別導入事業基金条例の廃止についてを採決いたします。
本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 28 議案第 28 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 28、議案第 28 号、南部町上水道事業の設置等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 議案第 28 号は、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

14 番、真壁君。

○議員（14 番 真壁 容子君） 28 号は、上水道事業の設置等に関する条例を変えていくというものです。これは次に続く 29 号ともあわせて、南部町で今まであった水道会計を一本にしていこうという内容の一つのものが出てきています。この中では、上水道に、今まで簡易水道だった馬佐良、それから会見地域の一部、池野鶴田をのけた全部をつないでいこうという内容です。そこで、きのうの全協でお聞きしたんですけども、回答が返ってきておりません。馬佐良簡水と会見の簡水をつないでいくのはなぜかという問題です。今回、諸木の水源の工事で会見地域と西伯ですね、それがつながることはわかるんですけども、あとたくさんある簡水の中で馬佐良簡水を今回上水道の中に入れてくるということについての説明がどのようであったのか、もしそれがなければ執行部にお聞きしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 先ほどの質疑なんですけども、答弁をいたします。

委員会の中で、担当課の説明では、この計画の申請を出して、18年にその計画を出されて、それで認可を受けて、そのことの中で有効は10年間だったというぐあいに説明を受けております、その認可のことで。それで、その計画の中では、先ほども質疑の中でも出ましたが、諸木からニュータウンをつなぐこと、これは既に結合はできました。それともう1点は、会見の御内容を経過して、馬佐良を抜けて落合浄水場につないでいくということだったんですけども、これは計画ではそのように申請計画出して認可を受けておりますけども、今のところはまだそれは実施されておきませんが、そういう背景のもとに馬佐良を上水の会計の中に加えたということです。なお、つけ加えますと、料金については、やはり簡水の料金設定でいくということでありました。以上がお答えでございますので、よろしく。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 会見の簡水の料金もそのままにしておいて、これをつなぐということなんですけれども、今まで議会で説明があったのは、確かに何年前でしたっけ、計画書が上がってきました。その当時はこの事業をすると莫大なお金がかかるので、当面は諸木とニュータウンをつなぐことでありたいというのが議会の説明ではなかったでしょうか。

仮に前計画を大前提として今回この会計を一つにしていくというのには、順番が違うんじゃないかと思うんです。その前にこの会見側と馬佐良をつないでいくということであれば、その説明が要るのではないかと思うんですね。それが委員会であったかということです。それがいつするかとか、そういうこともないのであれば、その話が決まってからでもいいのではないかというふうに思うんですね。

今回つなぐということは、その工事をするということが大前提であるという説明があったのであれば、その工事をいつなさろうとするのかということですね、そのことについて執行部の方にお聞きしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 接続の計画について説明が受けたかどうか記録を見ますと、私のはっきりと書いておりませんので、議長を介して執行部の方へ答弁をお願いしたいと思います。よろしく。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長の要請がございます。答弁をいただきたいと思います。

上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。馬佐良を経由した事業計画ということでございますが、18年に水道事業統合計画を策定したときに、町内の水資源を有効に利用するとい

うことでこの計画が策定されております。まず諸木ニュータウン、それから朝金から馬佐良、落合、それから設備更新等が予定されておまして、当初5年間の予定、計画だったと思います。先ほど真壁議員の言われたとおり、財政状況がちょっと厳しいのがわかってきたもので、19年度に諸木ニュータウンをつなぐ、それをちょっと延期をしとる部分があります。10年計画の方に変更しとる部分ありますので、これからの財政状況等にもよるとは思いますけども、最終年に近い25、26、27年ぐらい、もちろん単年度でできる事業量ではございませんので継続事業になるとは思いますけれども、そのころになるのではないかというふうに考えております。

○議長（森岡 幹雄君） 13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） この今提出をされております、委員長が報告された条例の中に3種類の料金表があります。その中で、ちょっと教えていただきたいのは、会見地区の料金表というのが52ページにあります。これのちょっと見方を教えてもらいたいんですが、これを見ますと、例えば普通多分13ミリじゃないかと思いますが、これは金額が1カ月につき630円、従量料金が1立方から50立方まで1立方につき73円というような表示がしてあるわけですけど、これは例えば30立方を一月に使ったとしたときの料金というのはどのように計算するのか教えていただきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 申しわけないですけど、私が言って、またあいまいなことになって混乱したらいけませんので、議長を通して担当課の方へ答弁をお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長の要請がございます。上下水道課長の方から御答弁をいただきます。

上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。会見地区の料金の算定の方法ですけども、30立米の場合でしたら、73円掛ける30、プラス13ミリの630円になります。

○議長（森岡 幹雄君） 塚田議員、よろしいですか。

○議員（13番 塚田 勝美君） ちょっと待ってください。

○議長（森岡 幹雄君） 全体に掛けといて、あと……。

○議員（13番 塚田 勝美君） それと、ここに今水道の料金というのは、検針というのは……。

○議長（森岡 幹雄君） 塚田議員。

○議員（13番 塚田 勝美君） 済みません。水道の料金というのは2カ月に一遍の検針じゃなかったかなと思うんですが、ここには1カ月につきという表示になってますが、これはどういうこ

とかということをお答えいただきたいと思います。

それと、もう一つ、今のぱっぱと計算してみたんですけど、30立方、30トン一月お使いになりますと、会見地区では2,820円になるんじゃないかと思います。それと、もう一つ前に返ってみますと、馬佐良地区の料金表、これが出ておりまして、これは西伯地区の簡易水道も同じ料金だと思えますが、この30立方4,655円。西伯地区4,655円と会見地区の2,820円、これ差し引いてみますと1,835円の差異が出てまいります。これは西伯地区に比べると会見地区の方が水道料金が60%、40%ぐらい安いということでありまして、これまでもたびたびこの料金の差については議論があったところでございまして、生い立ち等々の答弁もあったわけですが、既に我々も合併をして4年になんなんとするわけでありまして、そろそろ同じ会計にもなるわけでありまして、何とかこの大きな料金の差を縮める努力というのをやっていただきたいなというふうに思うわけですが、委員会としてどのような議論がなされたのか、これについてもお答えいただきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） まず2つあったんですけど、あとの料金のことなんですけども、実は委員会の中でも、一部の簡水は別として、会計を一つにして馬佐良が入ったし、旧会見が入った中、それから除外した従来の簡水ですね、これも含めて合併したのに一つの町で負担割合が違うというのはやっぱりおかしいじゃないかと、原則からいったら、同じ負担をすべきではないかということは話し合われて、料金の統一ということは必要だということは一致するんですが。ただしですよ、それじゃあどの辺のやつでやるかという、どの辺の設定をするのかということになりますと、低い方に合わせようやという声もありますし、いや、高い方にしようという声はないんですけども、間を切ってやろうやというようなこともありまして、中がいいじゃないかというような声もあって、料金を統一することについては、今までのいろんないきさつがあるんですけども、それはそれとして統一はやっぱり必要だろうということでは皆さんほとんど同じ考えを持つんですけども、ただ、料金のどこにするかということではなかなか意見が一致するものができませんので結論は出しておりませんが、ただ、料金が統一すべきだということについては皆さん認識を一にしております。

それから、月にするのか2カ月の分については、これも議長を通じて執行部の方から返答をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 要請がございました。

上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。現在2カ月に1度の検針で料金を計算させていただいておりますけども、2カ月分の使用料を2で割って、それを1カ月分当たりの使用料ということで積算をさせていただいております。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） 進行いたします。

質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 議案28号の上水道事業の設置等に関する条例の一部改正について反対をいたします。

この内容は、1つの上水と2つの簡水が、2つでしたっけ、3つでしたっけ、一緒になって一つの上水道事業をつくっていくという内容なんです。塚田議員も言っておったように、この中では3種類の料金体系が出てくるわけなんです。普通でしたら水道事業を統合するに当たって、この料金についてどうするのかということ話し合いながらしていくことが本来であると思うんです。それも、この上水道に入れる中身が、簡水が会見の簡水と馬佐良の簡水が出てくるという問題ですね。一つの会見の方については西伯の上水とつないでいくから理解できないことはないわけなんです。ところが、馬佐良を入れていくというのは、これは今までに示された莫大な財源と住民負担増が懸念される計画を大前提にした会計の再編だと言わざるを得ないわけなんです。これはあんまりにもちょっとなし崩しのやり方と違うだろうかと思うわけですね。もし仮に今回統一したければ、上水道につなぐ簡水等を一緒に入れて一つの会計にして、そこで水道の統合についての協議をしていくというのが順番ではないかなというふうに思うわけですね。

こうしていると、一番低いところと高いところと一緒にしてやっていくというやり方については、私は水道料金の設定の仕方についても、今回のこの統合のやり方では、住民が心配している高い方に決めかねられないというふうに指摘せざるを得ないと思うんです。現状を把握するのであれば、今から馬佐良の方をつなぐといっても、課長が言ったのは5年以降先になるわけですね。そういうことを何も先取りして今回の上水道に入れていく必要はないのではないかと。もしどうしても今回するのであれば、なぜ馬佐良を入れないといけないかというところをまず説明すべきだというふうに考えるわけです。

住民から見たら、水道会計が一番願うのは水道料金の低位均一です。それを何もさわることな

しに、次の莫大な投資と住民負担増を懸念される工事を大前提にするような今回の条例改正については反対せざるを得ないということです。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、井田君。

○議員（8番 井田 章雄君） 井田でございます。私はこの議案28号に対して賛成の立場で意見を言わせていただきます。

これは先ほど出ました議案17号に関連するものでありますが、簡易水道と、それから上水道事業の会計統合する条例を改正するものであると思います。先ほど話が出ましたけども、会見地区の簡易水道、池野鶴田を除いた地区でございます。また、馬佐良地区を加えた条例の改正でございますが、私は先ほどいろいろ意見が出ていましたけども、水道料金については今後南部町と合併したわけですから、いつかはやはり統合は、料金の一定の料金を設定するというのはあり得るというふうに考えております。しかし、まだそれについてはいろいろと行政の方で十分検討していただきまして、また議会の方に必ず提出、出される、上程されるだろうというふうに思います。そのときに議会として議論を闘ったらいんじゃないかと思っております。

また、事業につきましてもやはりこれはいろいろと、また交付税もつくわけですから、検討されながら、またこれも議会に上程された中で、議会の中で検討すべきだというふうに考えております。

したがって、私は、この議案に対しては何ら問題はないという考えを持っております。したがって、可決すべきと思います。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第28号、南部町上水道事業の設置等に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第29号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第29、議案第29号、南部町簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 議案第29号は、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（森岡 幹雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 委員長、よろしくお願いいたします。

地方公営企業法を適用するという、この目的ですね、目的が何なのかということと、それから何がかわるのか、具体的に何がかわって何がかわらないのか、その点どのように審査されたのか、よろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） これはこの表題にもありますように、水道会計を簡易水道事業に地方公営企業法を全部適用するというので、いわゆるこれについては全適ということと、企業法に対するものは全部これを適用ということ、これのメリットというものはどういうものなんですかと、内容がどう変わるんですかということだったですけども、1番の目的といますか、なぜ変えなければならないかということなんですけども、これは国の勧めでこういうふうな事業はやはり地方公営企業法に移って、移行せいという強い勧めもあるということが一つの大きな前提であるということ。それと、どういうぐあいに中身が変わるのか、例えて言うと、帳簿の記載方法が変わるということなんです。それで、これの方でやるべきだということが一つのねらいなんですけども、そういうふうなことでやるんだということで、料金についてとか、あるいは水量について、水量が強くなるか弱くなるか、そういうことではないということで、これが理由でありました。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） この公営企業法っていうものに移っていく背景としては、国の財政安定化法というものがあるのではないかなと思うんですけども、結局、独立採算を目指すという考え方だと思うんですよ。そういうことを考えていくと、今、上水と簡易水道というこの採算が合うのか合わないのかというあたりでの、全然違ったものを一つにしていくということを考えたときに、そういうことが果たしていいのか悪いのかという議論があると思うんですが、その点、委員会でどのように整理されたか、よろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） これの水道の運営についてこれが適用されますと、今

まで一般財源の中から繰出金としてこれを出して、そして決算の時期にそれが余った場合はまた繰り入れを返還するというをやっていたんですけども、その点については今度は補助金で出すというようなこととなります。これは、先ほど質疑者の植田議員からもあったんですけど、公営企業法になるとやはり独立採算の方が一番の財政健全化に、その背景にあると思うんです。

ただ、先ほども言いましたように、繰り返しますが、そういうことで独立採算でいくということになると途方もない使用料を上げなければならないということで、そこら辺については繰出金にかわって補助金で何とか対応したいという課長からの説明を受けております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 15番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） 委員長に伺いますが、この水道事業の統合に関して、一般的に統合するということは、お互いにそういう未収金等の問題も絡んでくるわけですが、一つの町の中でそういう事業をしておりますが、この未収金について、経営基盤の強化をするといっても、逆に言うと未収金というものをある程度始末をしてかからないと、その未収金だけが膨大な金額のものが出ると。この未収金について委員会ではどのように対処されるのかという点について伺いたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 委員会の中では、未収金についてのことには議論というか、そのようなことをしておりませんので、根本的な考えについては議長を介して執行部の方へ答弁をお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長の要請がございますので、執行部の方で御答弁いただきたいんですが、未収金との関連をどういうふうにもこの条例の中で位置づけるのは難しいところがあるだろうと思いますけども、お答えがいただければ、条例を認める前の前段でありますから。

上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。会計統合に伴いまして、それぞれ特別会計で持っておりました簡易水道特別会計の持っておりました未収金、それから上水道の持っておりました未収金、すべて引き継いでいきます。

○議長（森岡 幹雄君） 15番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） 執行部の方から明快な答弁をいただきましたけども、私は委員長に伺った、いわばそういうところまで調査をしてないということですが、そういう未収金を少なくするという努力というものは、統合ということに関すれば、その部分も重大な部分に私はなるというふうに考えて委員長に質問したわけですけども、明快な答弁で、そのまま持っていく

と言われればそれですけども、基本的にはそういう部分もやはり何とかしてもらいたいなど。その辺の、いわば飲み逃げというようなことにはなっても困りますし、町民の理解が得られないということもありますが、何とかそこら辺のところを、委員長、対処する方法を御考慮願えませんか。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 質疑者の思いがなかなか執行部の方に通じてなかったと思うんですけども、私が思うのは、議長を介してもう一度、再度答弁願いたいんですが、いわゆるどういうことかいうと、滞納ということについて、一体これについてどういうぐあいに考えて、引き継ぐことは確かですけども、それを解決の方向を多分どうするような方向で考えているかということではないかと思うんですけども、その点について再度議長を通じて執行部の方へお願いしたいです。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長の要請がございますので、御答弁をいただきたいんですが、結局公営企業法を適用することによって今の会計を統合するわけですから、その次の議案にも関係するけども、抱えておる未収金を含めたもんで統合するちゅう答弁があったけ、それはそのとおりなのかもしれんけど、特にお答えいただく項目がありますか。

上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。未収金対策につきましては、要綱が定めてありまして、給水停止を何年か前からとり始めまして、その関係で若干未収の方も減少してきている部分がございますので、これらを続けながら未収金の対策をしていきたいと考えます。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですね。

6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 1点だけ、全協のときに質問しまして、まだ答えが戻ってまいっておりません。公営企業法全適ということは、どうしても私、民生で西伯病院の公営企業法のことを頭にひっかかってまいります。ということは、水道事業を自分で決めて自分やちで配慮を持って出るを制してきちっとやれということだと思います。西伯病院についても一般会計から一切入っておりません、交付税しか入ってませんけども、この水道事業についてもそのような措置をされて、一般会計から交付税以外は一切入れないというように解釈していいのでしょうか。委員長、いかがですか。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） それについては先ほど補助金でやるということで、そ

の補助金も一般財源からなんですけども、一時借り入れという形をとらなければ会計の財源の中でそう簡単にほいほいというわけにはなかなかいかないだろうと、一時借り入れでしてでもこれを、やっぱり経営を維持していかなければならないということを、課長の方からはそういう考えをいただいております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

ほかには質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 29号の簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例について反対いたします。

今回、地方公営企業法に簡水の事業を適用させるというのは、町の姿勢で今まで簡易水道は経営責任とか経営状況を反映したものにしていくという立場ではなく、どちらかといえば立地条件の不利なところ、件数の少ないところ、そういうところには施策をもって福祉を向上させるために簡水を引くということが、そういうふう位置づけられていたものを、地方公営企業法に位置づけることによって簡易水道についても経営責任の明確化を図って、町長の言葉で言うと、水道会計を明らかにして経営状況を反映していくものにしていきたいというふうに、簡水の見方を町が変えてきたという内容だと思うのです。

ここでどういうことが起こるかという、今まで簡易水道等に入るには上水と違って入るときも旧西伯では40万円のお金が必要でしたよね。そういうふうに住民負担等が多く強いてくるような簡水、それでも採算が成り立たない地理的な状況の中での簡易水道事業をも地方公営企業法にかけてくるということは、経営効率をいうならば今度はどこに持っていくかという、今までよりも町の責任ではなくてその中で解決することを求めていくと、住民負担増につながってくることは明白ではないでしょうか。

先ほどの、きのうの聞き取りの中でも、なぜ今、地方公営企業法を適用するかというと、そのような理由は一切なくて、国が勧めてきているからだということです。私は南部町の状況を考えた場合には、簡易水道が特別会計でも何ら収支は不明確ではなく、明らかだし、経営状況をわかろうと思ったらわかる会計ではなかったかと思うんです。これを地方公営企業法に全部適用させていくことによって、収支ができなかった場合には職員の給料をも考えることができるのですから

ね。結局は国の言いなりになるということは、お金がないことを理由に住民と職員に犠牲を強いていくようなやり方に開いていくということになりかねないということを指摘したいと思うのです。

水道会計では一番考えないといけないことは、上水、簡水をも含めて、本当に住民が安心して公平に恩恵がこうむれるように低位に水道料金を均一させていくことが第一の課題やと思うのです。それを置いたままにして、より深刻な状況に簡易水道を地方公営企業法に持っていくということは、住民から見たら負担増が計画に上ってくるとしか考えられないということを指摘して、反対をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 議案第29号、南部町簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

先ほど他の議員さんからもいろいろ話は出ましたが、しかし、全町内に全域に大体水道の方も行き渡って整備もできたという背景もございます。先ほど説明もありましたように、国の方からも基本的に公営企業法を適用する方向に進めるという方向も決まっております、もともとこういう水道等のライフラインの整備というものは、これは今さらに論をするようなことではございませんが、ただ、一つの町民としての住民サービスがそれぞれ地域によって違うというようなことがあってはなりませんので、基本的にそういうような料金の一定化も含めて、今後のまた、あるいは当局等の説明も受けながら十分審議して、町民の納得いく形の方に持っていけるようにしていかなければならないと思ひ、またそういう形で町民の期待にこたえられるような水道会計にしていきたいと思ひます。そういうことを前提にしながら、賛成の立場で討論いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 私はこの議案第29号に反対いたします。

理由は、先ほどの質疑でも言いましたけれども、国が地方の財政についていろいろ注文つけてくるこの財政安定化法ですよね、私は地方の自主権、自分の財政は自主的に管理していくっていう立場からいうと、国の介入だと思っているんです。それで、そういうことを町長は背景にしながら、結局はその企業会計にしていくっていうことは、一般財源を入れにくくするっていう圧力をかけていくことにほかならないと、このように私は考えております。そういう立場から反対をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 29 号、南部町簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 30 議案第 30 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 30、議案第 30 号、南部町簡易水道基金条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 議案第 30 号は、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 77 条の規定により報告をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 30 号、南部町簡易水道基金条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 31 議案第 31 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 31、議案第 31 号、南部町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 議案第 3 1 号は、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 3 1 号、南部町営住宅条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 2 議案第 3 2 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 3 2、議案第 3 2 号、南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第 3 2 号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。委員長報告に反対者の発言を許します。

1 番、植田君。

○議員（1 番 植田 均君） この病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例に反対をいたします。

理由は、区分の中の選定療養の給付という、このことについてですけれども、これは混合診療

を可とする内容だと私は思っておりまして、国民皆保険につきましては、お金のあるなしにかかわらず、すべての療養が受けられる保険を適用されるべきだと考えておりまして、そういう内容を含むものだというふうに考え、反対するものであります。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 3番、杉谷です。私は、この議案32号に対して賛成の立場で討論いたします。

この条例についての一部改正ということは、ただ単なる字句の改正ということですので、そのようなことでしたら特に問題はないと考えます。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第32号、南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第33号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第33、議案第33号、町道の認定についてを議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 議案第33号は、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきと決定したから、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第33号、町道の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 4 議案第 4 8 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 3 4、議案第 4 8 号、南部町がんばれふるさと寄付条例の制定についてを議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。議案第 4 8 号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 4 8 号、南部町がんばれふるさと寄付条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで若干休憩をとりたいと思います。随分残っておりますので、3 時 1 0 分、再開をさせていただきます。1 8 分ほど休憩いたします。

午後 2 時 5 2 分休憩

午後 3 時 1 0 分再開

○議長（森岡 幹雄君） 会議を再開いたします。

日程第 3 5 議案第 3 4 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 3 5、議案第 3 4 号、平成 2 0 年度南部町一般会計予算を議題といたします。

本件については、総務常任委員会を主体とする連合審査でありますので、総務常任委員長から報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。議案第 3 4 号は、総務常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

1 5 番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） これ、民生の所管でありましたが、聞き取りはいたしましたけども結論が出てない部分がありましたので、3 8 ページの防犯灯設置工事、金額は 6 0 万であります、青色ですか、ダイオードの防犯灯についてという項目を行政の方に尋ねておりましたが、回答が参っておりませんので民生委員長を通じてお願いしたいと思いますし、次に、6 7 ページの緑水園の運営資金につきましては、産業課長の方に初めに質問をいたしました、前向きに検討するというごさございましたので、この 2 点について民生常任委員長並びに経済常任委員長によりしくお願いいたします。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。3 8 ページ、工事請負費の防犯灯設置工事について、発光ダイオードの機器にしてはどうかということについては、委員会の方での審議の中に入っておりませんでした。議長を介して民生常任委員長の方より御回答をお願いいたします。

それと、6 7 ページ、自然休養村の関係につきましては、議長を介して経済常任委員長の方によりしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 防犯灯設置工事であります。1 7 基新設という説明を受けておまして、委員会で今の電灯管を変えまして、蛍光管を、発光ダイオードにしたら電気料金が約半分ぐらいになるのではないかという意見もありましたけど、まだ結論が出ておりませんので、これは町民に直接関係することですので、議長を介して執行部の方に答弁をお願いしま

す。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 経済常任委員長です。先ほど質疑がかかっておりました、67ページ、自然休養村センター緑水園の2,200万の貸付金に対すること、以前からこれは不自然ではなかろうかという疑問の声も出されており、それは担当課長の方から答弁をお願いしたいと思います。よろしく頼みます。

○議長（森岡 幹雄君） 町民生活課長、畠君。

○町民生活課長（畠 稔明君） 町民生活課長でございます。発光ダイオードを使用いたしました蛍光管といいますか、防犯灯の明かりでございますが、設置費、それから電気代、確かに安くなるということで、早速にこれは20年度から設置費、電気代含めて検討いたしまして、取り入れたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 産業課長、分倉君。

○産業課長（分倉 善文君） 産業課長でございます。先ほどの緑水園の運営資金の貸し付けのことについてでございますが、今までに緑水園の経営努力によりまして、経常収支の利益を基金として積み立てております。平成18年度の末で基金が2,299万ございます。そのときに利息が3万2,000円入っておりまして、その金額になっております。その基金の金額の原資となりまして、その中の2,200万円を貸し付けておりまして、利息は今までいただいておりませんでした。しかし、議員の御指摘にもあったように、利息は取るべきだというようなことございまして、前向きに検討してまいりましたけれども、内容についてはまだ煮詰まっておりますので、今後も引き続き検討してまいりたいと考えますのでよろしくをお願いいたします。

○議員（15番 宇田川 弘君） わかりました。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 2点質問いたします。

1点目は、基金造成のことについて。全協でも質問いたしましたけれども、学校関係の施設修繕というやなことで……（「何ページ」と呼ぶ者あり）それは説明資料の6ページです。この基金造成の、話は先にいってございまして、学校施設の資料をいただいております、その学校施設の関係で一般財源として4億8,800万というような金額の積算がされております。それで、基金をこのたび8億円積みまして、今の基金規模を、10億円を積むという予算になっておりますが、この10億円を積む必要性といいますか、一般財源に充てるのであれば多過ぎるのではないかという考えもあると思いますが、その点どのように御審議されたのか、よろしくお願いいたします。

2点目は、この予算の説明資料の8ページ、一番下の新規、巡回ラジオ体操・みんなの体操会というので112万3,000円が予算化されております。このラジオ体操は健康づくりでいいことではありまじょうが、どのような経過でこのような事業化になっていったのかと。私は十分こういうイベントを通じて町民の皆さんの健康づくりに資することになればいいとは思いますが、1回限りのイベントに終わらせていかないような、きちんとした構想というものを、もしやるとすれば持つべきではないかと思うわけです。どのような経過でこのような事業化がなされたのか、その背景について御説明をよろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） まず、基金の総額10億円で、学校の関係は4億8,800万円しか金額が上がってないが、多過ぎないかということでございますが、委員会での聞き取り、そして担当の方からの聞き取りによりまして、町づくり計画に対する支出を主要目的としての基金の造成であって、その中の主なものが学校の校舎の大規模改修とか、そういった教育関係のものが今のところは考えられているということでございました。ですので、この4億9,000万足らずのもののみを目的とした基金ではないというふうには聞き取っておりますが、そのところを補足がありましたらよろしくお願いいたします。

それと、ラジオ体操の事業化につきましても、教育委員の方とかいろんな方面からラジオ体操をやらなくなったことに対してとても残念であると、何とかラジオ体操を復活させて、もっとたくさんの子供たちに体づくりをしてもらいたいと、そしてなかなか地域でということが難しくなっているんで、地域振興協議会単位でも何とか音頭をとっていただけないかという思いを持っているということを教育長の方からは聞き取りをいたしました。そして、その象徴的なこととして、ちょうど鳥取県に来るこの巡回ラジオ体操をイベントとして取り組むんだということでございますが、取り組むことになった細かい経過というところまでは完全に聞き取っていたということは少し不足をしておったかもしれませんので、そこら辺でさらにつけ加えていただければお願いしたいと思います。議長、よろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長が要請しております。補足を受けたいということですが。（「補足なし」と呼ぶ者あり）

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） ラジオ体操の経過については、補足ができない程度の構想でしかなかったのかというふうに理解していい……（発言する者あり）説明がなければそういうふうに理解しかしょうがない。もう一度説明をしていただければ、またあれですけども。

それで、私、最初の基金の造成について言いますけども、この借金をして基金を積むということで、借金をすれば利息がもうずっとついて回るわけですよ、幾ら7割の充当があるにしても。そういうことを考えますと、目的をはっきりさせて、その必要額を、できるだけ基金の大きさは圧縮するのが今の町の財政を健全に保つ上で大事なことはないかと私は考えるわけですけども、その点、委員会で基金のこの事業、今、はっきりしている事業と、それから基金の大きさに対してどのような議論がなされたのか御説明をお願いいたしますし、先ほどのラジオ体操の経過について、もし補足の説明があったらよろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 基金については、繰り返しのような答弁になりますが、この基金の条例を制定に当たって市町村建設計画として位置づけられた事業に使用するという使用目的となっているということで、これがじゃあ具体的にこれとこれとこれということは今、計画をされていないということでございました。それと、委員会での採決も含めてこの基金、借金といえば借金になるとは思いますが、この95%部分のさらに70%を交付税措置をされるということで、大変有利な条件で基金の造成ができるというふうに委員会の大方の皆さんは理解されたものというふうに思っております。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 委員長、大変恐縮でございますが、また私の所管の関係のお言葉なもので、ちょっと抵抗があるかなとは思っておるところではございますが、どうしても自分の疑念が晴らせないので、ちょっと委員長を通じて、場合によっては経済常任委員長並びに執行部の方に振っていただきたいと思いますが、といいますのは、先ほど同僚議員でございます方から地域、指定管理料の問題が出ましたが、2,200万の貸付金のことでございますが、これについて我々委員会の方では細かく協議しなかったんですが、この指定管理に対する貸付金2,200万が出たことについて、昨日の質問の中で、どういう形で貸し付けされたか、約定書があらせんかというような形を言われて、それによって委員長さんの方が資料の取りつけという形で約定書をお持ちでございましたので、私、ちらっと見ましたところ、甲も乙も南部町長坂本昭文というようになってしまったわけですが、常識的に考えて、一般社会通念上照らし合わせますと双方代理に該当するもので、こういう不当な約定書というものが通用するのかどうか大変に疑問に思いますので、その点、委員長を通し、また、経済常任委員長を通しまして執行部の方、御答弁いただければありがたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 経済所管のことです。議長を介して経済常任委員長をお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 経済常任委員長です。昨日の全協の中で、この貸付金については内容がどういうふうになってるかということで、約定書があると思うのでそれを、ということだって、担当課の方へ要求いたしまして、私、手元にいただいております。これは正式に言いますと金銭消費貸借契約書ということで、1、2、3条で成っております。それで、1条では甲と乙はどういう立場、甲は南部町、それから乙は地域振興会、金額は2,200万、2条は返済日がいつにするのかということ。それから3条は元本の利息は支払われないものとするという、3条から成ってる契約書であります。それで、先ほども指摘がありましたが、甲が町長坂本昭文、乙が財団法人南部町地域振興会理事長坂本昭文となっております。これはやはり貸し主と借り主が同じであるということは私自身も不自然だと思っておりますので、これについては執行部の方から議長を通じて説明を求めたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。双方代理のことを言っておられます。確かに双方代理の問題がこれはひっかかると思っています。ただし、双方代理でありましても、これは議会の皆様にこの議案書、また特別会計の基金というもので十分な追認をいただいております。したがって、これは追認を受けて、議会の中でこの問題をここまで議論いただいておりますので、追認を受けた契約であるので、双方代理には当たらないというぐあいに私どもは解釈しております。よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 双方代理に当たらないという御答弁でございましたが、いろいろ調べまして、私もその調べた中で、この取り扱い問題につきまして民法の90条、要するに、何と申しますか、公序良俗に反するようなものはできないんだということは民法90条の中でうたっております。そしてまた、実際問題の取り扱い等の中について、鳥取県の管理指定の条例の中にもはっきり首長さん等についての指定管理はできないということを条例の中にもございます。そういう中において南部町だけは追認されてるからいいんだということは、だれが見ても納得できるようなことではないと思っております。もっと明確に御答弁お願いしてもらいたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 議長を介しまして経済常任委員長にお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 経済常任委員長です。私も釈然としないなと思います。議長を通じて再度御説明を求めますので、よろしくをお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。これまでの判例等を見ましたところでも、これ以外の答弁はございません。追認を議会の中で、ここまで議論いただいておりますので、緑水園に対しまして基金という名目がきちんとある中から2,200万円というお金を貸し付けてもいいのか、これを議会の中で明らかにしておりますので、これを明らかにせずに町長が代表権を行使して、お互いにやみの中で契約をすることを双方代理と言ってるものでして、こういう議会の中で追認を受けたものについては双方代理にならないというぐあいに認識しております。よろしく御理解ください。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 平成20年度の予算について、民生関係で保育園のことについてのうもお聞きしてきました。総務常任委員会を通じて課長に出していただいた資料によりますと、保育園現場では保育士、保育園調理師、看護師、保育園の調理員を含めると、平成20年度は29名のいわゆる非正規、非常勤、名前がわかりませんね、非常勤等職員で、非常勤といいますが、週39時間で仕事をする非常勤職員というのを設けられています。ここに該当するのが保育園だけでも、現場だけでも29名。町全体でいいますと、この39時間の非常勤勤務は37名という数字が上がっています。全般的に住民へのサービス、学童保育や保育現場、また去年、平成19年度から始まったケーブルテレビの番組制作等については、平成20年度からは月額14万8,000円、1年に見たら200万に満たない。今、マスコミ等でも言われている、政府も認めている、いわゆるワーキングプア、官製ワーキングプアをつくり出しているのではないかと指摘が当てはまる条項だというふうに思うんです。

特に、保育園についてお聞きしてきましたのは、週39時間という働き方が保育現場で通用するかという問題なんです。これについて委員会の方ではどのように審議なされたかということですが、このことは人事については総務だというふうに委員長がおっしゃっておりましたので、できますれば委員長を介して執行部にお聞きしていただきたいと思うんですが、一つには、39時間の非常勤勤務ですね、39時間を非常勤と言うのかという問題もあると思うんですけれども、

こういう定義の仕方が成り立つのかという問題です。実際には保育現場の配置の数を見ましても、このような非常勤の39時間の職員が、いわゆる常勤として勤務した状況でなければ配置できない数字が上がってきているのが現状ではないでしょうか。そういうことを考えたときに、細かいですが細かいことありませんで、29名もの39時間、1週間では29時間があいてくることとなります。1年かけたら相当な時間になるわけですね。これをどのように配置しようとしているのかという問題を委員会で協議、もしなされていなければ、執行部の方がおられますのでお聞きしたいというふうに思うのです。この月額14万8,000円は現場では今までの臨時が月額6,200日、交通費や手当、わずかばかりのボーナス、ボーナス出なかったんですね、退職金、それを合わせると今回の月額14万8,000円の方が低くなるのではないかと。この月額14万8,000円はボーナス、手当等含めた全部の金額だというふうに言っています。どう転んでも200万以上超えてはきません。少なくとも、そのことを現場ではどのようにあいた時間を使って職員の配置をするのかということと、これは本会議ですので、申しわけございませんが、このような事態、少なくとも保育士の29名を含めて37名のいわゆる非正規ですね、非常勤のこのように週39時間と設定しなければならないような方が37名を超えていなければ町の仕事が回らないと、これは人が足りないということではないかと思うのですが、そのことをぜひ本会議でなければ聞けませんので、町長にお聞きしていただきたいと思うのですが、委員長よろしく願いいたします。

2つ目の問題は、地域振興協議会の問題をめぐって、じげの道の問題です。これは新聞でも報道されてきた内容なんですね。ジゲの道づくり事業をするに当たっては、いつの山陰中央新報でしたか200件をも毎年超える道路改良工事が住民から要求されているが、財源もなかなか不足していてできないと。そこで、こういう仕事を自分たちでやりたいというところもあるということで、地域振興協議会が窓口になってこのようなジゲの道づくり事業をしていくということなんですけども、そこで委員会にお聞きして、返っていないんですけども、200件もの工事というのですが、実際1年間に道路改良工事についてどれぐらいの量の希望があるのかという問題。それで今、自分たちでも仕事をしたいということはどれぐらいの希望があるのかということですね。これは新聞に出ていたことですのでお答えいただけるんじゃないかと思いますが、よろしく願いいたします。

それで、このじげの道づくりの問題は、地域振興協議会が窓口になって行うということなんですけども、これは地域振興協議会でなければいけないことなんでしょうか。住民の自治組織といえば従来から西伯地域、会見地域では集落での活動がなされてきています。集落で、もう当然、

自治会をまとめる区長等がおられるんですね。その方がまとめてするということがどうしてできないのかという問題です。やりたい方が声を上げるんですから、これが地域振興協議会でなければならない理由というのがあるのかという点をお聞きしたいと思うんです。

それから、例えばジゲの道づくり事業のこの要綱を出していただいたんですけども、用地の取得交渉は地域振興協議会でやる。用地の取得交渉というのは町道ですよ。個人ではなくって町道をしていくのに地域振興協議会という任意の団体が用地交渉等を町にかわって行うというような権限を与えることになるわけでしょうか、そこがよくわからないわけなんですね。それをお聞きしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

それと、きのうの委員会の中では建設土地道路新設改良でこのジゲの道づくりの事業費が上がってました。それとは別に道路改良費で施設改善で1,500万円のお金で出たわけですね。これをめぐって説明がよくわからなかったわけです。このジゲの道づくりに取り組むのと、あの1,500万で行う道路改良と、どのように線を引いていくのかというのがよくわからないもんですから、その説明をお願いしたいと思います。

それで3点目が、これは委員会にも関係があったんですが、経済建設の方から出ておりました、いわゆる公の施設の指定管理の問題です。委員会の中では公の施設の指定管理の様子がわかる資料を出していただきました。公の施設、指定管理17施設あるうち13施設が、今、同僚議員から指摘されました双方代理ではないかという、坂本町長が指定管理者となる団体の長を務めているわけです。これは双方代理には当たらないという総務課長の見解でしたが、20年度にもこれが継続するわけですから、できますれば委員長を通じて首長にお聞きしたいのは、県の条例等でも好ましくないことは避けている、これは当然ですよ。そういう姿勢を保つべきではないかというふうに思うわけですね。そういうところから見て、指定管理者となる団体の長を町長が務めるということは、その議決するときにも町長がおられるわけです。これは確かに双方代理ではないよと、議会が追認するんですからと言うんですけども、本来の法の趣旨から見たら好ましい状況ではないというふうに考えているのかどうかという点。改善の余地があるのかと考えているのかどうかという点ですね。その点を責任ある首長に聞いていただけたらありがたいと思いますので、委員長よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。ただいまの質問につきまして、最初の件は議長を介して民生常任委員長、2番目の件につきましては議長を介して経済常任委員長、そして3番目のことにつきましては議長を介して執行部の方をお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 保育園の勤務体制、勤務時間のことでありますが、委員会で詳しく聞き取りをしておりませんので、議長を介して執行部の方から説明をお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 経済常任委員長です。私の方については、新しく始まりますジゲの道づくり事業の件と、それとかかわって、同じページにあるんですけど施設修繕料、このことについてなんですが、ジゲの道については改良事業であるということだったんです。ただ、どれだけの要望がこれから上がるかということについては、はっきりと委員会の中ではどうなのかということはありませんでしたが、確かに中央新報新聞だったと思うんですけども、この記事がついておって云々が載ってたんですけど、その内容も含めて、その内容についてのコメントは別ですが、道路についての改良が3けた以上年間あるということと、それと今度は逆というか、あわせて道路の関係では施設修繕料、このことについては既存でできてる道路の舗装とかそういうことが主だということだったんですけども、その点についてもっと詳しく議長を通じて執行部の方からの答弁をお願いしたいと思います。よろしく頼みます。

○議長（森岡 幹雄君） それぞれ委員長の方から要望がございますので、執行部の方から御答弁をいただきたいというふうに思います。

総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。私の方からは、民生常任委員長の方から言われました保育園を初めとした非常勤職員の問題、どういう配置を39時間で今後していくのかという点、それから非常勤についてどういう考え方、全く公務員の数が足りないのではないかと、職員の数が足りないのではないかとということではなかったかと思えます。

まず、どう配置していくのかということでございますけれども、39時間の勤務、通常は40時間でございますので1時間合わないということから、このような御質問があったんだと思います。具体的には、各職員がローテーションの中で、1日1日の中で早出とか遅出ということを使いながらローテーションで回していくということを現場の方は考えております。

それから、非常勤職員の37名ですけども、確かに好ましいのは、私ども人事を担当する者としては37名の方が全部正職員でおられるのが人事としてはいいのかもしれませんが、これからの公共サービスをだれが担っていくのかという問題、それから、その対費用はどうしていくのかという問題を含めていった場合、それから現在、予算の御審議をいただいているわけですから、その全体の予算、今年度の予算は66億9,400万ですか、少し膨れましたけども、現実には1

4年、ことしは15年ぶりになると思いますけれども、60億を切る、極めて縮小型の予算を組まざるを得ない。それは国の財政、地方への交付税を初めとしたお金が将来的に確保できるかどうかかわからない状態に今あります。地方は非常にあえいでおりますけれども、消費税を上げていて安定した確保をとるのか、または国の方がこれからの社会保障の中でまだまだ金が要るから、そういう消費税の使い方はできないよと。または税を上げるのか上げないのかという国の大きな流れもあります。この中で、じゃあ町の職員だけをふやしていくという、こういうかじ取りは現在は非常に困難だと思います。問題は感じておりますけれども、行政サービスをいかにして低下させずにコストもかけない、いかにしたらそうなるのかということの結果が、こういう非常勤でお願いするというような結果にあらわれております。どうぞ御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長でございます。ジゲの道づくり事業についての御質問についてお答えをしてみたいと思います。

まず最初に、新聞報道で200件近い要望ということがありましたが、これは振興協議会を通じて出されました要望箇所数のことをどうも記事に載ったようでございます。具体的に拾っております数字は、工事としては大体49箇所ほどを拾っております。

それと、地域振興協議会だけでは集落はだめなのかということでございますが、人材のできる範囲ということで地域振興協議会を対象としております。

それと、次に用地のことですが、協議会でできるのかということでございますが、用地のお話をさせていただくということでございまして、その後は町の方から出て契約事務等はしていく考えでございます。

最後の、維持費の中の1,500万円の件でございますが、これはジゲの道づくりとは全く違った事業でございまして、大体舗装修繕を柱に考えておりまして、緊急的に起きます補修等も含めまして、この金額をお願いしてるものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 副町長、藤友君。

○副町長（藤友 裕美君） 指定管理の関係で、双方代理という関連での話でございまして、基本的に改善の考えがあるかという御意見だったというふうに思いますけれども、基本的には考え方は先ほど総務課長が申した考えで現在、理解をしておるところでございます。将来的にもうちょっと研究をしてみるということも必要かなというふうに思っておるわけでございますけれども、ただ、例えて言いますと、緑水園の問題でも先ほどもございました。やっぱり緑水園を設置をし

た、そういった目的、そういったことからして、果たしてそういったことを、設置目的を無視するような対応ができるのかどうなのか、そういったことも十分検討していく必要があるというふうに今、思うところでございます。ですから、ケース・バイ・ケースでいろいろな視点で検討もしていく中で、本当にそういったことが不可能だと、だめだということであれば、もう当然改善をするような検討も今後はしていく必要があるというふうに思っておりますけれども、今時点での考え方については、それに値しないという判断をしておるところでございますので、今後の課題として改善すべきところがあれば、当然改善の必要も生じてくるというふうな考え方をいたしております。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 非常勤の特別職でなくって職員について、委員会では課長にお聞きしてきたわけですね。委員長、申しわけございませんが、これは平成20年度から新たにできる制度でして、この週39時間というあり方が正常な位置づけと言えるのかというところでは、私はやはり町の責任者がお答えにならないといけないと思うし、そのためにお聞きしておりますので、時間ももったいのうございますので責任者がお答えいただきたいと思うんですよ。お答えいただきたいことは、さっきから言ってるように週39時間という非常勤の勤務体系というのは通常ではあり得る状況かというのです。これは労働基準法等から見ても、普通30時間を超えたら普通勤務になってきますよね、いわゆる常勤ですよ。これを、39時間を非常勤という位置づけというのは正常ではないというふうに認識があるのかという問題と、もう一つは、月額14万8,000円、これはボーナスも手当も含めて年間200万を超えない、177万6,000円ですか、これは今、全国的に言われているワーキングプアと言われているところに属する所得ではないかということについて、どのようにお考えなのかということをお聞きしておきたいと思うんです。

それと、2つ目のジゲの道づくりの件についても課長にお答えしていただいたんですけども、1,500万と施設の方は違うとおっしゃったんですが、200件もの工事改良の要望があるというのは、普通はどこの予算でこたえていくべきものなのかというのがちょっとよくわからないんですよ。私がよく耳にするのは、幾ら道路改良工事を毎年要望上げててもなかなかしてもらえない。うちの周辺の方もなかなかしてもらえないから自分たちでやるのだと。大前提はここに書かれているように、目的のように、自分たちがつくった道に誇りを持つことによって、何事においても自信が持てるために道路をつくりたいと思ってないんですよ。つくってくれないから、仕方がないから自分たちでつくろうかと言ってる声しか聞こえないんですよ。今、地域振興協議会出

でも、どこからも自信をつけるために道路つくりたいなんて声、聞いたことないんですが。それが効果として書いてありますが、それでお聞きしてるんです。1,500万はあるんだけど、じげの道とは違うというのですが、住民が要望している道路工事等についてはどこから出しているのかということですね。

それから、地域振興協議会が行うことがと書いてありますが、このできた後は町道ですね、町道というのは地方交付税で算入される分野です、そうですね、距離が延びるにつれて地方交付税もふえてくるわけですよ。当然、維持管理は町の責任ではないですか。ところが、これを読んでもありましたら、整備の道路管理については地域振興区が軽微な維持管理ができるものだというふうには言っているわけです。町道等直した場合、その直す工事も含めて町が責任持つと思うんですが、それについて、維持管理についてはどのように考えているのかという点をお聞きしておきたいと思うんです。

それから、先ほど、この20年度の予算は総額8億幾らが伸びてくる積極型予算だということが新聞にも報道されておりましたが、その中の大部分が基金の造成で、やっぱり基金の問題になってきます。先ほど植田議員も聞いておりましたが、私は一つ、きのう言っていて、きのう全員協議会で返ってきていない答えの一つなんですけれども、今、合併16年にしてから、合併算定で1つの町ですけども、2つの町があるということでの交付税算定がなされている。これが10年間続くわけですよ、平成26年ですか、25年まで続くわけですね。その後5年間で段階的に減らしてきて、そのいわゆる5年後ですね、15年後にはそれがなくなってしまうということで、問題は平成26年を越えてから地方交付税がどうなるか。これによって公債費比率が変わってくると思うんですね。ところが、町の説明資料には平成26年までしか載っていないわけです。この26年以降、この合併算定を減じてくる時の影響、当然地方交付税の基準財政需要額は今のところ33億ですが、これが減ってくるわけですよ。こういうことを考えた場合、公債費比率をどうなるのかということをも考慮しているのかということもきのう聞いておったんですが、そのことについて私のノートには回答が返ってきていないんです。聞き逃したのでしょうか。それを委員長、ぜひ執行部に聞いておきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） では、それぞれ議長を介しまして、最初のことにつきましては民生常任委員長、2番目のことに関しましては経済常任委員長、そして合併算定後のことは、議長を介しまして執行部に御答弁をお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長から各委員長にございましたけれども、先ほどの各委員長からあ

りましたように、総務委員長からの要請を受けて執行部の方で御答弁をちょうだいしたいと思います。手順を1つ省きます。

総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。私の方からは非常勤職員の分と合併算定について御説明したいと思います。

まず、このもとなってますのは、地方公務員の労働法制が非常に窮屈だということでございます。正式には覚えてませんが、去年の人事院勧告だったと思いますけれども、正規雇用、非正規雇用について検討を要するというような人事院勧告もたしか出たというぐあいに思います。いわゆる今までの臨時雇用というものが、時間的に最長1年で固定されております。しかし現実には地方公務員の労働の枠というんですか、労働量というのがなかなか民間に移管されない中で、職員の総量を落としていかざるを得ないと、それは既に真壁議員も言われましたように、現在のこういう国を挙げての財政的な逼迫から来てるものだというぐあいに思います。したがって、この問題はこの南部町だけの問題ではありませんで、全体で国の労働法制の中でどう動いていくのかということのをこれからも注目してみたいと思っております。もちろん、一緒に所得についても同じでございます。177万6,000円というものが決して高いものだというような考えは持ってません。できるだけ、生活賃金でございますので保障したいという気持ちはありますけれども、現在、一定の改善をしたつもりでございます。その辺を御理解いただいて、中間点だというぐあいに御認識いただければいいじゃないかと思っております。将来的なことについては国の法制だとか近隣の市町村との調整を図りながら努力はしていきたいと思っております。

それから、合併算定でございますけれども、議員がおっしゃられたとおり10年間の特別措置がございます。会見町の持っておりました基準財政需要額、それから西伯町が持っておりました基準財政需要額を足し算をして10年間、その後5年間は暫定的に落ちていくと、これは合併時の条件で何度も話をしたところでございます。その後をどうするのかということは、それまでにどういうお金を投下していくのかということで大きく変わってまいります。そのころには小・中学校をどうしていくのか、または老人、社会保障に関してはどのぐらいのお金が要るのかというようなことが、今の環境の中とは大きく変わってくると思います。もちろん歳入の中で、団塊世代の退職の中でどういう生活をされるのかによっても歳入に大きく影響してくると思います。したがって、現在の段階ではお示ししました平成26年ぐらいまでが限界だというぐあいに思っております。それから先につきましては随時調整を加えながら、議会にお示ししながら御相談していくというような方法をとるしか方法はないと思っておりますので、この点も御理解いただき

たいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 建設課長、滝山君。

○建設課長（滝山 克己君） 建設課長です。御質問にお答えしてまいります。

総計200件近くという数字につきましては、各振興区から町政に対する要望の中から建設課分を抽出した数がそういう数字で載ったというふうに考えております。

また、町道維持管理については、交付税措置がなされているので町がするべきではないかということですが、土木費の2目道路維持費の中で1,500万円修繕料ということで組んでおりますが、これは先ほども申しましたが、大体舗装修繕を主体として行っております。それと、計画的な橋梁の塗装工事等もこの中でやるようにしております。ジゲの道づくりにつきましては道路改良新設の方に組んでおります。これは部分的な拡幅等を想定をしておりますので、予算費目の違うところで組ませていただいているということでございます。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） 町長、坂本君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。総括的にちょっと補足をしておきたいと思います。基本的には先ほど来、副町長なり課長が答弁したとおりでございます。

まず、ワーキングプアの問題でございますけれども、いわゆる地方公務員法の労働法制に対する法制が非常に厳しいものがあるわけでございます。一方で、自治体は合理化をして、このような厳しい財政状況の中で自治体運営をしなければいけないという、そういう二律背反するような要請が私どものもともと来ているわけでございます。そういう中で最終的に40時間を切れば39時間ということですが、そういういわゆる非常勤という扱いにして、まず地方公務員法に抵触しない、そういう労働のあり方を考えてまいりました。

それから、一方では類団というのがあります、いわゆる類似団体、私ども1万2,000人程度の町の人口を抱える役場の職員の数ほどの程度なのかというような類団比較というのがあります。その中でも南部町はまだ1,000人当たりの職員数が3人程度多いというような結果になっているわけでありまして。こういうことをしても、なおかつもっと削減をしろと、現に類団は少ない人数でやっておるといって実例になっておるわけでございまして、そういうことから、そっちの方の要請も一方では受けて果たさなければいけないということでもあります。私もトータルではワーキングプアをつくってはいけないと思いますし、できるだけ多くの若者が社会保障制度に参画して、みんなでこの社会保障制度を支えていく、未来に夢のある社会をつくっていかねばいけないというような大きなところではよく理解ができますけれども、扱っております南部町政、厳しい財政状況の中で運営をしていくには、こういう手法もやむを得ないというように思っております。

ます。

それから、特別職はもとよりでございますけれども、町の職員にも給与カットなどを長い間にわたって御無理を言ってお世話になっているような状況もひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、指定管理制度についてでございますけれども、確かに13施設を私が指定管理を受けておるといことでございます。副町長が答弁したとおりなんですけれども、不都合があれば今後検討してみるということはもちろんでございますが、一つだけちょっと触れておきたいことがあります。それは緑水園周辺の施設であります、それと伯耆の国の施設であります、これが中心であります。緑水園周辺の施設は、これは一般質問でもお答えをいたしましたけれども、南部町地域振興会、これは町長、副町長、議長、それから議会議員さん、これらがメインになって理事会を構成して、その指定管理を受けているわけでありまして。ですから、私が基本的にそれはだめだということなら、これは法的に問題があるなら、これはかわってもいいわけなんですけれども、結局、町を代表する町長がそこに就任して、きちんとその地域振興の実を上げていくという、そういう役割を果たすことによって従業員も頑張ってくれるというように思っておりますし、それから、ダムで水没して他の地域に出でいかざるを得なかった皆さん方にきちんと立派な地域振興を果たして安心していただきたいという、そういう思いにこたえたいということでございます。お墓まで掘って、御先祖様まで持って出られたわけですから、そういう皆さん方にきちんと町と議会と一緒に責任を果たしていこうという、こういうことでございますので、双方代理の規定には抵触はしないとは思いますが、法律でいけんということは、これは正さなければいけんと思っておりますけれども、そういう思いというものをもうちょっと御理解をいただきたいというふうに思います。真壁議員も前にも理事でお世話になっておまして、そういうことは十分御承知の上だというふうに思っております。

それからもう一つ、伯耆の国の関係でございます。伯耆の国は、これも御案内のとおりですけれども、昭和45年に設立した特別養護老人ホーム有楽苑の職員さん、これが発展的に解消して、町の職員を、地方公務員をやめて新しい伯耆の国という法人をつかって、そこに行ってくださいました。私はそれらの人たちに責任を果たさなければいけんというように思っております。それから、旧会見町の社会福祉協議会の職員さん、それから旧西伯町の社会福祉協議会の職員さん、これらの人に身分を一時的に捨てていただいて、この新しい法人に移っていただいたわけでありまして。したがって、私としては任期がある限りは、やっぱりそういう皆さん方に新しい法人に移っていただいて、新しい福祉というものをみんなでつくっていこうという呼びかけをした責

任上、この理事長というものを投げ出すわけにはいかないというように思っておるわけでありませう。そういうぐあいに思いはあっても、これが法律に触れるということなら、これは退任しなければいけませんけれども、法律にも触れないということになっておりますので、そういう責任感といいたいまいしょうか、思いで引き受けさせていただき、その結果として指定管理者も受けさせていただいておるといことでございますので、ぜひこの機会に御理解を賜っておきたいというように思います。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1点だけちょっと質問をいたしますのでよろしくお願ひします。

予算書で、99ページで、給食のところでお聞きするものですが、調理と業務委託ということで載ってますね。それで、私は一般質問の中でこの契約が果たして法に、ちょっとおかしいんじゃないかという立場で質問したんですけども、その中で合法であるという答弁があったんですよ。それで、具体的に私が例を挙げて言ったのは、区分の基準の中でイとロがあって、その中でイは契約書と照らすと、これは完全におかしいじゃないかと言ったんですけども、いや、ロの項目でクリアをしてるんで、それで大丈夫だということで、ロの項目というのは何かといいますと、専門性のことで当たるんだということを一言で言うとそうなんですけども、そこでなんですけど、総務委員長に聞くんですけども、総務委員会でこれを協議されたのはどうだったんでしょうか。というのは、専門性については私は一番のポイントはやはり管理栄養士だと思うんですよ。どういう食材を使ってどういうものをつくるか。これは県からの職員ですね、充てられた職員がつくっているということで、このことについての専門性があるが一番であれば、これは業務の委託については外れてるんじゃないかと思うんですが、そこら辺についての、どういう内容になったのかということをお聞きしたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員会の中でもこのことは出てまいりまして、ただいま亀尾委員長がおっしゃったように、その専門性の方でこの業務委託に当たるというふうに考えているといったような説明を受けております。そして、その専門性も、管理栄養士の献立とか栄養の関係、そういったものだけではなくて、給食全般の調理技術といったようなところで当然専門性があるというふうに考えているという答弁を受けております。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 給食業務全般ということになりますと、当然これは献立も大きなウエートを示していると思うんですよ。その点からいうと、これは委託者以外の方のことになるん

で、そこら辺についても合法という結論が出て、納得されたんでしょうかということを確認いたしますが、どうでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 済みません、給食業務全般というよりも、その調理担当業務ということでございますが、そのことにつきまして追加がございましたら、議長を介してお願いをいたします。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） ありますか。

教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。何回もお答えをいたしておりますけれども、調理業務の部分についての専門性ということでお話を従来からさせていただいております。そのスタッフの中に当然栄養士の資格を持った者がおるわけございまして、そしてさらにその栄養士の指導のもとに調理師の資格を持った職員も配置をして業者の方は具体的な調理に取り組んでおります。そういう意味でもって専門性を有しておるといふぐあいに理解をしているところでございます。以上でございます。（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（森岡 幹雄君） ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 20年度一般会計予算に反対いたします。

理由は、まず基金造成です。この基金造成につきましては、先ほど質疑の中で、この10億円を使っていく計画が具体的に示されたのは教育関係の4億8,000万、それ以外は従来からある町の計画でしょうか、そういうものが考えられるということの範囲でしかなかったわけです。私は、この合併特例債というのが合併を促進するためのあめとして国がやってきたわけですが、このことによって合併を促進してきた経過があるんですけれども、このことが、むだな公共事業をして町の財政悪化になるということが、そういう経過をたどった町もあるわけです。ですから、私はこの合併特例債の使い方については、やっぱり十分検討をせないけませんし、計画が明らかでない部分については大きな基金を積むべきでないということから、これは無謀ではないかという指摘をしておきたいと思っております。

それから2つ目には、何度も議論になっておりますが、この後期高齢者医療制度に繰り出すお

金が含まれているという問題。

それから、私、質疑で言いましたラジオ体操です。私はわずかな金額と言われるかもしれませんが、緊縮予算を、ぎりぎりの予算を立てたという中で経過の説明を聞いてみますと、本当、思いつきのような説明しかないわけです。十分に検討された跡が見えないということは言わなければなりません。私はラジオ体操そのものが悪いと言ってるわけではありません。お金の使うことを計画するに当たって十分その辺の説明がなかったということを指摘しておきたいと思います。

それから、人権対策費の中の同和対策事業の関係の費用です。私は、和歌山県のみなべ町など、この同和対策事業を終結して一般対策にして、本当にいい、差別のない町づくりを、先進例がいっぱいあるわけです。そういうところに学んで、南部町も同和対策事業の終結をしていく、その方向を目指すべきだということを言っておきたいと思います。

それから、保育園の関係は真壁議員が指摘したとおりでありまして、官製ワーキングプアをつくってはならない。隣の伯耆町などではこの待遇について改善をしていく方向を出されているというように聞いておりまして、我が町もそういう方向を目指すべきだと、そのことを言いまして反対をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5 番、青砥君。

○議員（5 番 青砥日出夫君） 青砥でございます。議案第34号は、先ほどるる反対を言われたわけですが、所信表明など一向に聞いていないというような反対でございましたが、66億9,400万、昨年に比べ8億4,140万の増額となったと。これは地域振興基金8億円の追加造成が主なものです。また、小・中学校の教育環境整備に今後10億程度の財源が必要であるという表明がしてあります。その中で大規模改修、体育館の全面改修、そういうこともすべて入ってるわけですし、じゃあおいそれとすぐお金が出るわけじゃなくって、そういう意味で体力のあるうちに基金を造成するということの説明を受けたわけです。したがって、その基金が無謀だとか、そういう部分については当たらないということです。

1つずつたどってもいけません、NHKのラジオ体操ですが、これは説明がなかったというよりも、5周年を迎えたと、南部町合併5周年のイベントとしてやると、そういうような話がちゃんとしてあります。何のためにするかという、それはやはりその後にあるPRとか、やはり今後の体力づくりのきっかけにするというようないろんな意図があるわけですし、暗にこれが全然何も考えてない予算取りの、1回きりで終わるラジオ体操だというような形での反対はだめだというふうに思います。

いろいろ言われたことは、すべて私は逆の立場で、34号は賛成すべきだというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 20年度の当初予算に反対いたします。

先ほど、他の議員からも予算を反対することについていろいろ言っておりますが、もし納得がいかないのであれば、この予算を一つ一つ審議してくれたらいいんですよね。一括して一般会計がどうかということになれば、地方自治体ですから予算組まないとできませんからね、学校予算とか必要な予算がいっぱいありますからね、それは当然なんです、その中でどこが問題点なのかということ指摘しながら批判をし、改善を求めていくというのが議員の本来の姿だと思いますので、討論させていただきますね。

私は地方自治体の仕事というのは、やはり住民の暮らし、命、安全を守っていくことが大事だと思うんです。それは同じだと思うんですね。その立場でどのように行政を進めていくかというところが問われてくると思うんです。今、全国的な様子を見たら、きょう、いっぱい問題になっている後期高齢者の医療制度問題、それから特定財源等の問題で、この間ですか、きのうの新聞、山陰中央新報にも企業の景況感が過去最悪だって書かれていますね。これは何よりも原油高騰が響いてきており、国民生活は大変だって今、言われているわけなんですよ。そのような中で住民生活を守っていくにはどのようなかじ取りをしていくかということで20年度予算が問われているのではないかなというふうに思うわけなんです。今、一つ一つの問題を言っているときに、町長や課長がお答えになるのは、今、地方の財政が非常に厳しいからということでの話が出るわけなんです。確かに地方財政が厳しいことは私たちも理解していることです。そのことに対して国に求めていくことは当然だと思います。今、私がこの中ででも問題になってくるのは68億でしたっけ、この予算をどう住民のために使っていくかというところでは、やはり問題点指摘せんといけんと思うところがあるわけです。町は行財政改革の名のもとで、国の言いなりどおりに地方のお金を減らすためには職員も減らす、公共サービスも減らしていくということを言っています。でも、本当にそのことだけしかないのでしょうか。例えば、先ほど公共サービスで重要な保育園や学童保育、そういうところでも多くが非常勤のワーキングプアの方々に支えられていることは町長もお認めになったと思うんです。でもこれは、今の取り組まれている中では人をふやすことができなく、仕方がないというんですけども、住民の多くは人員の配置も違っているのではないかなということ指摘しているわけなんです。例えば、一つの例を挙げますと、地域振興協議会には14名の正職員が配置されています。本当に必要なところに人を配置していく、これが私は町

長が一番考えんといけんことだと思うんです。確かに町長の言ってる今後のために住民との協働が必要なきが来るかもしれませんが、今こんなに住民の暮らしが大変で、職員たちもワーキングプアの人々によって保育行政や学童保育のところが賄えている、学校の事務職員、用務の職員にしましても臨時じゃないといけない状況が生まれてきている。このようなところでお金を削っていく一方で、地域振興協議会への正職員の14名の配置というのは住民は納得いかないのではないのでしょうか。私はそういうことが問われてきていると思うんです。

もう一つ、お金の使い方でもいいましたら、一般質問の中で明らかになったように入札の問題がありました。他町や県に比べても高い落札率ですね、94%超えました。植田議員の試算では、過去何カ月間の工事を見ましても2,000万以上縮小できるのではないかということをおっしゃいましたよね。そういうことを考えた場合に、私は少なくともどこを削っていくのか、どういう制度をしいて緊縮して、どこにお金を使っていくのかということが厳しく問われてきているのではないのでしょうか。

もう一つには、民間でできるところは民間でという手法での学校給食の問題があります。町長はこのことに対して偽装請負だということで非常にお怒りになっておりますが、学校給食をめぐる偽装請負ではないかということは全国的に起こっている問題です。先ほど教育長もお答えになりましたが、総務常任委員会でも学校給食の専門性が問題になったときに、この専門性は働いてる人のことをいうのか業者のことをいうのかと言えば、教育長は業者だとお答えになりました。メフォスという業者は学校給食の専門家でしょうか。調理業務の専門家ではあっても、調理業務そのものが学校給食で専門性を問われてるときに問題になってきているというのが偽装請負の一つでもあるわけなんです。

そういうことを考えた場合に、私は民間でできることは民間でいいながら、職員が足りないから本来はいけないことかもわからないけどいいながら、労働基準法に抵触すれすれの週39時間の非常勤職員をつけてみたり、全国的には偽装請負の疑いもあると言われてるような学校給食で700万を削っていく。一方で、申しわけありませんが地域振興協議会には、本当に住民が望んでるかどうかもわからないところにお金持っていくわけですね。このやり方が私は決して住民が支持しているとは思えないんです。何回も紹介しますが、中年の女性の声に、町長はいい町にすると言うけれども、金ばっかりかかってくる、これが住民の声ではないのでしょうか。そういうことを考えたら、住民負担を軽減すること、そして今の町財政のしんどきを一部の非常勤職員や職員の給与を削ることだけではなくって、どこを見直していかなくてはならないかということをもっと目を開いていかんといけんのではないのでしょうか。そういうことを考えたときに、私

やはり地域振興協議会への職員の配置の見直しとお金の使い方の問題、入札のあり方を抜本的に変えていくという問題、そういうところを改めていくべきだというふうに思うんです。

そして、何よりも20年度予算というのは町長の基本的な姿勢があらわれます。住民の声を本当に聞いていく町政になっているだろうかというところでは、私は20年度の当初予算で町長の暴言問題に対する態度について、どうしても討論の中で述べておかななくてはならないと思います。

（「関係ない」と呼ぶ者あり）町長は、住民の中には感情的になれば手を挙げてもいいということと言ったとありますが、それが20年度予算で60億、住民の生活を守っていくための町長のあるべき姿勢でしょうか。私は、少なくとも人に手は出るぞと言っておきながら、だれにも迷惑かけていないから謝らない、この態度は、町長、1万2,000人以上を超える町長の姿勢として、あるべき姿勢ではないということを厳しく指摘して、20年度当初予算に反対をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。（「短にな」と呼ぶ者あり）

○議員（6番 細田 元教君） 20年度当初予算には賛成の討論をさせていただきます。

今、真壁議員が言われましたように、この当初予算が住民の生活を守る予算であるのか、住民のために使う予算であるのか、真壁議員は全部だめだと言われました。私はこの中を見まして、前年と比べて8億円アップになった。これは基金創設でございます。真壁議員、言われましたように、大変世の中が今、厳しなっております。景気も不景気になっております。そういうことになれば、我が町の税収も減ってくると思います。こういうときにこのような8億の基金を積めて、またこの基金も交付税措置になると、7割が、このような、考えてあるということは私はすばらしいことだと思います。我が住民のために、生活を守るための予算の一つ一つを言いますと、簡単に言いますと、この中で新規でさくら基金、ふるさと納税の分ですね、桜並木を守ろう、南部町の桜、日本一である、こういうことで基金を募ろう、そういうような住民のために作った予算も組んでおります。

また、ラジオ体操いいじゃないですか。NHKのラジオ体操が花回廊にやってきて、みんなでやると。住民の健康維持のためにも最高な予算が組んであると思います。また、一番僕がびっくりしたのは、よかったのは、民生費の中で地域ソーシャルワーカーの質向上のための、たかが30万円ですけども予算が組んであると。この合併に伴う地域、これは全国でも数あって、地域の自治を守る、地域のコミュニティーを守るというので、大概こういうことをやっておりました。その中でソーシャルワーカー、コーディネーターする人材を育成する、この我が南部町を、地域の活性化、コミュニティーを守るような予算を、まず人材をつくるための予算を配置していただいた、私は最高にこういうことでいいと。

また、生活を守る観点から見ましても、子育て支援費の医療費助成が今回、20年度で、今まで小学前までの医療費の助成が中学3年生まで、義務教育課程までこれが延長になって予算がついたと、これが住民の生活を守り、住民のための予算であると思っております。

また、教育に関しても、懸案でありました西伯小学校の体育館の改修、南部町、会見小学校の耐震化の予算についても今回の予算についております。

これらも込めまして、もう時間もありませんので、真壁議員が言われた住民の生活を守る予算であるのか、住民のために使う予算であるのか、はっきり言われました。当然できとるんじゃないですか。そういうことで私は20年度の当初予算には賛成いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 反対討論するわけ。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 反対討論。

○議長（森岡 幹雄君） 4番、赤井君。

○議員（4番 赤井 廣昇君） 私は、議案34号の平成20年度南部町一般会計予算に反対の立場で討論をしてみたいと思います。

いろいろ、それぞれの議員さんの方からも賛否の討論もあったわけですが、理非曲直の立場でやはり議会は審議していかなくてはならないと思いますので、若干のひんしゅくを買うような部分があるかもわかりませんが、あえて討論してみたいと思います。

といいますのは、先ほど当局から御答弁をいただきました指定管理の問題でございますが、この指定管理の問題は先般、私が質問いたしましたときにはこれは少しも間違いないということで御答弁いただきましたところ、きょうは若干ニュアンスが違って、町長の答弁の中にも間違いがあるなら正していかんやいけないということで、考えてみるというような御答弁に変わってきたわけですが、しかし、これは予算というものはそういういいかげんなものじゃないはずでございます。これは町民の血税である税金を使って1年間の事業をやっていくわけですから、そういう予算が法律に触れてるかどうかもわからないけど、とりあえずやるんだというような答弁は……。 (発言する者あり) いや、そう言われたですけど、さっきは若干もし、そういうことがあったら考えていかんやいけないということを言われたじゃないですか。 (「続けて」と呼ぶ者あり) 続けます。ということで御答弁なされたわけでございますので、見解の相違ということも言われても、余りにも大きな解釈にそこがあると私は思いますので、こういう間違った予算のあり方は私は認めることはできません。

ちなみに、私、先ほど申し上げましたけど、鳥取県条例の中でも指定管理になれない法人という形の中ではっきり3条の中にうたってございます。そういうことを含めて各市町村等について

も慎重に取り扱いされて、瓜田にくつを入れず、李下に冠を正さずということがありますように、よそでは本当に慎重な配慮の中で、そういう指定管理等についても取り扱いされているようでございます。そういうことを考えますと、やはり町長さんは町を統括される立場の方でございます。そういう方がいいかげんな形で町民さんの前に予算を提示なさったというやな形では私どもも納得できませんので、あえて大変、私自身も苦しゅうはございますが、町長さんのこのたびの予算につきましては反対を申し上げておきます。以上です。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第34号、平成20年度南部町一般会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

（「続行」と呼ぶ者あり）

もう随分時間が詰まっております。よって、本日の会議は、会議規則第9条2項の規定により会議時間の延長を宣告しておきます。（「続行」と呼ぶ者あり）

ここでちょっと休憩をとります。再開は5時。休憩します。

午後4時35分休憩

午後5時00分再開

○議長（森岡 幹雄君） 会議を再開いたします。

日程第36 議案第35号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第36、議案第35号、平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第35号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1点だけお聞きします。委員長の方へよろしくお願いします。

歳入のところ、7ページなんですけども、議案上程の説明のときにたしか徴収率を下げられたということだったんですよ。このことは、もしそうであるならば、やはり徴収率が下がるというのは、今のこの町内の生活実態がやはり家計が苦しいということの反映ではなかろうかと思うんですよ。そういうことがもし、それがことに皆さんの意見が一致したかどうかわかりませんが、もしそういう声があったとすれば、やはり保険税率のことも考慮すべきでないかなということとは私、思うんですけども、委員会の中でそのようなことが議論されたでしょうか、そのこと1点についてお聞きします。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 20年度は93%で見込むと、また5月にはまた運協等もありますので、その時点でまた先のこともわかってくると思いますが、実態はやはり徴収率が下げるということは、皆さん大変厳しいと思って認識しております。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 20年度国保会計予算に反対いたします。

理由は、この国保会計は他の社会保険料に比べて4倍ほど高いというのが常識的になっておりまして、全国知事会の見解でもこの地方の国保会計の苦しきについて、もう限界に達しているということで、国に対しては知事会、全国の町村会も含めて要望はしているわけです。そこで、この国保会計に対して国がどれだけ予算措置するかということがどうしても必要になっていると、そういう現状であると私は思っておりまして、単町の会計を、基金を取り崩すとか、そういうことでは解決できないほど深刻になっているというのが現状だと思います。そこで私は、町長は後期高齢者の医療制度の関係での質疑の中でも、国のやる医療費抑制策に対して、それを是とする立場に立っておられると私は認識しております。そういう中で、私は国に対して、この国保会計に対して物が言えるのかということを提起しなければならないわけですし、国に対してこの会計、もう破綻寸前だと、今年度、住民の支払いがどこまで耐え切れるのかというのが、本当に時間の問題にもなっているような状況だと、私はそういう立場から強く町長に今の医療費抑制の立場を変えていただくということを強く言いまして、この会計に対して反対いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 3番、杉谷です。私は、この議案35号に対しまして賛成の立場で討論いたします。

この国保会計が苦しいということは、もう皆さんよくよく御承知で大変だと思っております。そういう中でございますので、7割、5割、2割という、こういう軽減措置もなされております。ちなみに国保世帯が2,345あります。その中で7割軽減825、5割軽減148、2割軽減266と、随分と軽減措置がなされているのが我が町内の実態だと思います。そういうことをもちましてこの会計には賛成いたします。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第35号、平成20年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第37 議案第36号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第37、議案第36号、平成20年度南部町老人保健特別会計予算を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第36号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第36号、平成20年度南部町老人保健特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 8 議案第 3 7 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 3 8、議案第 3 7 号、平成 2 0 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第 3 7 号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

1 2 番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 補正予算の段階でも聞いたんですけども、それで滞納のことで聞くんですけども、実際、委員長の補正予算でもあったんですけども、生活実態は見るとね、大変高齢者とか苦しいという状況なんですけども、これについて、ただ出せ出せと、返せ返せというのは大変なことで、それに対して思うようにいくということはなかなか想定しにくいわけなんですけども、委員会の中でこのような人について町としてどういうぐあいに対応されているのかということが議論になったのでしょうか。その点についてだけ 1 点よろしくお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 委員会の審査の中で前にもありましたが、支払いの回数です。通常、普通 2 回ですけど、2 回も大きな金額になりますので、毎月分納とかいろんな相談とかしておりますけど、やっぱりプライバシーの件もありまして、ちょっと難しいことありますが、この事業は今年度も 2 名完納して徐々に金額が下がってくると思いますので、またいろんないい考えがあったら、皆さん御指導お願いしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

1 番、植田君。

○議員（1 番 植田 均君） 20 年南部町住宅資金貸付事業特別会計予算に反対いたします。

理由は補正でも言いましたけれども、20 年度当初で累積の赤字が7,487 万5,000 円ですかね、そのような貸し付けが滞納繰り越しになっておりまして、本当にやっぱり貸し手の責任としての町の責任と、それからこの制度を当初やってきた国の責任、このことは当事者の責任として問われなければいけませんし、借りた方の責任を果たしていただく。そのことをやっぱり明確にする上ではこの会計そのままいいですよというわけにはいかないもので、反対をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3 番、杉谷君。

○議員（3 番 杉谷 早苗君） 3 番、杉谷です。この議案37号につきましては、賛成の立場で討論いたします。

補正のときでも同じ議論になってしまうと思うんですけども、やはり高齢になってくると、また景気低迷な折、そのような中で、さっき植田議員もおっしゃいましたが、国の責任、町の責任、本人の責任、その責任をはっきりして反対というようなことでもございましたけれども、賛成の立場でもその責任だけはきちっとしておりますので、この分納相談、そういうような手だてをしっかりとやって、これをきちんと完納していただくように努力するように担当者には申し添えておりますので、そういう立場で賛成とさせていただきます。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第37号、平成20年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第39 議案第38号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第39、議案第38号、平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 議案第38号は、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） これは農業集落排水事業の、先ほど補正でも質疑がかかったと思いますけれども、加入促進の問題で、町の加入促進に対する政策というものが十分わからなかったんですけれども、再度その点、どのような加入促進をされるのか、委員会での審議の内容を教えてくださいたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 加入というあれがあって、施政方針でもそういう言い方だったかもしれませんが、接続率をとということで、それで所信表明では21年度末には93%ですね、西伯、旧西伯。それから旧会見でも70.7%を目標にしたいということが表明されておりましたんですけれども、確かにこれが町がつけるよといって一方的につけるというわけにもいきません。宅内のことで個人の負担になりますのでね。ただ、そうかといって手をこまねいておってもなんなんですけれども、できるだけ担当の方でも呼びかけてやりたいし、また議会の方でもそういうことがあったら、口コミでも勧めていただければありがたいなということだったんですけれども、何分個人の意思でやられることであって、強制できない。そこら辺について非常に苦しい立場だということをはしひしと私も感じたところです。何分にも接続率を高めれば管理運営費がそれだけ食い込みが少なくて済むということになると思いますけれども、委員会の中では、そのような結論といいますか、出したところであります。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 済みません、委員長。このね、私は今、手にしているのは、町長の施政方針の13ページのところなんですけれども、こちらの理解に間違いがあったらいけないので確認したいと思うのですが、会見地区3処理全体の普及率は83.6%ですと。特に接続率の低い小松谷処理区、括弧68.4%の加入促進を図り、21年度末で90.7%の普及率に努めたいと存じますって町長が述べられたんです。ここでちょっとお聞きするんですけどもね、会見3処理区全体の普及率は83.6%で、小松谷処理区が68.4%なんだけれども、この会見地区3処理区全体の処理区に、そこに住んでる方々は、いわゆる分担金という分を全部払っているということなんでしょうか。それで、ということは、21年度末で90.7%の普及率に努めたいっていう

ことは、約10%の家庭の方が分担金を払っているけれども接続しないという状況が生まれるということなんでしょうか。

それと、南部町の、次ですね、西伯地区の接続率は福成大国処理区で86%って書いてあります。この福成大国処理区も会見と同様にですね、福成大国処理区に住んでいる方々は全部の分担金を納めているということなんでしょうか。

それで、21年度の目標93%というのは、町とすれば分担金もらっているけれども、分担金払ってても参加しないところは7%ぐらい残るだろうと、こういうことを言ってるということなんでしょうか。理解に苦しむところがありましてお聞きしているんですけども、ちょっと説明していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 私の想像で言って、また、違ったらいけませんので、議長を介して執行部の方で答弁をお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長要請がございますので、執行部の方で対応をいただきたいと思いますが。

上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。分担金につきましては、ちょっと詳しい資料を持って上がってませんが、大半の方がもう支払い済みでございます。後は宅内工事をしていただいただけなんですけれども、それに対して工事が費用がかかるということでなかなか踏み切れない方がいらっしゃる状況がありますし、小松処理区につきましては、未接続の方の約半数の方が既に昔からの個人設置で浄化槽をつけておられる方がいらっしゃいまして、その関係で、あとは管をつなぐだけなんですけれども、なかなかつないでいただけない状況があります。

（発言する者あり）

済みません、追加します。分担金につきましては、まだ未接続の方でも既に完納されている方が大多数です。

○議員（14番 真壁 容子君） 西伯も。

○上下水道課長（稲田 豊君） ほとんど納入済みです。

○議長（森岡 幹雄君） 真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） ということは、委員長、このね、接続率を高めていくというのには、ここに書くだけです、ほとんどがお金を、分担金を払っているんですけども、つながない何か理由があるわけですね。（「宅内工事に費用がかかる」と呼ぶ者あり）宅内工事に費用

がかかるってということが理由ってわかってるわけですよね。そしたら、接続工事を進めていくためには、そこに手を打たないといけないわけですよね。宅内工事が高過ぎて払えないっていう住民に対して、接続率を高めていこうとする町は何か施策を持ってるということなんですか。そのことをお聞きしたいと思うんですよ、済みません。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 以前、スタート時期は宅内工事に対する借入金の利息の補てんというものがあったんですけども、たしか切れたということを知ったんですが、その点について議長を介してどうなのかということ、明確な答弁をお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 答えられるか。委員長からの要請がありますので、答弁してあげてください。

上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。借り入れに対する利子補給制度がまだ残っておりますので、それをまた広報に使いながら努めていきたいと思っております。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） この農業集落排水特別会計に反対いたします。

私たちが集落排水や下水道事業に反対しているのは、入るときの分担金ですね、高かった。その後の加入金もプラス5万円なかなか入りにくい状況があるのではないかっていう点を、1点ずっと指摘させてもらってきました。今回、改めてこういうふうに施政方針で接続率の向上を町長は言われるんですけども、そこに手の打ち方ですね、町とすれば受益者負担ということで分担金を納めてもらっているわけですよね。そこが、せっかく分担金を納めていただいておりますが、それがなかなか利用に供することができない。町とすればつながんと利用料が入ってこんからっていうだけでは済まされませんよね。住民も負担しているんだから、快適な状況をつくっていくにはそれなりの責任があると思うんです。そのやっぱり準備をきちっと整備する必要があるのではないかっていうふうに思うのです。次のところでは借り入れ状況を聞きたいと思うんですけども、少なくとも借り入れ分の利息を負担しますよとか、そういうふうなことをPRする。

また、何らかの形での支援策を講じる必要があり、そういうことを含めての中での接続率の向上と言わなければ、町が責任を果たしたことになるのではないかとということ指摘して、反対いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、足立君。

○議員（10番 足立 喜義君） 10番、足立です。接続率が低いのに反対ということでございますけど、これが本当に反対理由になるだろうかと思いますけど、先ほどの話を聞いておりますと、会見の金田とかあのあたりにつきましては既に浄化槽が入っているということで、宅内の工事につきましてはさほどお金がかからないであろうということが一つは予想されますけど、特につながんでも問題ないなあていうやな考えでおられると思います、現状ではですね。そういったことで恐らく延び延びになっているだろうというようなことが想定されるわけですけど、これはひとつ説得を重ねていただきまして、なるべく早いこと接続をしていただくということと、もう一つは、先ほどの金利負担ですか、残っておるといふやなことでございますので、そういったものを十分活用していただきまして、なるべく早い時期に、あくまでもこの所信表明で述べられたものは、当然目標でございますので、これに向かって努力していただくということで、本議案に対しては賛成とするものであります。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第38号、平成20年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を採決をいたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第40 議案第39号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第40、議案第39号、平成20年度南部町建設残土処分事業特別会計予算を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 議案第39号は、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） これ、浄化槽の特別会計なんですけども……。

○議長（森岡 幹雄君） 残土処分。

○議員（14番 真壁 容子君） ごめんなさい、申しわけございません。

○議長（森岡 幹雄君） 違いますね。質疑がないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第39号、平成20年度南部町建設残土処分事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第41 議案第40号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第41、議案第40号、平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 議案第40号は、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 申しわけございません、ここで質疑をしないといけませんでした。

合併浄化槽の特別会計のところなんですけれども、全体の普及率が60.5%だというふうに所信表明の中でもありました。一つは、これは審議されたと思うんですけども、20年度では34基、21年度では倍ですね、倍の71基っていうのは何か根拠があるのでしょうかということな

んです。それで、なかなか50基に満たない状況ですよ。これについても、なかなか高齢者の世帯があって踏み切れないというふうな意見もあったんですけども、21年度末で73%にまで持っていきたいということなんですけどね。この20年度と21年度で倍近く変わってくるって何か根拠があってのことなのかっていうのが1点と。

最近、相談を受けたことでは、浄化槽では、浄化槽を設置しているところが電気代を差し引いた金額が来てるわけですよ。自分とこで電気を起こすからと。その電気代が基本料金に及んだ場合には、基本料金は必ず払わないといけないということで、ほとんどが世帯が基本料金のみの金額になっているわけなんです。どういうことが起こるかということ、4人家族でも1人家族でも同じ金額だっていうことになっているわけなんです。それは住民の方から、本来電気代を差し引くということであれば電気代分を引くのが本当ではないかということ指摘されたわけですね。ところが、条例では、確認しましたらそういうふうになっているわけですが、この声ですね、本来電気代を引くというのであれば、電気代そのものを引くのが相当であって、このままでは少ない家族の、世帯の少ないところ言ってみれば負担が多くなっていくという状況があるということなんですけど、この改善について、ぜひ改善をしたらどうかという意見なんですけども、できましたら執行部にその件を確認していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） まず、分担金ですね、これ収入の予算だと思うんですけども、ことしは34基を予定してるということなんです。それで金額から言いますと、分担金30万だけでも分割もありということで、それでこの数字がああなって34基分ということなんです。

それでもう一つ、その接続率の問題なんですけども、これも該当の地域がどうしても奥部の方になっておって、高齢者の比率が高いのが一つと、それから次の世代がここで住み続ける保証が、確証がないためにここも浄化槽の施設をつくるのがなかなか進まないというのが現状だということなんです。でも、ともあれ環境整備のためには何とかこの実施を高めたいという執行部の大変苦しい状況もいろいろ聞きました。でも、さっきの農集でもないんですが、これは命令してできるものでもありませんので、あくまでも本人さんの意思ということでもありますけども、特にこれからはこんななかなか開拓はえらいなということもひしひしと感じたようなわけがあります。

それから、電気代についてはあれですね、これは私の方では全然聞いておりませんでしたしね、そういう声を。私自身も、委員会のメンバーの中でも。ですから、これについては執行部に問い

かけることもなく、議論もしてなかったというのが実情であります。

以上ですが、ただ、このことについてどうなのかという問いかけもありますので、議長を通じて執行部の方へ考えの一端を説明を受けたいと思います。

私のですね、質問の意図の勘違いをしておりました。ここの所信表明では20年度が34基なのに、次のところで71基と予定してるということですが、これについては一気にはね上がるということは、私の方ではここは……（「締め切りが近づくので、ここで一気にふえらへんだらうかと予想をするってということ」と呼ぶ者あり）申しわけありません。私の聞き漏らしでありましてね、期限が来てるんで最後には一気に、駆け込み言ったら語弊があるかもしれませんが、その計画の間にやりたいという腹づもりで計画されたというぐあいに説明を受けたということですので。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長からございますので、中段の料金の関係について、電気代の関係。上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。浄化槽につきましては、年間の維持費っていうのが必ずかかってくる分がございます。どうしても法定検査とか浄化槽を正常に稼働させるための維持管理っていうのが費用がかかりますので、基本料金の部分については電気料金を食い込まないでお願いをしとるところでございます。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 委員長、申しわけございません。先ほどの電気料金のことなんですけれども、先ほど課長がお答えくださったのは、基本料金は確保しないとけないので、どうしても基本料金を超えてまで電気料金を差し引くことはできないという見解だということなんですよね、課長の見解は。ということは、例えば5人家族と2人家族を想定した場合には、差し引く金額が少ない家族の方が少なくなるということですね、そういうことが起こってくるということ。実際起こっているんです、4人家族と2人家族では同じ金額払うわけなんですよ。同じ金額を払ってくるということなんです。それで、そういう意味でいえば、電気代を差し引くということは、基本料金を、の分ですね。基本料金だけは世帯にかかわらず持っていくということでは不公平が生じてくるのではないかと私は思うんですが、その点についてどうなんでしょうかという点です。済みません、お願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 委員長が答える範囲はちょっと超えてると思いますの

で、議長を介して執行部の方へ再び答弁を求めます。

○議長（森岡 幹雄君） 執行部の方でお答え、ストレートに答えができますね。（「答える、答える、簡単、簡単」と呼ぶ者あり）

上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。下水道についても、公共下水道、農集についても一応基本料金という世帯の基本料金がございます。それと同じ考え方でございますので、1世帯当たり幾らという金額になりますから、それを超えて人数の場合は加算をされていく部分です。（発言する者あり）

○議長（森岡 幹雄君） ちょっと休憩します。

午後 5 時 3 5 分休憩

午後 5 時 4 5 分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開いたします。

上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。料金の計算の仕方を若干説明させていただきますけども、まず、浄化槽1基当たりについての基本料金があります。あと、家族の方1人当たりについての料金が加算されていきます。議員も御存じのとおり、浄化槽の人槽というのは、人槽によって控除する電気料金を設定しております。先ほど言いましたように、浄化槽を維持する上で必ずかかる費用というのがございますので、基本料金の電気代を差し引いた部分で基本料金まで食いつまなないで基本料金をいただいておりますという状況ですので、1人家族の場合には電気代がかかるわけですが、1人当たりの使用料金の方が電気料金よりも低いものですから、基本料金だけをいただく格好になりますし、それが4人ぐらいまでは基本料金になるぐらいの計算になるというふうに思っておりますけども、さっきも言いましたように基本料金というのはあくまでも1基当たりの料金ということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 合併処理浄化槽については、当初より分担金、これについては3

0万高いので低くすべきだという意見で反対をすることが一つ。それと今回、私のうちも合併処理浄化槽で、御近所の方も指摘されて初めて私もわかったことなんですけども、例えば平成20年で先ほど課長が言ってくださったように計算しますと、世帯が1人で頑張って住んでいる方の合併処理浄化槽の金額は2,572円になります。2,572円から、本来電気料金を取りますよというのが、恐らく五、六人槽ですから1,155円になるんです。この金額を引いてくれはったら1,000円とちょっと払えばいいんですけども、本来、公平に電気料金を負担するということになれば1,000円ちょっとの料金を使用料として取るべきやというふうに思うんですよ。ところが、どうなってるかという、2,100円で計算しているということは、少ない家族で頑張ってる方についての電気料金がなかなか補助しますよということになっていないということ。これは細かいことかもしれませんが、中山間地域で一人ないし二人で暮らしている家族を想像してみてください。非常に年金暮らし等では切り詰めて計算してるわけですよ。月に1,000円、2,000円の負担を公共料金で考えれるものであれば、条例をちょっと変えていただいて、ただだとは言っておりません、町長。1,000円払うことができるわけなんです。少なくとも同じような恩恵を、電気料金を差し引いていくということは十分可能だと思うので、ぜひそのことを検討していただきたいということを指摘いたしまして、反対をいたします。それをしてくれたら賛成するかどうかまた決めますので、よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 賛成者の発言を許します。

10番、足立君。

○議員（10番 足立 喜義君） 分担金をまけてくれというのは現状の条例の中ではちょっとできかねるというか、これはできないことでもありますので、これはあきらめていただくということでございますが、問題は、先ほどから問題になっております電気料金ですね。これにつきましては、要は使用料の中から電気代を差し引くと、こういう解釈が一つできるわけですね。基本料金からは差し引かないと。要は使用料の中から電気代を差し引いてあげますよということでもありますので、現状ではなかなかそのこと、今、言われておるようなことも人情的には理解ができるわけなんですけど、実際には無理だという現状の中ではね。ということで、一つはどの程度まで何とかするかということが今後の課題だと思いますけど、今の時点ではまずできないということで、本議案に賛成するものでございます。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第40号、平成20年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 2 議案第 4 1 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 4 2、議案第 4 1 号、平成 2 0 年度南部町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 議案第 4 1 号は、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの報告に対して質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

1 4 番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 公共下水道の会計に反対いたします。

特に今回の公共下水道は新しく阿賀、清水川地域、ここに入っていた年度になると思うんです。この公共下水道の料金ですね、これは何年前でしたっけ、今までが 3 0 万であったのを、前納した場合には差し引くということをやめまして、もし分納した場合には 3 1 万と。これは実質引き上げではないかということが住民からも指摘され、その説明会に行き、なかなか住民に理解してもらえなかった。なかなか住民からの同意があるわけではないですからね。そういうことが基礎になっている公共下水道の会計です。今回多くの方に入ってもらわなくてはなりません。下水道の分担金も本年度も予定しているわけです。そういうことを考えましたら、私は公共下水道の分担金を分割する場合にも利息のようなものをつけるのではなく、現在高い下水道分担金を引き下げることと、分担金を払う場合には、前納をした場合の差し引くことや従来に戻していくべきだと、住民負担を軽減すべきだということを指摘して反対をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。ありませんか。

1 0 番、足立君。

○議員（10番 足立 喜義君） 1 0 番、足立です。毎回、分担金の問題も出てまいりますが、現

在事業はもう既に終わっておりますけど、分納の方が払っておられます。そういった中で途中でこのことを改めるということにはなかなかならないというように思うところであります。一応全部終了いたしまして切りがついて、何年か後にさらなるもう一回、町令でも変わったものができるればということですが、今もう既に事業は終わって、今の料金といいますか、分担金の分納の徴収業務ということですので、なかなか難しいということで、本議案には賛成をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第41号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。
委員長報告に賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第43 議案第42号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第43、議案第42号、平成20年度南部町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第42号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 20年度の介護サービスの事業特別会計ですが、これは何日目かの本会議で、今後この特別会計予算を審議するに当たり、伯耆の国の事業報告書を出していただきたいということを言っていたのですが、どうも委員会の審議には間に合わずに、きょう午前中、ここの議会の事務局に届いたわけなんです。そこで、委員長、委員会の中で審議していらっしゃらないと思うのですが、できたら委員長を介して執行部にぜひとも聞いておきたいことがあります。

それは、何かと申しますと、私たちのもとの議会の会計に出てくる介護サービスの費用では、いわゆる償還金利子及び割引料ですね、償還していく分を、寄附として入ってくることになっているんです。平成18年度は公募債もあったもんですから8,109万3,000円が寄附として入

ってきております。今回ですね、今回は幾らでしたっけ、2,720万入ってくることになっているのですが、この伯耆の国の事業活動計算書の中には、寄附行為に当たってくるこの金額が明記されていないのではないかと。というのは大まかにくくってあるものですから、数字がどこに該当するかということを見つけることができないのです。それで、これはこちらも都合よく使い分けて申しわけないんですけども、町長は町長であると同時に理事長でございます、その内容は理事会等に参加しておられておわかりなのではないかと思うので、ぜひともそれを聞いておきたいということなんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 法人のことですが、私もちょっとわかりませんが、町長も御存じかどうかわかりませんが、もしわかるようでしたら、議長を介してお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長の要請がございますが、すぐ今の項目がすつとんと答えていただけますかね。およそ。

○町長（坂本 昭文君） 町長として答えるんですか。

○議員（14番 真壁 容子君） 町長が報告を受けてるということで聞いています。

○議長（森岡 幹雄君） 町長が報告を受けとる。

○町長（坂本 昭文君） 書いてあるよ。

○議長（森岡 幹雄君） その項目が見える。

○町長（坂本 昭文君） 見えるで。

○議長（森岡 幹雄君） ちょっと休憩します。

午後5時57分休憩

午後6時00分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開いたします。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 今回、伯耆の国の事業の状況が議会事務局に提出されましたので やっとある程度のことがかかるようになりましたけれども、委員会の審査の中ではこの報告が間に合わなかったということで、私はこの南部町が福祉、介護、医療の連携ということを町の町づくりの根幹に据えていますよね。そういう町づくりをしようとしている介護施設の拠点であるこの状況が町長からもっとオープンに積極的に説明されるべきではないかなと、そのように考えているわけです。それで、法律論でどうのこうのというようなことはあんまり意味がないことであって……（発言する者あり）私は大いに出していただいて、町づくりの、みんなで考えて町づくりをしていくということが大事ではないかと。（発言する者あり）私はそう考えるわけで、今回の委員会の審議の中でこのことができなかったということに対して反対をしたわけでした、そういう理由で反対をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、賛成者の発言を許します。

3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 3番、杉谷です。議案第42号につきまして、賛成の立場で討論いたします。

この南部町介護サービス事業特別会計という、これは我が南部町が審査すべきことではなくて、これは連結決算には当たらないところの事業所のところから返すお金をただ町の窓口としてお返しするのに、寄附としての費目で入ってくるというだけのことでございますので、その内容云々をそんなに事細かにするような項目ではないと存じます。そういう意味で私は賛成といたします。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。簡潔に。

○議員（14番 真壁 容子君） これは今回出てくることになったのですが、どうして介護サービスの事業特別会計の中で所属している委員の中から必要ないっていう声が出るのか、私はそれが不思議でかなわんですよ。今後、財政健全化法になってきましたら、町が借りている借金をどう返していくかというところでは、ここは決して窓口になっているだけではなくって、伯耆の国に扱っているこの金額というのは、町が借金していることなんですよ。それをどう返していくかっていうところで審査するには、少なくとも事業報告等を聞いて委員会でしっかりと審査するっていうのが、議会の私は役目だというふうに思うんですよ。それをですね、中身がわからんお金が入ってくるもんだからということの方が私は無責任だと思うし、そのすることが何ら越権行為に当たるとは思いません。それは、先ほど町長がおっしゃってたように、伯耆の国というのは町がやってきたという歴史があるからです。決してよその分を不法にのぞこうとかそういうこ

とで言ってるのではありません。そこをきちっと自覚される必要があるのではないのでしょうか。そういう意味でいえば、今回私は、町出たことには歓迎して、これをしっかりといただきながら、今、介護サービスをめぐる職員や施設の運営が大変だという声があります。それに対してここに働く人たちや運営していく方々と、どのようにして国に声を上げていって、施設運営が成り立ち、介護の現場での労働者たちが労働条件がよくなって安心して働き続けていけるような施設にしていくために、議会がどう果たしていくかっていうことも求められてくると思うんです。そのためにも、私は今回の委員会でも、植田議員が言うように、しかるべきこの事業報告書を受けてしっかりと審議をなさる必要があったというふうに思います。それができなかったということでの反対ですから、私も同様の意見です。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第42号、平成20年度南部町介護サービス事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第44 議案第43号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第44、議案第43号、平成20年度南部町墓苑事業特別会計予算を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第43号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第43号、平成20年度南部町墓苑事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 5 議案第 4 4 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 4 5、議案第 4 4 号、平成 2 0 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

委員長報告の前に、担当課から発言を求められておりますので、これを許します。

健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。この議案 4 4 号でございますが、その中に字句の誤りがありましたので御迷惑をおかけしますが訂正をお願いしたいと思います。訂正箇所でございますが予算書の 5 ページになります。3 段目のところに、1 目広域連合分腑金の欄でございますが、この分腑の「腑」の字ですが、月に京都府の府をつけておりますが、これを改めまして貝に武士の武、賦課金の「賦」といいますか、これに訂正をお願いをいたします。以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの報告は、既に民生常任委員会でも報告があつておるようでありますので、字句の説明の訂正でありますから、これはそのとおりだと。

先ほど議題といたしました件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第 4 4 号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

1 2 番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） これは新しく始まるわけなんですけども、この中で広域連合に…。ページですね、5 ページの歳出の方なんですけども、この中で事務費とか一般管理費の事務費とかそういうもんが上がってますけれども、これの中では、本町で広域連合負担金となっておりますが、この中で負担金を出すんですけども、後の一般管理費だとか徴収費だとかそういうもの、還付加算金だとか、そういうものについては母体は県なんですけども、これについても町の方では、これは全部町の方へ移管されてやるっていうことになって、最終的に精算するとやはりこれ

については、母体の方ですね、保険者の方へ返さにかいけんのかどうなのか、そこら辺についてはどういうことになるわけでしょうか。その点について委員会の方で明らかになった点があれば、教えていただきたいんですがどうでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 最後の連合の方に返す、そういう、委員会で聞いておりませんので、議長を通して執行部の方をお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長からの要請がございます。

健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 健康福祉課長でございます。この会計は、歳出の方でいいますと今の広域連合分賦金、これを広域連合の方に保険料とそれから共通経費ということで1億2,791万2,000円支出するものでございます。以外のところの経費につきましては、一般会計からの繰入金で賄いますので、使えば使った、それから残りましたら一般会計にお返しするというような内容でございます。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） ということは、歳入の方で見ると、これはよく私の方もわかりませんが、国というんですか、がもとからこれに対する手当てというのを、運営する分ですね、この、これについては一般財源ですべて賄うというぐあいになるわけですか、町の一般財源で、ということなんでしょうか。その点について、もう一度委員長の方よろしくをお願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議長を介してもう一度お願いします。

○議長（森岡 幹雄君） 健康福祉課長、森岡君。

○健康福祉課長（森岡 重信君） 歳入の方で改めまして説明いたします。

一番上が保険料になりますので、これは保険者から保険を取ります。それから、手数料を督促手数料として取ります。一般会計の繰入金でございますが、事務費繰入金につきましては事務経費として一般会計から繰り入れます。それから保険基盤安定繰入金につきましては、これは低所得者分、それから被扶養者経過措置分というようなことで事業費を決めまして、その4分の1を町負担、4分の3が県負担ということになります。その他、それぞれ項目予算がございますので、特に保険基盤安定繰入金のところでは、この金額の4分の3が県費が入ることになっております。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

1 番、植田君。

○議員（1 番 植田 均君） この後期高齢者医療制度は国が進める医療費抑制策の一環でありまして、75歳以上の方を特別扱いといいますか、差別という言い方が、もう多くの方々が使っておられます。そして、うば捨て山だと、このようにも多くの方々が言っておられます。そして日本医師会を初め、多くの高齢者の団体だとか、本当に今、国民の中から怒りの渦が沸き起こっております。そして、私は特に紹介したいのは、この後期高齢者医療制度を設計された方が、このままいくと国民生活減びて健全財政だけが残ると、このようにも指摘されています。私はこのような国民医療を崩壊させるような、国民皆保険を守るというようなことが、笑い話のような話に今なろうとしています。そのような状況の中でこの特別医療会計の予算に賛成するわけにはいかない、このように主張いたしまして反対いたします。

○議長（森岡 幹雄君） ちょっと休憩します。

午後6時15分休憩

.....

午後6時16分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開します。

賛成者の発言を許します。

3 番、杉谷君。

○議員（3 番 杉谷 早苗君） 3 番、杉谷です。私は、この議案第44号に対しまして賛成の立場で討論いたします。

午前中の補正予算のときから出てきておりまして、この後期高齢そのものに反対しておられるという立場で、物事すべて悪い方悪い方に考えておられます。私はやはり持続可能で今の、先ほども申しましたけれども、子供たちもお年寄りもすべてが少し少しの、何ていいますかね、我慢をしながらずっと続いていけるような、そういうような保険を望んでおります。この中でも低所得者に対する負担軽減につきましては細田議員もおっしゃっております。

それと、社会保険の方から、社会保険の被扶養者の方がこちらに来られるにつきましては、今まで保険もかかって保険料を支払わなくてよい方が支払われるようになる。そのような方につい

ては前半6カ月間は負担をかけない、後半につきましては2,000円っていう、そのような保険料で推移していくっていうように説明がなされております。まだまだこれには不十分な点多々あります。心配な面も多々あります。しかしながら、今、出発しないといけないと思いますので、私はそう思いますから賛成の討論といたします。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） このね、後期高齢者について一言どうしても言っておかなくてはならないと思うことですが、持続可能でこの医療制度がつけられたというのではないということなんです。少なくとも国民皆保険制度をしていこうと思えば、保険料を払っていけば安心して医療を受けれるという制度をつくるのが持続可能な制度というのではないのでしょうか。そういう意味から見たら、75歳以上の高齢者を、3つ目の理由にいずれ避けられない死を迎えるということで差別的な医療になったり、または特定健診等をも除外させるというようなことがあってはならないことは明らかではないでしょうか。

それからもう一つはね、どなたでしたっけ、この導入により安くなるんだと、国保よりと。確かに国保が高いところは安くなるんですね。そういう意味でいえば、南部町も高かったのかも知れない、国保が。確かに低い所得者の方では今回の2年間に限っては安くなるということがあると思うんですね。ところが全体の後期高齢者が導入されたのは医療費を抑制していく策ですから、医療を提供しないということが一方であり、もう一方からは負担をふやすことによって医療費を削減していくということがあるんですからね。これは、自分たちがかかった分は介護保険と一緒に自分たちで面倒見なさいよということで、必ずやこの75歳以上の保険料は引き上げられてくるということが目に見えてるわけですね。そういうことを考えた場合、全国で起こっている、これは本当に75歳以上にとっては過酷なやり方だということは当たっていると思うんです。それで何回も言うようですが、国がするから仕方がないではなくって、私はやはり執行部も議員もそうですけれども、本来、町民にとってどういう制度がいいのかっていうところでは、今、国会も論議しておりますからね、やはりこれでは困るという声を一緒に上げていくのが今ではないかなというふうに思います。そういう意味では、今回の後期高齢者の特別会計を設けることは非常に残念だと言うしかないということで反対をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 6番、細田君。

○議員（6番 細田 元教君） この件は、午前中の条例のときにも言いましたけども、75歳以上になれば当然医療費はかさみますし、死を迎えることもありましょう。若年の人でも病気によっては死を迎えることはあります。いろいろありましたけども、これも法律で決まって、

もしこれをうちげがやめてもいいですけど、やめた場合、75歳以上の方はどのようにして診療を受けたらいいだろうか。むしろ、たくさん医療かかるのは当然だと、それを自分やちで1割払ってでも自分やちの健康は守ろうと、こういう保険制度だと思います。今、1割も大変だっていうことはありますけれども、南部町の国保は高かったせいかもしれませんけども、2,300円ほど、約4割か5割の人がこの後期高齢医療に入れば安くなります。また、医療費も治療費もどこに行っても同じように今までかかったと同様にかかることもできます。一つも変わったことはございません。変わったことは1割の負担がかかると、そういう代物でございまして別に問題はないと。むしろこのたくさんのお治療費がかかるのを自分の子供や孫に押しつけていいだろうか、ということだと思います。今、私がしゃべっていますので後ろからしゃべらないでください。そういうことで、この後期高齢、また国の方も暫定措置がございまして、これは法律までいっておりません、改正までに。この暫定処理が1年なり1年半なり延びてますけども、これはあと政府・与党、野党で協議して、どのようにこれを法律に盛り込むか、いろいろな施策が今されておられるところでございます。介護保険もしっかりでございますが、走りながらいろいろ介護保険も充実してまいりました。この後期高齢者医療もそういうことを国の方も考えておるとお思いますので、今、この件にしては賛成いたします。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第44号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第46 議案第45号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第46、議案第45号、平成20年度南部町水道事業会計予算を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 議案第45号は、経済常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） この水道事業会計は、新たに簡易水道であった会見と馬佐良を一
緒な会計にするものでありますが、この会計の中で同じにしたことによるメリットといいますか、
そうすることが適当だというふうに、議案の方でも言ったんですけども、その辺の審議があっ
たのかなかったのか、その点よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 委員会の中の審査では、あったのは、一つの最初の関
連する条例の改正がございましたね。一つのことにしていくと、会計統合するということ。これ
を踏まえての審査でありましてね、中ではやはりこれ全適のことに、これもこの方式になって中
身は確かにわかるけども、しかし、それによる住民へのメリットというものが今のところ明らか
にそれによってサービスが上回るものでもないし、そういうことから一概にこれについていい
のかという、むしろ異論の声もありました。そういう中で議論した中で、どこがどうメリットと
いうことは明らかにはなりません。そういう中で議員の審査の結果、このような可決すべ
きということに結論を得たわけでありまして。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 16ページの、委員長、簡易水道が公営企業法全部適用になって
どこが変わるのかっていうんですけども、この16ページの減価償却費のところがありますよね。
ここで、会見・馬佐良資産が1,589万9,000円、その他簡易水道資産が1,880万っていう
のが出てきました。これは特別会計ではこういう減価償却って起こりませんよね。なぜならば、
公的に運営していますからね。これがいわゆるどこが違うのかっていう点ですよ。会見・馬佐良
資産とその他簡易水道の資産を今までの特別会計の中からそれを資産として出してきていると、
ここが違うということなんじゃないでしょうか。ということは、今までなかった分を減価償却費として、
それを経営の中から、この会見・馬佐良資産からこの金額、その他簡水からこの金額を減価償却
として支出していくということだというふうに考えていいわけですね。それ委員会、どういふ
うに御審議なされたかということですよ。

今までは簡易水道は、会見の簡水は黒字になってお金を出していたというんですね。その分は
基金として積み立てていたと。今回は、こういうふうにして減価償却等で行っていくというこ
とは、今まで仮に黒字であったら、その分がここに回ってきているというふうに理解していいの
かということなんですけど、それでよろしいんでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 確かに会計上では、今までこの減価償却とかが上がっ

てなかったんですけど、今回こういう帳簿方式になって全適の中で出てきたということで明らかになったんですが、この減価償却の分であらわれた、きょうの数字のことに、はっきりとした明快な答弁を議長を介して執行部の方で答弁をお願いしたいと思いますので、よろしく。

○議長（森岡 幹雄君） お願いします。

上下水道課長、稲田君。

○上下水道課長（稲田 豊君） 上下水道課長です。議員のおっしゃるとおり、今まで出てこなかった簡易水道会計の減価償却費というのが経費として上がってくるようになった、これは確かでございます。この部分で、どういいますか、起債の償還部分との差も出てくるんですけども、これが大きな変更点であるわけです。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 今回の20年度の南部町水道事業会計は、今までと違い、すべての簡水を含めた中での水道事業会計として一本化してきました。もちろん公営企業法の全部適用です。先ほど課長に確認しましたところ、固定資産の減価償却費が経費として落とされていくという点では、それこそ国が言っている収支を明確にするようにというところを出してくるんですが、例えば今までの旧西伯地域であった馬佐良をのけた簡水が別に書かれておりますが、他簡水ということで、他簡易水道の収益見たら1,235万7,000円あるんですね。ところが今回の経費としてということで、減価償却を見ただけでも1,880万です。これ見るだけでも、簡水が公営企業法の全部適用になったら、全く採算がとれないということがもう歴然としてくるわけですね、こういう書き方をしてくると。そういうことを明らかにして、一体何が住民にもたらされてくるのかということ、結局は採算がとれないところの受益者負担増しかないと言いが無いんですね。

そういうことを考えれば、私は、特別会計でも収支が明確になることはできるし、少なくとも簡易水道事業というのは中山間地域を網羅していくことであり、そこについては何らかの支援がなければ成り立たないということから考えたら、公営企業法全部適用にはなじまない簡易水道だ

というふうに思うんです。それをあえてこの水道会計に全部持ってきて、全適にしてこのようにやっていくということは、住民負担増しか考えられないという立場から反対をいたしますし、反対ばかりしてるというので、提案は特別会計のまま置いておくべきだという提案をして反対討論とします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長報告に賛成者の発言を。

10番、足立君。

○議員（10番 足立 喜義君） 10番、足立です。今、減価償却費があるので、何ていいますか、値上げの対象だというような論もあるかもしれませんが、決算上はこれを入れて、例えば黒にしていくなというようなことに、または赤字を縮小していくというようなことになろうかと思えますけど、まず会計を一本にしたということでありまして、私は会計を一本にすることによって、将来の水道料金の均一化というものの検討に弾みがつくというような場合も考えられるだろうな。そういうことで、しばらくは様子を見ながらということですが、公共料金審議会等々の意見もそっちの方向に恐らく行くであろうと、一本の会計の中で料金が三つどもえということはちょっとだれが見ても不自然であるというようなことがある。近い将来か遠い将来かはちょっとわかりませんが、そういったことで非常に先々、水道料金に明るさが見えたなと思っておりまして、そういった点で賛成をしたいというぐあいには思います。以上でございます。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第45号、平成20年度南部町水道事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第47 議案第46号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第47、議案第46号、平成20年度南部町病院事業会計予算を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第46号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） これから委員長報告に対して質疑を行います。質疑はございませんか。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 1ページ目のところに収益的収入及び支出で、収入と支出の金額が出ています、21億6,512万9,000円が収益、それに対して事業費用が21億9,901万4,000円で、事業収益に対して事業費用の方が大きいわけですね。前回の決算のときに、やはり収益が予定どおりに上がらなかった理由として、医師が確保できなかったということがありました。今回の平成20年度の予算編成に当たりまして、この医師不足というのが病院の中でも続いていると思うのですが、それについての事業収益の影響はどれぐらいというふうに見てるといふふうに委員会で出たのでしょうか。

そのことと、今、高齢者の医療の確保に関する法律、いわゆる後期高齢者等をめぐって、高齢者にとって非常に厳しい受診抑制を促すような医療制度になってくるわけですね。医療改悪で医療抑制がされたときには、病院の収益がたっと減るといのが今までの通例だったわけです。今回の事業収益については、これらのいわゆる法が変えられた場合等を考慮しているのかということもどのように審議なされたのかということをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 医師の退職で2名の方が退職されたと。1名の方は患者数も少なく約650万の影響だったと聞いております。あと、先にやめられた方の影響額はちょっと大きい数字でしたけど、はっきり確認が持てませんので、議長を通して管理者等に聞いてみたいと思います。

次の後期高齢者の部分に関しても、同時に議長を介してお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 民生委員長からの要請がございますので、執行部側で答弁をお願いします。

病院事務部長、前田君。

○病院事務部長（前田 和子君） 事務部長でございます。病院と申しますのはチーム医療でございまして、その医師が1人でどれだけ稼ぐかという明確な数字というものはございません。単価の稼働額にいたしましても、それは医師1人が売り上げを出すというものではございませんで、看護師とかコメディカルとか、事務もそうですけれども、チームで売り上げを出すというものでございます。

しかし、以前にも申し上げましたように、大ざっぱに申し上げますと医師1人が大体1億円というふうな見方でよろしいのではないかと、1億円から1億二、三千万が上限ではないかというふ

うに考えております。

それから、医療費改定の影響額でございますけれども、今回、医療費改定があるということで、若干それは見越して組んでおる都合でございます。ちなみに今回の改定でございますけれども、西伯病院では急性期病棟がございまして、今回の改正期におきましては、療養の方は下がっておりますけれども急性期の方は配慮された点数改正となっております。横ばいか若干下がる、大体同じような水準でいくのではないかというふうに判断をいたしております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 委員長、済みません。私は公立病院が今、この医療制度が変わっていく中で非常に厳しいとこに置かれているという認識を持ってるわけなんです。それと同時に、先ほど医者1人ではなくてチーム医療だということも十分理解してるつもりです。ただ、以前には医者が1人について、医者がいなかったから収益が上がらなかったということと言われたもんですからこういうふうな聞き方したんですけども、そういう意味では、なかなかどこでも医師不足が起こって厳しい状況だというふうに思うわけなんです。この改定の影響が大変だけれども横ばいでいくと、いけるのではないかという、その私、根拠が欲しいんですよ、委員長。非常に大変ですよ。なぜかといいますと、住民が心配してるのは、地域の病院としてしっかりと今後も続けていってほしいと思うんだけど、大きな立派な病院を建てて、いろいろ借金も返していけないといけないし、医療改悪等で患者が減ったりとかして大変ではないかというふうに心配してるわけなんです。それにこたえていかんといけんと思うんです。

その点からお聞きするんですけども、この改定の影響額はあるんだけど横ばいでいけるといのは、患者がそれ以上に確保できるという計画なのかどうかという点についてお聞きしたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 委員会の聞き取りで、今度は20年度新しく休日の検診、年に3日間ぐらい新しく始めると。そして振興区、また学校医等で連携をとりながら地域医療に尽くしていくという、いろんな努力もされております。減価償却も通年約1億8,000万程度償却されておりますし、委員会の中でも非常に頑張っておられるという意見が多数で、病院の会計予算も賛成となったわけでございます。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 南部町病院事業会計予算に反対をいたします。

西伯病院の運営については、本当に努力をしていただいておりますが、昨今の国の医療費抑制に対して、この事業管理者が就任されるときにあいさつに、町長とよく相談をして運営していくんだというようなごあいさつされたと思います。そこで問題になってくるのが、やっぱり町長がどのような立場で国のやっている医療費抑制に対してどのような立場に立っておられるかということ考えたときに、やはり私はこのままでは西伯病院の経営について重大な問題があるというふうに言わなければならないと思います。

各都道府県については、医療費適正化計画を進めるように厚生労働省ですか、どんどん医療給付の全体を切り縮めていく方向がやられていますが、そのことに対して町長はしようがないと、皆保険制度を守るためにはいたし方ないという立場に立っておられます。私は日本医師会が立っておられます今の医療費抑制策は医療崩壊を招くんだと、こういう認識が大事だと私は考えております。そういう認識に立たなければ問題解決の方向が見えてこない、このことを指摘いたしまして反対をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

どっちだ。（発言する者あり）

細田君。

○議員（6番 細田 元教君） この病院事業会計については賛成いたします。

今、植田議員が最初に言われましたように、本当に頑張っておられまして、そういうこと言われておるのに賛成されると思っておりましたら、医療改正改悪のために反対、この予算は医療改正改悪一つも関係ない。それに対して一生懸命やっておられます。今回の点数改正でも横ばいになる、そのように頑張っておられます。また、お医者さんが1人欠員になった中でも、チーム医療で前年と比べて大体3,000万ぐらいの減収にとどめて、今、前田部長さんはお医者さん1人、1億二、三千万違うという中でも、今回は3,000万ぐらいの圧縮で、それで皆さんで頑張っておられる。そういうことは全部植田議員も知っておられますし、真壁議員も知っておられるし、皆さん知っておられる。この西伯病院が本当に頑張っておられます。経理についてでも、現金ベースでは1億4,000万ほどの黒字になっております。こういう立派なことで頑張っておられますので、応援はすれども反対する必要はないじゃないかと思っております。

す。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 病院会計ですね、私は地域の病院は守らないといけないと思います。そのために議会の中で批判的な意見を出したりとかいうことはあることだと思うんです。

私は、今回の病院会計をどう見るかということ、前回にも言わせていただいたと思いますが、病院の責任者で管理者、設立者である町長ですね、町が今の西伯病院の、公立病院の置かれてる現状をどのように見ているか。それと細田議員は関係ないと言いましたが、日本の医療制度の中で、公立病院がどのように置かれているかということを考えなければ、危機感のない設立者と管理者だということになると思いませんか。住民は心配しているんですよ。心配してることに議会や町はこたえていかんといけんわけでしょう。

今、地域医療が大変で、公立病院が大変危機的な状況になっているという、そういう認識がなければ、今度の2008年度に立てるガイドラインですね、それも全部クリアできると言いますが、これから押し寄せてくるのは手を打っていかんといけんわけですよ。介護病棟がなくなる時にどのように展開していくのか、医療病床をよそからとってあげればいいのか、そんな簡単なものではありませんよね。それをどうするのかという問題。それで何よりも地域住民の信頼なくしては地域の病院は成り立たないんじゃないでしょうか。

そういう意味でいえば、私は今回の病院の会計も十分オープンにしていくことと、今どのような課題が西伯病院が抱えているのかということ住民にオープンにしながら、検診の充実とか検診をたくさんふやしていくこと。例えば町長や執行部が考えないといけないことは、今、検診等が保健事業団等にもしてたくさん委託料を出しますけど、そういうことが西伯病院にできないのかというような問題、そういうことを含めて、本当に町を挙げてプロジェクトチームのようなものをつくっていかなければ、私は西伯病院は地域の病院に根差していくことにならんと思うんですよ。決してここで褒め上げることが住民のためにも町のためになることだと、私は思わんですよ。そういう住民が西伯病院に期待する声や批判の声も出しながら予算を検討していくということではなかつたらいけんと思うんです。

私は地域の病院は赤字を出したらいけないというふうに多くの住民は思っていないと思います。ただ、住民の信頼にこたえていくような病院になっていくのかという問題、ひいては今回の医療制度の中で、お年寄りやお金のない者が排除されようとしていくような保険制度に対して、医療を守るために町長や管理者がどのような声を上げていくのか、厳しい目で見てると思うんです。

病院を本当に守るといっているのであれば、大きな外枠の国の医療制度に反対をしていかなければ、

私たちの抱えているような西伯病院は守っていられないのではないかと、こういうことを呼びかけているわけです。決して働いてる者がいけんとかそういうことを言ってるわけじゃないんです。そういうことも議員の皆さんと一緒に考えようじゃないかと言ってるんです。（発言する者あり）

そういう意味でいえば、残念ながら私は町と管理者等から医療改悪についての懸念の声が聞けないということは非常に残念なことであり、しっかりとそういう批判する立場に立つことが病院を守ることであるということを指摘して、この予算には反対いたします。

○議長（森岡 幹雄君） 3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 3番、杉谷です。私は、この議案46号に対して賛成の立場で論じます。

先ほど反対の意見をるる述べられました。しかしながら、大きな国の流れの中で、どのような立場に立って県が、町が、そして町の中の西伯病院がということは、聞き取りの中で担当の者の方からしっかりと聞きました。その中で国の方ばかり向いているんじゃない、どうしたら西伯病院、いい病院で信頼される病院になるかということは真剣に考えておられました。そういうような態度が私ははっきりと見てとれました。そういうようなことで、進めていくところを、何を隠して地域に開かれて、何をオープンにしてというようなことは、私は一つ見当たらないな、今の真摯な態度でいいのじゃないかなというふうに思っております。

初めに、事業管理者の方の就任のごあいさつの中からも、ただ黒字を出すというだけではない、公立病院のあり方というものはそういうものではないというようなごあいさつもございました。そういう中で今、西伯病院は地域の中核としてしっかりと頑張っております。ただ、褒めるばかりじゃないというふうにおっしゃいましたが少しも褒めておりません。厳しい現状は変わりません。厳しい現状の中でしっかりとチェックもしていきたいと思っております。

そういう意味で、よく頑張っているという点においては十分感じられます。そのような中ですので、私は賛成といたします。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第46号、平成20年度南部町病院事業会計予算を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 8 議案第 4 7 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 4 8、議案第 4 7 号、平成 2 0 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 議案第 4 7 号は、民生常任委員会をもって審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 4 7 号、平成 2 0 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。（「続行続行」と呼ぶ者あり）

続行、はい。

日程第 4 9 陳情第 1 6 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 4 9、陳情第 1 6 号、島根原子力発電所周辺の断層調査と耐震基準の見直し、及び原子力に依存しないエネルギー政策の転換を求める陳情書を議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務委員長です。陳情第 1 6 号は、総務常任委員会をもって審査の結果、不採択すべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

1 2 番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 陳情第16号についてお聞きします。

今、委員長報告では不採択と決したということだったんですけども、今、至るところで、この陳情の趣旨にも書いてあるんですけども、原子力エネルギーに対して、事故があった場合の放射能の被害ということについては、非常に皆さん、今、環境面でも慎重、敏感になっているようなところなんです。この中で陳情事項が2つ上がっておりますが、これに対して、それに対して異議があるというぐあいに思えんですけども、どのような意見のもとにこのような結論が出たのか、そのことについて内容をお聞きするものです。よろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務委員長です。この2つの陳情事項、まず1つ目が、意見書を中国電力に提出することということで、これについては国の指針に基づいて耐震補強を行っているので、一民間企業である中国電力に対してのみ、そういった基準を設けて判断をして意見書を提出することは適当ではないのではないかという御意見。そして2番目のエネルギー政策への転換ということは、現時点でCO₂を出さずに発電を行うためには原子力に頼らざるを得ないのではないかという、それぞれこのような意見が大きな意見でございました。

○議長（森岡 幹雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） これは総務常任委員会で一たんは継続して委員会で審議した内容です。結局、委員会の中では賛成多数で不採択ということになりましたが、中での論議では、1つ目の地震の耐震基準の見直しを行う意見書を中国電力に提出すること。このことについてはともかく、2つ目の原子力を用いないエネルギー政策への転換を求める意見書を国会に提出すると、これはエネルギー政策の意見の違いだということが多かったんだと思うんです。

この中で、討論で明らかになったことなんですけれども、実は1番目の中電にマグニチュード6.5以上の地震を想定した耐震基準の見直しを行う旨の意見書を中電に提出すること、このことについてもちゅうちょする声があったんですが、実はきのう、3月25日の山陰中央新報には島根原発の耐震安全性を中電が、ここに書いてある陳情のとおり活断層の長さを今まで10キロ前後としていたのを22キロとすることから、まさしくこの陳情に書かれていることが、

調査したところ事実であるということがわかったので、活断層の長さを22キロにして耐震基準を引き上げるということを中電が言っているわけなんですね。そのことがきのうの新聞でも出されてきました。

この中で問題になっていたのは、島根原発周辺の断層問題ですが、今、日本では地震がよく起こって、とりわけ今の耐震基準が合わないということを全国に知らしめさせたというのは、実は2000年の10月6日に起きた当地を震源地とする鳥取県西部地震であったということを聞いて私も驚いたわけです。ここでどういうことが起こったかという、活断層の存在が知らなかったところで、マグニチュード7.3の地震が発生し、この地震から南部町の震源地から約8キロ離れた地下100メートルに防災科学研究所の地震計がつけられてるんですけども、そこが最大574ガルを観測したということが地震学会を驚かせたそうなんです。島根原発もそれを契機に調べたところ、広島工業大学の研究チームが、実はこの下に走っている断層が20キロに、18キロを超えて、島根原発の本来建ててはいけないというところに当たっていくのではないかという指摘があったわけですね。ところが、この時期になぜ本来、鳥取西部地震でわかっていたのに、マグニチュード6.5を超える地震があったのに変えられなかったかといいますと、この時期に起こった国の地震を耐震基準の見直しを行う調査会というのがあるんですけども、そこにいた神戸大学の先生が、そこをのいて告白してるんですね。耐震基準の見直しの会に行って西部地震等を例に挙げながら科学的に追求しなくてはいけないということが至上命題であったのだけれども、新指針というのはもう既にできていて、それは東京電力を初め電力会社が建物を更新しなくてもいいような段階での指針の見直しにしかなかったというところで、それを告発して、この耐震指針検討分科会から離脱しているということがニュースに出たわけなんですよ。広島工大の先生なんかも、これは大変なことだといって調べてきた中で、中国電力に対して警告を發してたという問題だと思うんです。

これは私は少なくとも陳情事項の1については、当然取り上げるべきであると思うし、結果として、そういうことが3月25日の新聞報道で行われてるということは、もっと議員の私たちも勉強して、この情勢についていかんといけないのではないかと思うのが一つです。

2つ目の原子力を用いないエネルギー政策への転換ということについていえば、日本が地震国であることを考えるならば、エネルギー政策を原子力に頼っていくということには非常に危険だということは、国民の多くも指摘してることではないでしょうか。そういう意味でいえば、私はこれを採択すべきだし、少なくとも2番目に同意ができないのであれば、陳情事項の1点でも一緒に採択をできたのではないかと思うのですが非常に残念でなりません。今からでも遅くはない

ので、きのうの新聞を見て御一緒に採択しようではありませんか。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、秦君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 11番です。この陳情、島根原子力発電所周辺の断層調査と耐震基準の見直し、及び原子力に依存しないエネルギー政策の転換を求める意見書に対して、反対の立場で、不採択の立場で意見を述べたいと思います。

先ほど真壁議員が言われましたとおり、中国電力は調査をして対応しております。まず、その前に、1966年、東海村で原子力発電所の営業運転が始められてから約40年がたっております。この陳情書にも書いてありますように、東海村のJCOで被曝し、2人の死者が出たのは、ウランを扱う会社が起こした事故であり、発電所の施設とは関係がありません。

また、2004年8月に関西電力美浜発電所で5人の死者が出たが、これも原子炉とは別の建物の中で起きた事故でありました。この事故は原発第3号機の蒸気タービンの建屋で発生しております。定期検査の準備中に配管が破損し、作業員が140度の高熱の水蒸気に囲まれたものです。原因は27年間交換しなかった配管が金属疲労で薄くなったものであります。この事故を受けまして、原子力安全・保安院は全国の火力発電所も調査したところ、北海道、関西、中国、沖縄の電力4社の7発電所、9基、合計26カ所で配管の肉厚が国の基準を下回っていることが判明しています。つまり原子力発電所だから起きた事故ではないということなのです。

しかしながら、原発の稼働に伴って出る高レベル放射廃棄物の処分の問題、また2007年度、この陳情書にも書いてありますが、7月の中越地震で被災した東京電力の柏崎刈羽原子力発電所は再稼働のめどが立っておらず、原子力には課題が山積していることも事実であります。

さて、今回の陳情の島根原発周辺の断層等の再調査、これはマグニチュード6.5以上の地震を想定した耐震基準の見直しという項目であります。中国電力は3月19日に、これまで10キロと評価していた活断層の長さを約2倍の20キロに修正する方針を明らかにしております。この件はさっき真壁議員も述べられました。トレンチ調査は継続中だが、ボーリング調査、音波探査は終えているとのことでもあります。そして3月25日の報道によりますと、中国電力はこれまで原発周辺で巨大地震が起きた場合、1号機の原子炉など主要機の最大加速度300ガルの基準地震度を想定しておりましたが、このたびの調査に対応し600ガルにすべての施設を引き上げるとしております。これはさっきも述べましたように、活断層の長さが今までは10キロと想定して耐震を考えていたわけではありますが、20キロという長さになったために地震規模が大きくなるということで対応したものであります。しかしながら、中国電力の主要機、この安全性は十

分に余裕がある、標準地震度が600ガルになっても耐震基準を下回らないと説明し、現時点で大規模な耐震補強工事の予定はないとし、今後必要性があれば検討するというふうに述べております。これは昨日の新聞に出ていました。そして現在、中国電力は、この島根原発差しどめ訴訟を受けております。この訴訟の経過も見守っていかねばならないというふうに思っています。しかし、この陳情に書いてある耐震基準を見直して補強をなささいということは、既に中国電力はこの基準をクリアして対応をしているということでもあります。

そして2番目の陳情の項目であります。原発を原子力エネルギーに頼ることなく、新たなエネルギー施策をとということでもあります。現在、世界では改めて原子力発電の効果が脚光を浴びております。これは真壁議員も述べておられましたが、発電能力は巨大で、かつ発電時に二酸化炭素がほとんど出ないために原子力発電がより有利な発電方法なのだということでもあります。そして、現在、世界で約435基の原発が稼働していますが、2030年ごろには約790基までふえると想定されています。（発言する者あり）ええ。そして、現在、我が国のエネルギー政策であります。石油が占めている割合が2005年度は43%から35%に、2005年度の43%から2030年には35%に、原子力は逆に12%から19%に、石炭は21%から18%に、天然ガスは15%から14%に変わっていくということを想定しています。つまり原子力はふえるわけですが、化石燃料は軒並みに減るとということでもあります。エネルギーの戦略というのは国家にとって重要な施策であり、二酸化炭素を発生しない原子力エネルギーの効果はエネルギー供給源としては欠くことのできないものであり、原子力を用いないエネルギー政策への転換は非現実的で賛成できない陳情であり、不採択といたします。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 短く討論しますので。私は、この陳情16号は、ぜひ採択すべきだという立場で、若干、少しの時間で終わりますので討論いたします。

まず、この陳情、先ほど不採択に対しての討論がありました。既に中電は、この発電所は、それに対応するように注意事項に上げてあることをクリアしてるんだという討論でした。私は、これで絶対に安全だということはないと思うんですよ。だから、より強固なことをやっぱりやるべきだということを、まず中電に出し、そして委員長長の報告では、中電だけでは問題があるんじゃないかということでありましたから、あわせて関係先に意見書を出してもいいんじゃないかということ、このことがまず一つ。

それから、2つ目の原子力を用いないエネルギー政策への転換ということで、いろいろ化石燃料ということだったんですけども、しかし、今、風力発電だとかほかのことに求めております。

そういう中で、お金が要るわけですから、この開発に対しての支援をやっぱり国が積極的にやるべきだと思うんですよ。財源はどうするのかということが当然問われると思いますので、その点について言っときますが、実は軍事費の中で、軍事費を減らすことももちろんなんですけども、中でもアメリカに対する思いやり予算が、これが二千数百億円をやってるんですよ。十分それを、金を、化石燃料を変えることに、風力発電を初めとすることに国が支援をする、この姿勢を大いに要求すべきではないでしょうか。そして、核開発で、安全だからヨーロッパの方の他の国では、この原子力エネルギーでやるべきだ、進んでると言われておりますが、これについて安全面は別として、必ず使用済み核燃料が出てきます。この処理に大変なお金と労力がかかりますので、そのこともあわせて、やはりこの陳情に対しては採択すべきであることを申し述べて私の討論を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第16号、島根原子力発電所周辺の断層調査と耐震基準の見直し、及び原子力に依存しないエネルギー政策の転換を求める陳情書を採決いたします。

委員長報告は不採択でありましたので、原案に対して採決をいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立少数であります。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第50 陳情第17号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第50、陳情第17号、沖縄戦における日本軍の命令・強制・誘導による「集団自決」の記述を削除、修正させた教科書検定の結果を撤回し、同記述の速やかな回復を要求する意見書提出についての陳情書を議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 去る3月14日付託を受けた陳情第17号は、総務常任委員会をもって慎重審査を行いました。いまだ結論を得るに至らず、なお検討審議を行う必要がある。次期定例会まで期限を延長されるよう、会議規則第46条第2項の規定により要求します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいま総務常任委員長から、会議規則第46条2項の規定により、閉

会中の継続審査とされたい旨の要求がございました。この委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第17号は、委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。（発言する者あり）

暖房を今入れてもらったんです。しばらくお待ちを。

日程第51 陳情第20号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第51、陳情第20号、「JR不採用問題の解決に向けた協議の開始を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 陳情第20号は、総務常任委員会をもって審査の結果、不採択すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） この陳情は、陳情趣旨項目がILO勧告に基づいてJR不当採用問題の解決に向けた協議を始めてほしいということなんですよね。それで、このILOの勧告が7回目ということになっておりまして、ILOを批准してる日本が、この勧告に従ってこの協議を始めるとするのは余りにも当然ではないかと思うわけですけど、これがなぜ不採択になるのか、その点、委員会でどのような協議がなされたのか御説明をお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） ただいまの植田議員の発言と同趣旨の意見もございました。そのほかにも立場上といいますか、境遇がよくわかるという意味で採択したいという意見もあったわけですが、現在、司法に判断を任せている状況なので、そこに任せるべきであろうと、また地方議会がどうこう言うべきものではないというふうに感じているといったような意見がございまして、採決の結果、こういう不採択というふうに決したものでございます。

○議長（森岡 幹雄君） よろしいですね。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） この陳情は、JRの不採用問題の早期解決を求める内容でした。

これは何回も今までも議会に出てきたことがあります。今回、ILO勧告の問題もそうです。これ以降、ことしの1月23日、全動労の方々の行っていた裁判が東京地裁で判決が出、JRの不採用問題で労働組合に対しての差別があったという認定がなされました。これはここに書いてある平成17年9月の国労の組合に対して引き続いての判決だということなんです。委員会でも出ましたのは、この南部町で全動労、国労ですね、ここで働いていた方も非常に多いと聞きました。それもそのはずですよ。私が20数年前に来たときも、国鉄で働く方が非常に多いのだということを知ったことがあります。それがいわゆる分割民営化により組合で差別されて、新しいJRに採用してもらえなかったという方々がたくさん全国的にも出ている中で、この身近にも起こっていることだということが私自身も聞いていますし、委員会の中でも出た声でした。

問題は、この私たちの委員会が、考え方やJRを批判したことで批判する者は採用しないというような、組合を差別したりとか考え方や思想で差別することがあっていいのかどうか、これを認めるのかということがうちの委員会でも問われたのではなかったでしょうか。

委員会では、戦後、憲法のもとで民主主義を学んできた方ばかりか……（「りじゃない」と呼ぶ者あり）りではありませんが、委員会の中では議員で出ておられまして、民主主義をもちろん御存じですし、公平で差別はいけない、人権感覚にもすぐれた方ばかりだと思えます。その中で、このようなJR不採用の問題で不当差別はいけないという立場に当然立つのは私は当たり前ではなかったと思うんですが、委員会の中では私を含め2名の賛成でした。私は、少なくとも、これはJRの組合の問題というだけではなく、このような組合差別をどう私たちが受けとめるのかということが一人一人問われたのではないのでしょうか。

私のこの賛成討論に対して反対討論する方は出てくると思いますが、もし、これを反対するというのは、そういう意味でいえば組合差別を認めたり、考え方の違うものは雇っちゃらんというような考え方が正しいのだという立場に立つことにほかならないのではないのでしょうか。今からでも私は遅くないと思えます。2回判決も出ていますから、そういう意味でいえば身近にこのことにより塗炭の苦しみを味わってきた同世代の方も多いのではないのでしょうか。そういうことを考えれば、皆さんと御一緒にこれを採択して、そのような方々の期待にこたえたいと思いますので、ぜひとも採択一緒にしようではありませんかということをお願いしたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） それでは、この陳情を不採択とする立場で討論してみたいと思いますが、先ほどもお話がありましたように、この陳情はたびたび当議会にも提出をされ、その都度、不採択とされてきている陳情であります。

1987年、昭和62年に日本国有鉄道が分割民営化をされてJRとして発足をいたしました。そのときに分割民営化を掲げて反対運動をしていらっしゃいました労働組合に所属をしていらっしゃった1,047名の方がJRから採用されず不採用となって、その後、急に不採用となったということから、生活も大変だったというようなことがこの陳情でも書かれているわけであります。

しかしながら、この問題というのは労使間の問題であり、民間企業となったJRと、そこに働く労働者の方の問題であります。当事者間で十分話し合っ解決をされる問題でありましょうし、ILOの勧告があるといえども、やはりこれは労使間で解決をしなければ、民間企業に我々のような地方議会が介入をして、そこでとやかく言う問題では決してないというふうに考えております。したがって、当陳情は、不採択とするのが妥当であるというふうに考えますので、御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第20号、「JR不採用問題の解決に向けた協議の開始を求める意見書」の提出を求める陳情書を採決いたします。

委員長報告は不採択でありましたので、原案に対して採決をいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立少数であります。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

実は最後まで走れっちゅうことでありましたけども、本当わずかで5分程度休憩をします。再開は30分。（発言する者あり）もっと早いこと、そんなら25分再開といたします。休憩します。

午後7時18分休憩

午後7時25分再開

○議長（森岡 幹雄君） 会議を再開いたします。

日程第 5 2 陳情第 2 3 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 5 2、陳情第 2 3 号、文科省による軍の「強制」削除の沖縄「集団自決」検定意見の撤回について（陳情）を議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 総務常任委員長です。去る 3 月 1 4 日に付託を受けた陳情第 2 3 号は、総務常任委員会をもって慎重審査を行いました。いまだ結論を得るに至らず、なお検討審議を行う必要があるため、次期定例会まで期限を延長されるよう、会議規則第 4 6 条第 2 項の規定により要求します。

○議長（森岡 幹雄君） お諮りいたします。ただいま総務常任委員長から、会議規則第 4 6 条第 2 項の規定により、閉会中の継続審査とされたい旨の要求がございました。この委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第 2 3 号は、委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第 5 3 陳情第 2 5 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 5 3、陳情第 2 5 号、介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める陳情書を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 去る 1 2 月付託を受けた陳情第 2 5 号は、民生常任委員会をもって慎重審査を行いました。いまだ結論を得るに至らず、なお検討審議を行う必要があるため、次期定例会まで期限を延長されるよう、会議規則第 4 6 条第 2 項の規定により要求します。

○議長（森岡 幹雄君） お諮りいたします。ただいま民生常任委員長から、会議規則第 4 6 条第 2 項の規定により、閉会中の継続審査とされたい旨の要求がございました。委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第25号は、委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第54 陳情第28号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第54、陳情第28号、後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する陳情を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 陳情第28号は、民生常任委員会をもって審査の結果、不採択すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） この陳情ですが、不採択になったということですが、委員会の中では何対幾らで不採択になったんでしょうかという1点。それと不採択になった理由を教えてください。

○議長（森岡 幹雄君） 民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 3対1でございました。

○議員（14番 真壁 容子君） 理由。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 不採択の理由を申し上げます。

過料を取るとありますが、実際にはそのようなことが起きないようにカバーすることが必要であり、保険証の取り上げについてもさまざまな事情がある中で慎重に対応するということが大事であります。また、この保険制度につきましても、差別ではなく今後も高齢者の医療については安心していただける医療でありますというようなことでございました。

○議長（森岡 幹雄君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） この後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する陳情をぜひ採択すべきと考えます。

町が行いました後期高齢者医療制度説明会でいろんな声が出ていることを担当課から聞いてお

りまして、その一部を紹介いたしますと、お年寄りの方々が、意見ですけれども、年金から引いてもらうと安心ですけれども小遣いが減りますよね、年金暮らしでさらに保険料を払うのは大変、老人いじめだと思う、年寄り早く死ぬということか、このような御意見が出ておりまして、本当にお年寄りに安心をというような状況ではないと言わざるを得ません。

私は20代の後半でしたかね、会見町の商工会の青年部に入っておりまして、日本武道館で全国の会がありまして、そこで当時の渡辺美智雄厚生労働大臣、その当時は厚生省だったかもしれませんが、その方が来られてあいさつされまして、そのときに私、生で聞いたわけですけれども、お年寄りに金をかけるのは枯れ木に水をやるもんだと、このようなことを言われまして背筋が寒くなった思いをいたしました。本当に今の自民党、公明党の政権がやっているという、この状況というのは、まさに変わっていない、そういうことだと私は言わなければならないと考えておりまして、ぜひこの陳情を採択すべきというふうに考えます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、杉谷君。

○議員（3番 杉谷 早苗君） 杉谷です。陳情第28号につきましては、賛成の立場で討論させていただきます。

反対理由としていろいろとどこからどのような言葉を持ってこられるのか、ちょっと私はわからないのでございますけれども、このきょうの今会議で審議いたしてきた中におきまして、後期高齢者医療制度については、4月から速やかに出発すべきという立場でずっと一貫してまいりました。この陳情は、中止・撤回ということでございますので、採択すべきでないというふうに判断いたしました。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第28号、後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する陳情を採決いたします。

委員長報告は不採択でありましたので、原案に返って採決をいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立少数であります。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第55 陳情第29号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第55、陳情第29号、後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する

陳情を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 陳情第29号は、民生常任委員会をもって審査の結果、結論を得るに至らず、審議未了にすべきものと決定したから報告いたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結します。

委員長の報告は審議未了でありました。本案を審議未了とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり審議未了となりました。

日程第56 陳情第30号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第56、陳情第30号、後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する陳情を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 陳情第30号は、民生常任委員会をもって審査の結果、不採択すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に反対者の発言を許します。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） これは先ほどと同じ内容の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する陳情です。

私は、これを取り巻く全国的な状況を述べたいと思いますが、まず自治体の3割が中止・撤回を求めて意見を出しているということです。先ほども触れましたが、恐らく鳥取県議会も全会一致で、この中止ないしは見直しを上げてくるのではないかというふうに思うんです。国会では、

御存じのように野党が、4党が一緒にこの見直し・撤回を求めて上げてきているという問題です。

ここで、例えばこれは与党の中でも起こっている問題です。例えば岐阜県の大垣市なんかは自民党の市議会の会派が住民にビラを配って、この後期高齢者医療制度、断固反対して、国に対し制度の廃止を強力に要望していくと、こういう声も上がってきているんですよ。わかればわかるほど、これはもうお年寄りいじめだし、長生きして悪いのですかということが何回も国会で繰り返されてきたという内容だと思うんです。実際、人ごとのように思うかもしれませんが、自分の親に向かって、あんたは後期高齢者だけんって言うのって非常に悲しい話だと思いませんか。

また、何よりも、先ほど言った、人間はだれしも年を老いて死んでいくのだと思いますが、いずれ死を迎える者だからといって75歳で区切るというようなことは本当にあっていいことだというふうに考えているのでしょうか。これがお金がないばかりにというのであれば、私はこの医療や命というのはお金にかえていくというのが今の日本の政治なのかなと思えてならないわけです。

それともう一つ、どうしてもやはり許せないのは、お年寄りか子供かという論です。こんなこと言われたら、孫さんや子供の顔を浮かべたお年寄りはどういう気持ちになるのでしょうか。だれかって自分たちの後に続く、未来に続く者の幸せ願わない者おらんわけですよ。今まで自分の歩んできた道をもって、今から残された日々を本当に年金で暮らそうと思っているところに、75歳以上は別建てだよ、保険料も扶養家族から外れるんだよって言われるのは、このようなやり方が本当に長生きを喜んだり人間を大事にされる施策なのかといえば、そうではないとしか言いようがないんじゃないでしょうか。

私は、少なくともこれを持続可能な保険制度のためにというようなことは決してそうではないということもわかってほしいと思うのです。何よりもねらいはお金が医療費に使いたくないからだと。そういうことを見れば、今の国の制度を見てお金の使い方を変えていこうという声を上げていかんといけんというふうに思うわけです。

とりわけ地方では75歳以上の方が多く、とりわけうちの南部町では何割でしたっけ、半数以上の方が7割、5割、2割の軽減を受けるわけですよ。そういう状況にあって、このようなお年寄りいじめ、高齢者いじめのやり方が、決して歓迎されているものではないということを私たちは肝に銘じる必要があると思います。そういう意味では今からでも遅くはない、これを中止を求めて皆さんと御一緒にやはり声を上げていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 委員長報告に賛成者の発言を許します。

細田君。

○議員（6番 細田 元教君） 今、真壁議員の話を書きましたら、この高齢者医療制度は死ぬるための制度のように感じましたけど、そのような制度ではございません。75歳以上になったら自分の保険証が持てて、同じように若人と全く同じように治療も受けられますし、死を迎える、死ぬるような制度では一切ないということを申し述べておきたいと思ひます。

賛成については、今までの後期高齢者医療についての議案があったとおりで、賛成討論したとおりでございます。

○議長（森岡 幹雄君） 12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、この陳情30号にはぜひ採択をしていただきたいと思ひんです。28号で不採択になりましたが、思ひ直して、ぜひ採択したい。

私は、この制度についての欠陥についてはいろいろ今まで述べられましたけども、住民の声を、最近なんですけど、とにかく出会うとお年寄りの人が、本当に行き着くところの話は、4月から困ったもんだと、私らに直接、保険料が今年年金の方から取られていくんだと、夫婦そろっておってもそれが別々らしいという、そういう声を聞くんですよ。町の方で集落ごとに説明があったけども、なかなかこれがようわからんと、何か聞くと負担が減ってね、というようなこと言われるけど本当にそうだろうか。でも、テレビとかほかのもんをまた見るとそうじゃないということも聞く、一体どっちなんだろうかということに非常に迷っておられる。そしてその中で、こうこういう状況になるんですよと、医療のことで、将来ですよ、将来というか、自分の医療については負担をしていただくようになるんだと、仕組みがね、そういうことで。

本来は国民皆保険で支え合いの精神という言葉を書きょうも言ったんですけど、そういう中でやるんで、今のお年寄りが若い働き盛りのときは、そのときのお年寄りのことを医療の負担をかぶってたんですよ。それが今度は、自分たちがなったら自分たちのお金でやれということでしょう。これは小泉首相が改革の中で言った自己責任、このことそのままじゃないでしょうか。一体、行政というものは自己責任をやれということになりゃ何をするんですか。やはり行政機関というもんは国を中心ですよ。国がやはり行政の一環として国民の生活を自己責任だなくて、貧しい人、苦しい人に対しては手だてを差し伸べるということ。特に皆保険を維持するんであれば、分けるなどということとはとんでもないことであり、みんながそれぞれが支えていく、このことをぜひやる、これが本当の今の精神ではないでしょうか。

そういうことから、ぜひ後期高齢者医療の制度の中止と撤回を、このことを採択して国に意見書を書けることを、ぜひ強く求めたいと思ひます。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第30号、後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する陳情を採決いたします。
委員長報告は不採択でありましたので、原案に対して採決をいたします。
原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立少数であります。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第57 陳情第31号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第57、陳情第31号、法務局の増員に関する陳情書を議題といたします。

本件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（景山 浩君） 去る3月14日、付託を受けた陳情第31号は、総務常任委員会をもって慎重審査を行いました。いまだ結論を得るに至らず、なお検討審議を行う必要があるため、次期定例会まで期限を延長されるよう、会議規則第46条第2項の規定により要求します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいま総務常任委員長から、会議規則第46条第2項の規定により、閉会中の継続審査とされたい旨の要求がありました。この委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第31号は、委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第58 陳情第32号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第58、陳情第32号、介護保険料の激変緩和措置継続のお願い（陳情）を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 陳情第32号は、民生常任委員会をもって審査の結果、結論を得るに至らず、審議未了にすべきものと決定したから報告いたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいま総務常任委員長の指名をいたしましたけども、民生常任委員長の誤りでありましたので、訂正をいたします。

ただいまの民生常任委員長の報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結し、討論を終結して、お諮りをいたします。

委員長の報告は審議未了でありました。本案を審議未了とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり審議未了とすることに決しました。

日程第 5 9 陳情第 1 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 5 9、陳情第 1 号、「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 陳情 1 号は、経済常任委員会をもって審査の結果、趣旨採択にすべきものと決定したから、会議規則第 7 7 条の規定により報告をいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

1 3 番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） 1 3 番です。ただいま委員長の方から趣旨採択にする旨の報告がございましたが、私はこの陳情文を見て、中ほどにございます、元来、自然界での鳥獣の数は著しく増減を繰り返すもので、ふえても減っても本来、人が問題にすべきものではありませんというようなことが書かれております。私は、これはいささか違うんではないかなと。本町の中山間地の現状を見てみると、イノシシ被害でも大変な被害が出ているわけでありまして。それをどのような委員会としての認識かということ。

それと要望事項の中で、捕獲した鳥獣は原則として人間とのあつれきがほとんどないと考えられるところに運んで放すことということになっております。これも私としてはとても受け入れられるものではないなあというふうに思います。本町で人間とのあつれきがほとんどないというよ

うなところが果たして存在するのかどうか、どういう認識かということです。

この陳情者を見てみますと、日本熊森協会という、熊森協会と読むんでしょうか、この会長の方、兵庫県西宮市の出身でございます。本当に中山間地のこの厳しい現状というものを御存じなのか、委員会としてどのような審議がなされた結果、趣旨採択となったのかということをお尋ねするものであります。終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 確かに塚田議員がおっしゃいますように、鳥獣ですね、被害、特にイノシシについては被害が増大しておって、予算をつぎ込んでその被害から守るということに頭を痛みきゅうきゅうとしてるわけなんです。

そこで、委員会の中では、イノシシがふえてるということ、これについては皆、認識を一致しております。その中で、人が問題にすべきでありませぬということ、確かに太古から来たのは自然のバランスで、それぞれが、お互いが天敵というんでしょうか、その作用によってバランスをとってきたんですけれども、近年、樹種転換、特に杉、ヒノキの造林によって、クヌギですか、実のなることが減った、そのために里に出てきた、しかもその中で繁殖もふえていて頭数もふえてるということでは、数を統計として数えたわけではありませんけれども、そういうぐあいに認識を一致にしたところであります。これ科学的にどうなのかと言われると、なかなか証明するのは委員会の中では難しいんですけども、そういう状況が生まれておりました。そういう中で、一つ、その認識は確かでした。

それから、この陳情項目にあった、エの捕獲した鳥獣は原則として人間とのあつれきがほとんどないところ、このことなんですけれども、これは動物愛護からいけばそのとおりかもしれないけれども、しかし一たん、あったんですけれども、人間なら諭して罪を犯したもんが更生することはあるでしょうけれども、自然の動物にそれを諭して理解させるということとはとても無理だし、一たん人里へ出てきて人がつくった作物をとって食べた動物が、山奥深くまで運んでいっても、またそこに、里に出てきて荒らすだろうということで、この陳情の確かに乱獲、ぼんぼんってしまうということについては、無差別にってしまうということには同調するんだけど、この放していくことについては、これは受け入れることができないということで、趣旨は十分に理解するんだけど採択することはできないし、また不採択ということにもならんだろうということから、趣旨採択と決したのであります。

それから、この熊森協会の方なんですけれども、森山さんですか、この方に直接電話して様子を聞いたわけではございませんけれども、これは注約としてありますね、兵庫県本部以外に全国18

となっているんですが、委員会の中で調べられた方が、これ今21都道府県になってるということがありました。そういうこともありまして、これが団体の姿だということがわかりました。結論としては趣旨採択ということにしたのが、経過が以上であります。

○議長（森岡 幹雄君） 13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） 長々とお述べいただいたんですが、どこどこの趣旨に賛同されたかというのがよくわからなかったです。この要望事項のア、イ、ウ、エのうちのどの趣旨に御賛同になって趣旨採択というふうになったのか、再度お述べいただきたいと思います。

○議長（森岡 幹雄君） 経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） なったのは、アの項目が当面の被害をとということで優先的に行われるということ、このことをしたのであります。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） これをもって質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますね。ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、陳情第1号、「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情を採決いたします。

委員長報告は趣旨採択でありました。本案を趣旨採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

日程第60 陳情第2号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第60、陳情第2号、道路特定財源の一般財源化及び暫定税率の廃止について（陳情）を議題といたします。

本件について、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員会委員長（亀尾 共三君） 陳情第2号は、経済常任委員会をもって慎重に審査を

行いましたが、いまだ結論に至らず、なお検討審議を行う必要があるので、次回定例会まで期限を延長されるよう、会議規則第46条第2項の規定により要求します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑がございますか。

〔質疑なし〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま委員長から、会議規則第46条第2項の規定により、閉会中の継続審査とされたい旨の要求がございました。この委員長の要求どおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 異議がございます。ということは、継続審査すべきじゃないと。（「すべきじゃない」と呼ぶ者あり） こういう御意見でございますね。そういう御意見がございますので、原案に返って本会議でお諮りをすると、こういうことになるわけですが、さよう取り計らってよろしゅうございますか。（「どれを諮るの」と呼ぶ者あり） 原案を諮ります。よろしいですね。さよう取り計らいます。

異議がございましたので、継続審査とすることにせず、本会議で結論を出すと、こういうことになるわけありますので、これから……。

○議員（15番 宇田川 弘君） 議長、発言を求めます。

○議長（森岡 幹雄君） 15番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） 今、私が異議ありと申し上げましたが、経済常任委員会では継続審査ということでございましたが、昨年12月の6日に、この南部町議会におきまして、道路特定財源につきまして賛成多数で衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣にその旨の文章を提出しております。よって、ただいま国会では審議に入らないような状態が続いておりますけれども、我が町にとりましても国道180号線の整備等、道路特定財源につきましても、速やかに結論を出すべきと私は考え本提案をするものであります。

○議長（森岡 幹雄君） ただいま異議申し入れと、それから本議案を採決すべきと、こういう意味の発言がございました。さよう取り計らいたいと思います。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） 済みません。これが継続をやめて決を諮るということであれば、賛成か反対かの討論の時間を設けていただけないでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） もちろんやります。

結局、委員会に付託したけども、継続の申し入れがあったけども、それはだめだよということで、一たん本会議の方に引き上げようと、こういうことになりますんで、そのままこれを議題として皆さんに提案をしたということで諮るということでもあります。

したがって、御意見あろうと思いますんで、討論ございますか。

反対討論のわけだな。（「いや、反対側です」と呼ぶ者あり）いやいや。（「原案については」と呼ぶ者あり）原案について。（発言する者あり）反対からやります。これは反対からやります。委員長の報告が消えてしまいましたんで。

○議員（14番 真壁 容子君） 反対するんでしょう、討論。

○議長（森岡 幹雄君） それで、原案に反対者の発言を許します。

13番、塚田君。

○議員（13番 塚田 勝美君） 先ほど委員長の報告は継続ということでありましたが、私も昨日の全員協議会の中で今、一番国民が注目をしている問題ではあるかと思えます。国民が注目をしているということは、本町の町民の皆さんもこの暫定税率の問題については注目をしているわけであって、本町議会がここで結論を出さずに継続をするものというのはいかなるものかというような発言もさせていただきました。

その中で、先ほど宇田川議員の方から異議の申し立てがございました。その中で述べられたように、本町議会といたしましても、昨年12月6日でしたか、賛成多数でもって先ほど申し述べられたように暫定税率の維持を求めて、特定財源の維持を求めて意見書を提出した経過もあるわけであります。そして、本町も今、平成25年でしたか、供用開始を目指してバイパスの建設にも取りかかろうとしているときにあって、本町でこの暫定税率の廃止となると、本町の試算でも6,000億程度の減収になるというようなことから、そのような道路建設にも支障を来すというようなことがあります。したがって、やはりここは特定財源として残していただいて……（「6,000万」と呼ぶ者あり）6,000万ですね、失礼いたしました。6,000万円ということでございました。そのような大きなお金が穴があくというようなことになれば、本町の今、一般会計を議決をしたわけですが、そこにも穴があいてくるということになって、町政の運営にもそれなりに支障を来すということになるわけであります。

したがって、特定財源としてやはり原油の高騰の折、非常に大変ではあります、ここは一つ踏ん張っていただいて、皆さんで盛り上げて道路財源としてのガソリン税の暫定税率を維持していこうではないかというふうに思う次第であります。終わります。

○議長（森岡 幹雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、亀尾君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、委員会の中では継続ということが決してありましたけど、私はぜひこれは採択してほしいということを申し述べておまして、今回、これが議論になるということは大変うれしく内心思っているところでございます。

実は先ほどいろいろ、これについての、この陳情に対する反対の意見が述べられました。私は今ここに至って、これがなくなれば鳥取県の道路、そしてまた町のこの財源にも影響があるということをおっしゃっているんですけども、一つはこの暫定税率はやめてほしいということ、リッター25円だったのですかね、ということなんですけども、しかし、財源については、これは取るなどということは言っていないわけなんです。そういう中で、一般財源に貸して当然地方にそのお金を回すのが当たり前じゃないかということなんです。道路に特定していること、これでどうなんでしょうか。

けさもニュースで、また新たに出ましたということ。何をやってるかといや宴会やったりね、そんなことにまでお金を使ってる。つまり、これから56兆円でしたかね、58兆円ですか、今後も……（「59兆円」と呼ぶ者あり）59兆円ですね、積み立てると言うんですけども、結局そのお金は一体何に使われるか、道路に使うと言うんですけども、ならその道路が本当に生活関連の道路だなくて、いわゆるゼネコン型の大型高速道路をつくる、しかも見込んでつくったんですけども、現に閑古鳥が鳴くような、そういう道路がたくさん全国にもあるわけなんです。

この間、東国原のあの宮崎のところにどなたかが行かれたんですけども、民主党の菅副代表が行かれたんですけど、そのときも本当に通らないような状況、こういう道路がどんどんつくられる。しかも私が強く言いたいのは、このガソリンで納める税金は、都会の方は主に交通アクセスが発達しておりますからマイカーを持っておりません。ほとんど電車だとか、そういう公共交通を使っておりますね。私たち地方の方が本当にみんなが車を持って、この油に対する税金は負担をたくさんつき込んでいるんですよ。そういうのであれば、地方の道路を優先すべきなのに、用もないようなところ、大きな道路をどんどんつくっていく、この考え方をぜひ改めていただきたい。

それから、今後10年間で積み立てるんですけども、鳥取県では試算すると大体7,200億円ぐらいということなんですよね、鳥取県の部分は。しかし、この59兆円の中のパーセントにすればわずか1.22%なんです。先ほど言ったように、納めているのはかなり頭数にすれば1人の負担大きいのに、こういう扱われ方をしてる。それよりも特定をやめて一般財源として交付税算入にして、地方の時代ですから地方の裁量で、そのことで生活関連の道路につき込もうといった

ら、それの方がよっぽど地方の意向が通るんじゃないでしょうか、そのことがあります。

そして、くしくもきょう、日本海新聞に載っておりました。一筆啓上というところできょう載っておりました。これがどういうことが書いてあるか、ガソリン税の暫定税率問題が浮上するまで、本来の約2倍のガソリン税を支払っていることを意識していた人がどれだけいたのでしょうか。おくれればながら今回、自動車取得税にも暫定税率、本来3%が現行5%が適用されていたことも初めて知りました。地方に暮らす者に自動車は必需品ですが、重税と言えるほど多彩な税が課せられています。加えてガソリン価格の高騰、所得はふえず物価が上がる中で、庶民は生活防衛に四苦八苦です。一納税者としてこのままでいいとはとても思えません、これが地方に暮らす私たちに共通した認識ではないでしょうか。

そのようなことから、ぜひこの陳情は採択して国に意見書を上げる、このことを求めて私の討論を終わります。

○議長（森岡 幹雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第2号、道路特定財源の一般財源化及び暫定税率の廃止について（陳情）を採決いたします。原案に対して採決をいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森岡 幹雄君） 起立少数であります。よって、本案は、不採択とすることに決しました。

日程第61 陳情第3号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第61、陳情第3号、「現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援施策の推進に関わる国の予算の大幅増額を求める意見書」提出の陳情書を議題といたします。

本件について、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員会委員長（石上 良夫君） 陳情第3号は、民生常任委員会をもって審査の結果、趣旨採択すべきものと決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（森岡 幹雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第3号、「現行保育制度の堅持・拡充、保育・学童保育・子育て支援施策の推進に関わる国の予算の大幅増額を求める意見書」提出の陳情書を採決いたします。

委員長の報告は趣旨採択でありました。本案を趣旨採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

ちょっと休憩します。

午後8時00分休憩

午後8時01分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開します。

日程第62 議案第49号

○議長（森岡 幹雄君） お諮りします。ただいま町長から議案第49号、南部町課設置条例の一部改正についてが提出されました。この際、これを日程に追加し、追加日程第62とし、議案第49号といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、追加日程第62、議案第49号、南部町課設置条例の一部改正についてを追加議案とすることに決しました。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友君。

○副町長（藤友 裕美君） 大変お疲れだというふうに思いますが、2議案についてよろしく御審議をお願い申し上げたいというふうに思えます。

議案第49号でございます、南部町課設置条例の一部改正について。次のとおり南部町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案でございますけれども、これは現在、産業課の事務分掌といたしております地籍調査業務につきまして、4月から建設課の業務とするための条例の改正をお願いをするものでございま

す。

地籍調査業務を建設課に移行することについてでございますけれども、地籍調査の境界確定などにおきまして、法定外の公共物、いわゆる赤線、青線、こういった部分が影響する場合に、現在、地籍調査室の職員のほか法定公共物の所管である建設課の職員なども立会をしておるといような実態もございます。このために地籍業務を建設課の方に移行することによりまして、効率的な業務の遂行が可能になるというふうな考え方によりまして、今回お願いをいたすものでございます。

内容でございますが、新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。産業課の事務分掌の中に旧条例で地籍調査に関する事項という項目が入っておりますけれども、これを第8条の建設課の事務分掌の中の8条の第4項の後に1号を追加をいたしまして、地籍調査に関する事項を追加をいたすものでございます。

この条例は、20年の4月1日から施行するものでございます。ひとつよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） ただいま説明がございました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第49号、南部町課設置条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第49号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第63 議案第50号

○議長（森岡 幹雄君） お諮りします。町長から議案第50号、南部町職員の給与に関する関係条例の整備に関する条例の制定についてが提出されました。この際、これを日程に追加し、追加日程第63とし、議案第50号といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、追加日程第63、議案第50号、南部町職員の給与に関する関係条例の整備に関する条例の制定についてを追加議案とすることに決しました。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友君。

○副町長（藤友 裕美君） 議案第50号、南部町職員の給与に関する関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

次のとおり、南部町職員の給与に関する関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案でございますが、これは職員給与に関する条例につきまして、必要な整備を行うために、本条例によりまして3つの条例の改正について制定をするものでございます。

第1条でございますが、第1条では、南部町職員の給与に関する条例の一部改正ということでございまして、職員の級とその職を定める別表2の行政職給料表級別職務分類表の4級に、新たに指導主事の職を設けるものでございます。この指導主事でございますけれども、これはこれからの学校についての指導体制の強化を図りたいという考えで、新たに指導主事の職を設けるというものでございます。

それから、第2条としまして、南部町職員の給与の特例に関する条例の一部改正でございます。この第2条の関係につきましては、今日まで職員の給与カットについて実施をしまっておりまして、20年度においてこのカット率を変更するというようお願いをいたすものでございます。

この職員の給与のカットにつきましては、平成16年の10月1日から実施をしておりまして、その理由といたしまして、12年に起きた西部地震の借り入れの償還についての協力、また財政的な支援という観点で今日まで職員組合等を含めて交渉して、協力をして実施をしまってきたところでございますけれども、20年の4月1日からは若干この率のカット率を変更するという内容でございます。

新旧対照表を見ていただきたいというふうに思います。まず、第2条の条文の中で、平成16年10月1日から平成20年3月31日までという期日を、新たに20年の4月1日から21年の3月31日までというふうに変更いたすものでございますが、これはカットについては引き続きお願いするわけでございますけれども、率が変わることによりまして、新たに20年の4月1

日から21年の3月31日までということで、20年度に限っての期間をここに変更をいたすものでございます。

それから率の割合でございますけれども、従来はすべての行政職の給与について100分の3、それから100分の4、100分の5、100分の6ということで、等級によってお願いしておりましたけれども、今回からは3級以上の適用者についてカットをお願いするということでございまして、3級については100分の2、それから4級については100分の3、5級、6級については100分の4といたすものでございます。

このカット率を改定する理由でございますけれども、これは御承知のように、18年度の人事院勧告によりまして給料表が引き下げになって改定をされておるわけでございまして、現在その引き下がった給料表を適用しとるわけでございますが、1、2級の相当については、かなり額も引き下がるとということと、このままカットを引き続くということになると勤労意欲、そういったものにも影響するというようなことで、組合との交渉の中で1、2級については配慮をしながら上級の給与についても率を若干引き下げたという内容でございます。

それから、第3条でございます。これも南部町職員給与に関する条例の一部を次のように改正するということでございます。これは附則の7項を次のように改めるということでございます。これは施行日の内容でございますが、施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなる職員には、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額に次の表の期間欄に掲げる期間に応じて、支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額を給料から支給するという内容でございます。これにつきましては、いわゆる先ほど言いました18年に給料表の改正をお願いしておるわけでございます。その時点で現在の給料を受けていた者が改定によって引き下がった場合は、人事院勧告の規定によりまして5年間の猶予期間があるというようなことで、現実的には引き下がらないような現給保障ということを行っておったわけでございますけれども、これについて20年と21年につきまして、2カ年にわたりましてこの支給割合を調整をしていくという内容でございます。

先ほど申し上げました条文の中の施行日の前日といえますのは、18年の3月31日というふうに読んでいただきたいというふうに思いますし、2行目に給料月額が同日においてと、同日という表現がございます。これは同じく18年の3月31日だというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

その19年度から新しい給料表に変わるとるわけでございますけれども、若い層におきまして

は、給料表を切りかえた時点で余り給料差額というものがないわけでもございましたけれども、上級職にあってはその差が大きいというようなことでございまして、その差額については現給保障をしておいたという内容でございます。先ほど申し上げたとおりでございます。その給料月額が18年の3月31日において受けていた給料月額が新しい給料表において下がった場合は、以前に受けた給料を保障するという内容のものでございますので、そのように御理解をしていただいて、その経過措置について、これから支給割合を20年度については100分の60、それから21年度については100分の30という調整をして解消を図るという内容でございます。この施行日でございますが、平成20年の4月1日から施行するという内容でございます。

経過措置としまして、2に掲げております、この条例による改正後の南部町職員の給与の特例に関する条例第2条第1項といいますのは、先ほど言いましたカットの条文でございます。それから、及び改正後の南部町職員給与条例に関する条例の一部を改正する条例附則第7項の規定というものは、先ほど言いました現給保障の調整についての条文でございます。

この規定は、その条例の施行日以後に支給する割合について適用し、同日前に支給する給与については、なお従前の例によるということを経過措置として掲げておるものでございます。ひとつよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森岡 幹雄君） 追加提案のありました50号の説明が終わりました。

質疑がございますか。

14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） この議会で追加提案が出てきたんですけどもね、きょう、平成20年度の南部町一般会計予算書を賛成多数で議決したわけですね。その中には、給与が書いてあるのは、先ほど追加提案されたこの議案分が反映されていないわけですね。そういうことですね。補正予算で今度出てくるのかなと思うんですけども。お聞きしますが、第2条関係で給与の額の特例、これは前回の旧から新に変えることによって、いわゆる特定割合が給与減になるのが減じられますから、この分についての影響額はどれぐらいなのかということと、次の現給保障が100分の60から100分の30になっていくということなんですね。これについても影響額を聞いておきたいと思うんですよ。大体、町がお金がなくて大変だという中で、職員の方々の給与をどれぐらい減らしてきてるんかということを知りたいんですね。それは試算されていると思うので教えていただきたい。

それと第3条関係で現給保障の件でいえば、旧の条例の方は7ですね、施行日の前日からと線引いてあるところを見れば、この旧の段階では現給保障の期限等について定めがなかったわけで

すよね。そういうふうに解釈していいわけですが。今回は、その定めをつくって、それも20年、21年が100分の30やから、恐らく22年度はこれはなくなるということになるのかということなんですね。その確認と、この現給保障について人事院勧告等については、どのように言っているのかということをお聞きしたいと思うんですよ。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長です。まず、2条でカットについてどのぐらいの影響額があるのかということでございます。新、これを仮に施行した場合に、2,083万でございますので約2,100万を想定しております。それから、現給保障についてですが、現給保障を40%落とすということの影響額を1,400万を考えております。合わせまして約3,500万と思っております。

それから期限についてですが、先ほどおっしゃいましたとおり、22年に制度を完成させてスタートさせたいというぐあいに考えています。先ほど副町長が申しました中には、本来これは17年度の人事院勧告で、18年の3月議会で50年ぶりの公務員の給与体系の大幅な変更、それともう一つはわたり制度の廃止ということを人事院勧告が打ち出しまして、それをここで御説明いたしました。しかし、わたり制度を廃止しましても、既に給与制度というものは各年代ごとに動いておりますので、急激なコントロールというのはできないということで、相当の期間ということをお知らせしていただけたらと思います。それをある程度の時間がたちましたので、労働組合等と協議いたしまして今回の提案となったものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 14番、真壁君。

○議員（14番 真壁 容子君） この2条関係と3条関係で約3,500万円の減額だということなんですね。この2条でお聞きしたのは、旧に比べて2,100万ではなくって、今回実施した場合、2,100万の影響があるということなんですね、そういうことですね。ということは……。

○総務課長（陶山 清孝君） 旧と言われますのは、19年度よりまだ下がるのかという……。

○議員（14番 真壁 容子君） いえ、そうじゃなくって、旧との差を言われたのか、平成20年度の新しい給与表での影響額を言われたのかというのがわからんのですよ、どちらですか。

○総務課長（陶山 清孝君） 単純にカット額を計算したものです。

○議員（14番 真壁 容子君） はい、わかりました。カット額を計算されたら2つ合わせて3,500万なんですよ。それで、確かに私はお金がなくて職員給与をも削って努力しているということは、これは非常に職員にとっても厳しい内容だというふうに思うんです。しかし、それを

せざるを得ないと、組合がのんだと言われることなんですね。ということは、職員もみずからそういうことで努力しようではないかというふうになったというふうに理解したいと思うんです。

ところで、この3,500万円は一体何に使うのか。提案ですけれども、今、正職員が足りてない状況なんですよ。平成20年度の予算、私は反対しましたがほかの多くの議員は皆賛成したんですよ。給与もそれでいいよと言うてるんですよ。この3,500万を使って職員をふやしたらどうなるのでしょうか。今まで何年か前に課長等もたくさん減らしてきたわけですよ、やめて。そういうことを考えたら、町の施策の中でいけば、職員が類似団体と比べて多いといいますが、町の計画でいえば職員はそんなにたくさん減ったということじゃなくて、何年か前に課長さんたちがたくさんやめられたときの分がまだプールされているんじゃないですか。そういうことを考えたら、この3,500万を何に使うか、自分たちの職員が、自分たちの身を削った分を職員をふやしていく、そういうことで使ってほしいと思うんですけど、町長どうでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 総務課長、陶山君。

○総務課長（陶山 清孝君） 総務課長でございます。財政的な外側から見ますと、ここで数字を、先ほども出しましたように、カット総額と現給保障の縮めることを全部一緒には比べるものではないでございますけれども総額で3,500万でございます。ただ、これまでのカット、人員が多かったわけですからカットも多かったわけですが、19年ベースで3,900万ぐらいのカットになっております。ですから、外側から見た中ではカット額としては400万ぐらい減ってきております。そういうことから考えますと、自由になるお金というのはなかなかそこから捻出できないのではないかというぐあいに考えております。どうぞ御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに。

1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 1条のところで、「園長又は主査」を「園長、指導主事又は主査」というふうに、指導主事を新たに加えられたわけですが、その説明の中で、学校に対して指導を強めるというような説明ではなかったかと思えますけども、この指導主事を新たに学校に対して指導を強めるというお考えについて、その中身を御説明いただきたいと。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。指導主事につきましては、大きく分けまして学校の教員への指導力の向上についての指導といいたいまいしょうか、そういう側面と、それから学校を支援をするといいたいまいしょうか、今やっておりますコミュニティースクールなんかもそういう側面

でございますけれども、授業の中に直接タッチするわけではないけれども、学校の運営上、きちっとできるように支援をする、この2つの側面があろうというぐあいに思っておりますけれども、当面、私の方はこの指導主事に期待をいたしますものは、学校を支援するという形の中であるべき学校の姿をつくり上げていきたいというぐあいに思っております。

○議長（森岡 幹雄君） 1番、植田君。

○議員（1番 植田 均君） 学校の指導力の強化というあたりで、かなり専門的な能力が求められるのかなと思っておりますけれども、そのあたりの人材確保について適切な人材が確保できるという見通しを持っておられるのだからこういうことなんだろうと思っておりますけど、その点、どのようにお考えでしょうか。

○議長（森岡 幹雄君） 教育長、永江君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。人材については努力をせないけんというぐあいに思っておりますが、指導主事というものの厳密な規定といいたいまいしょうか、基準というものはどうもないようでございます。教員の免許状を有しておることがこれ必須要件になりましょうし、あとは現場経験等それ相当の年数、経験を経た者でないと指導主事というわけにはならんだろうというぐあいに思っております。以上です。

○議長（森岡 幹雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を行います。原案に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第50号、南部町職員の給与に関する関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

議案第50号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第64 発議案第3号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第64、発議案第3号、議会のあり方調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案者である宇田川弘君から提案理由の説明を求めます。

15番、宇田川君。

○議員（15番 宇田川 弘君） 大変8時30分を既に回っております。まさにこの議会のあり方というものを今後どうしていくのかということでもあります。

発議案第3号、議会のあり方調査特別委員会の設置につきまして、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。平成20年3月26日提出。提出者、南部町議会議員、宇田川弘。賛成者、同、秦伊知郎。南部町議会議長、森岡幹雄様。

別紙であります。本委員会は分権時代に対応した新たな議会への活性化方策を研究するため、地方自治法第110条、委員会条例第6条の規定により議会のあり方調査特別委員会を設置し、付託の上、調査を行うものであります。調査事項。議会基本条例の具体化及び議会のあり方についての調査、研究。2、常任委員会の構成等についての調査、研究。以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（森岡 幹雄君） 発議者であります宇田川弘君から提案理由の説明がございました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） ないようでありますので、質疑を終結して、これから討論を省略し、採決を行います。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会のあり方調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名をいたしたいと思っております。委員は、全議員16名を指名をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を特別委員会委員に選任することに決しました。

そういたしますと、ただいま選任いただきました特別委員会の正副委員長の互選のため暫時休憩をいたします。選任次第再開をしたいと思いますので、休憩をいたします。

でも、控室に行きますか、ここでよろしいですか。控室で早速全員の委員会を持ちたいと思

ます。直ちに議員の方は御参集を賜るようお願いをいたします。

午後 8 時 4 0 分休憩

午後 8 時 4 6 分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開いたします。

ただいま議会のあり方調査特別委員会から互選の結果について報告がありましたので、これを発表いたします。

議会のあり方調査特別委員会委員長、秦伊知郎君、同副委員長、景山浩君。

以上で結果報告を終わります。

日程第 6 5 議長発議第 4 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 6 5、議長発議第 4 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、宇田川弘君から、閉会中も本会議の日程等、議会運営に関する事項について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、宇田川弘君から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第 6 6 議長発議第 5 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 6 6、議長発議第 5 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。広報調査特別委員長、秦伊知郎君から、閉会中も議会広報などの編集について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、秦伊知郎君から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第 6 7 議長発議第 6 号

○議長（森岡 幹雄君） 日程第 6 7、議長発議第 6 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会のあり方調査特別委員長、秦伊知郎君から、閉会中も議会のあり方等、について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。よって、議会のあり方調査特別委員長、秦伊知郎君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（森岡 幹雄君） 以上をもちまして今期定例会の会議に……（「休憩」と呼ぶ者あり）そうですか。

ちょっと休憩、町長から求められておりますので休憩をとります。

午後 8 時 5 0 分休憩

午後 9 時 0 0 分再開

○議長（森岡 幹雄君） 再開いたします。

以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第 2 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森岡 幹雄君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成 2 0 年第 2 回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後 9 時 0 0 分閉会

議長あいさつ

○議長（森岡 幹雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る 3 月 1 0 日の開会以来、本日まで 1 7 日間にわたり、平成 2 0 年度一般会計予算を初め予算関連条例など当面する町政の諸案件を、議員各位の終始極めて慎重な御審議をちょうだいいたしまして、提案されましたすべての案件を議了することができました。そして、

極めて妥当な結論を得たと感じております。議員各位の御精励に対して深く敬意を表するものであります。心からお礼を申し上げます。

特に本定例会では、議会基本条例が制定されて初めてとなる会議でありましたけれども、議員各位並びに町長を初めとする執行部の御協力をいただき、議論を深めることができたと考えておる次第であります。

最近、議員の報酬などのあり方等について世論が注目を集めておりますけれども、南部町にとって真に必要な議会のあり方について、先ほどは新たに特別委員会を設置をしていただき、議論を深めていくことになりました。町民からの目線に立った議論も真摯に行っていただけるものと感じておるところでございます。議会としてもその責任を果たすために一段の努力が必要だろうというふうに思っておるところでございます。

国政においては、税制関連法案が大きな山を迎えようとしておる時期でありますけれども、さまざまな御意見がございます。暫定税率を含めた道路特定財源につきましては、さきの12月議会におきましての意見を発しましたように、本町議会の姿勢は道路特定財源の確保・維持・堅持であつたらうというふうに思っております。今後の国会の行方に注視をしていかなければならないというふうに考えております。

特に町長初め執行部におかれましては、この議会の審議の間に、常に真摯な態度をもって御協力をちょうだいいたしましたこと、心から敬意を表しますとともに、今期定例会を通じて議員各位から述べられました一般質問、あるいは質疑を通じてさまざまな議論の展開がございました。その中での意見、要望につきましては、今後、新しい年度におきます町政の執行に際しまして十分反映をいただきますよう、心から強く要望をするものでございます。

終わりにになりましたが、皆様におかれましては、健康に留意をいただきまして、ますます御活躍をいただくよう御祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。大変お疲れでございました。

.....

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 3月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会は、3月10日より本日まで17日間にわたり開催されまして、平成20年度一般会計当初予算を初めがんばれふるさと寄付条例など、46議案について御審議を賜りました。全議案とともに御賛同いただきまして御承認をいただき、まことにありがとうございました。厚くお礼

を申し上げます。また、長い間でお疲れになったと思いますが、心から御労苦を御慰労申し上げたいと思います。また、膨大な量の議案でございまして、誤字や脱字もございまして、審議に御迷惑をおかけいたしまして申しわけございませんでした。改めておわびを申し上げたいと思います。

3月14、15日には、10名の議員さんから一般質問をちょうだいいたしました。町政の基本であります人権問題を初め今日的な課題である格差社会に対する対応について、また4月より施行される後期高齢者医療制度や教育問題、少子化対策など、非常に広範な課題を取り上げて御質疑をいただいたわけでございます。当初予算を審議する本定例会にふさわしい内容であったと、このように思っております。それぞれに答弁はさせていただきましたけれども、議論がかみ合わなかった点や答弁の不足した点、また間違った点などがあれば、また日常活動の中で御指導賜りたいと、このようによろしく願い申し上げます。

さて、国政におきましては、年度末を控え暫定税率の継続是非をめぐる野党が非常に激しい攻防が続いているわけでございます。私もその行方に大変注目をいたしております。万一継続をされないというようなことになると、この町財政には極めて大きな影響があるわけでございます。また計画中の道路計画も見直しを余儀なくされるということでございます。結果によっては改めて議会の方に御相談を申し上げなければならない、こういう事態も想定されるわけでございます。その節には、またよろしく願いを申し上げたいと思います。

いよいよ春がやってきました。桜の開花も間近となってまいりましたけれども、議員各位にはどうぞ健康に留意されまして、議員活動を通じて南部町政の発展に御尽瘁をいただきますようお願いを申し上げまして、お礼のごあいさつにかえたいと思います。どうもありがとうございました。
